

II

施設整備マニュアル編

(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

ア 共同住宅以外

移動等円滑化経路	1
敷地内の通路	2
駐車場	3
出入口	4
廊下等	5
階段	6
傾斜路	7
エレベーター等	8
便所	9
浴室又はシャワー室	10
ホテル又は旅館の客室	11
客席及び舞台	12
標識	13
案内設備	14
案内設備までの経路	15
情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	16
情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17
誘導設備等	18
附帯設備	19
乳幼児連れ利用者に配慮した設備	20
視覚障害者誘導用ブロック	21

施設整備マニュアルの見方

施設整備マニュアルは、「整備基準の表」ページと「参考図」ページで構成されています。

1 「整備基準の表」ページ

ページ内容

福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「指定施設整備基準」と、政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「建築物移動等円滑化基準」を一覧表にしました。表の右側には、該当する基準の参考図の番号を記載しています（「参考図」ページに記載）。

ページ構成

項目

整備を必要とする項目（タイトル）を示したものです。

基本的な考え方

整備に対して配慮すべき基本的な考え方を示したものです。

アイコン

項目の主内容を示すイメージ図です。

指定施設整備基準

条例（規則）により整備が遵守するよう定められた事項を示したものです。（概要編P21参照）

建築物移動等円滑化基準

政令に基づく基準に、条例（規則）で追加した横浜市独自の建築物移動等円滑化基準を含みます。（概要編P21参照）

参考：関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすく示したものです。

2 「参考図」ページ

ページ内容

「整備基準の表」ページに記載している各基準について、施設整備の例をわかりやすく図で参考を示したものです。「整備基準の表」ページの表内の右側の「図」欄で索引できます。各ページを構成する項目の詳細は、以下のとおりです。

ページ構成

参考図

整備事項に対する具体的な整備事例を図で解説したものです。

凡例

参考図で示したものが、どの整備基準にあたるかの凡例です。

解説

指定施設整備基準の解説を文章で示したものです。関連する参考図とともに示しています。指定施設整備基準の番号を表示し、参照できるようにしています。

コラム

基準や福祉のまちづくりに関連する事項を示したものです。

利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

「整備基準の表」ページ

項目

整備を必要とする項目
(タイトル)

基本的な考え方

整備に対して配慮すべき
基本的な考え方

6 階段

基本的な考え

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切な上げと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



アイコン

項目の主内容を示すためのイメージ図

指定施設整備基準

条例（規則）により整備が義務づけられた事項

建築物移動等円滑化基準

政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている「建築物移動等円滑化基準」を合わせて記載しています。
なお、指定施設整備基準と同じ規定については、「同左」とし、基準の規定がない場合は「一」を入れています。

図番号

「参考図」ページに呼応する図の番号を示したものです。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 両側に、2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
2の項(1)ウ(7)再掲		
(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1
b 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	同左	6-6
e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	一	6-1 6-6
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	6-1
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	6-1 6-4

移動等円滑化経路を構成する～

項目によっては、指定施設整備基準の中に、移動等円滑化経路上にあたる場合にかかる基準をまとめている場合があります。その場合は、「1 移動等円滑化経路」(P62) も参照してください。

参考：関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすいように示したものです。

「参考図」 ページ

図（番号）

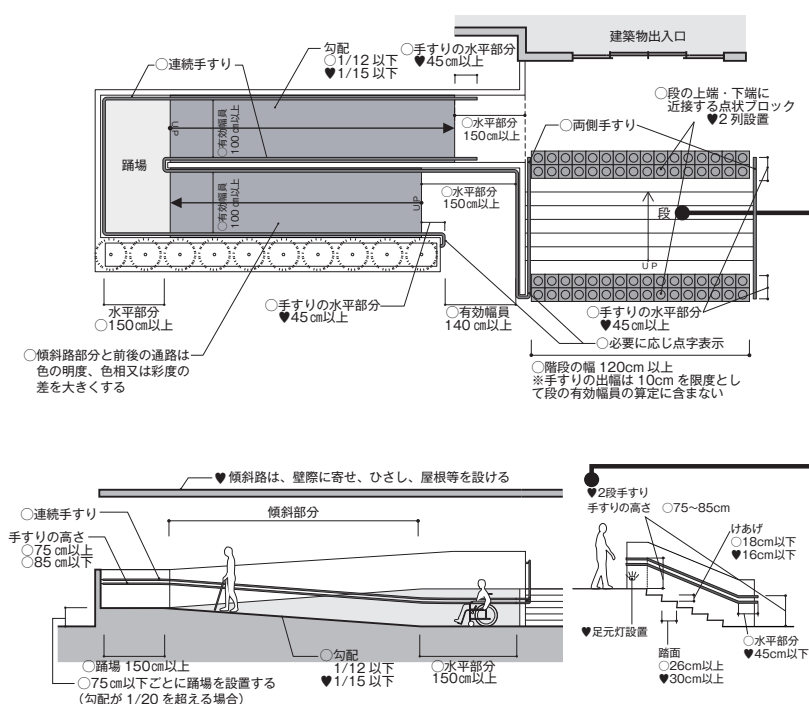
「整備基準の表」ページの
図番号と対応

参考図

整備基準等に沿って整備した場合の
事例の図解と解説文です。

参考図

図 2-7 敷地内の通路の傾斜路と段を設けた例



移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-オ(ア)、7-(2)-ア

- 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm以上必要となる。ただし、併設する段が、幅120cm以上（手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）、けあげ18cm以下、路面26cm以上の場合は、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。



・登りながら曲がるのは大変なので
傾斜路は直線にしてほしいです。

「マーク」凡例

図中の記載内容が「指定施設整備基準」「望ましい整備」のどちらに該当するかを示したものです。

図解

具体的な整備事例の図解

マーク

上記の凡例に基づき、図中の寸法や文字の頭にマークをつけています。「望ましい整備」とは、整備基準ではありませんが、より望ましい整備として示しているものです。

解説

整備が求められている事項の解説を示したものの。関連する「整備基準の表」内の指定施設整備基準の番号を記載しています。

参考：利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

コラム

項目によっては、基準や福祉のまちづくりに関連する事項をとりあげた「コラム」を掲載している場合があります。参考までにお読みください。

基本的な考え

利用居室から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設等に至る経路について、各々1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする必要があります。階段又は段がある場合は、傾斜路、エレベーター、段差解消機を併設する必要があります。

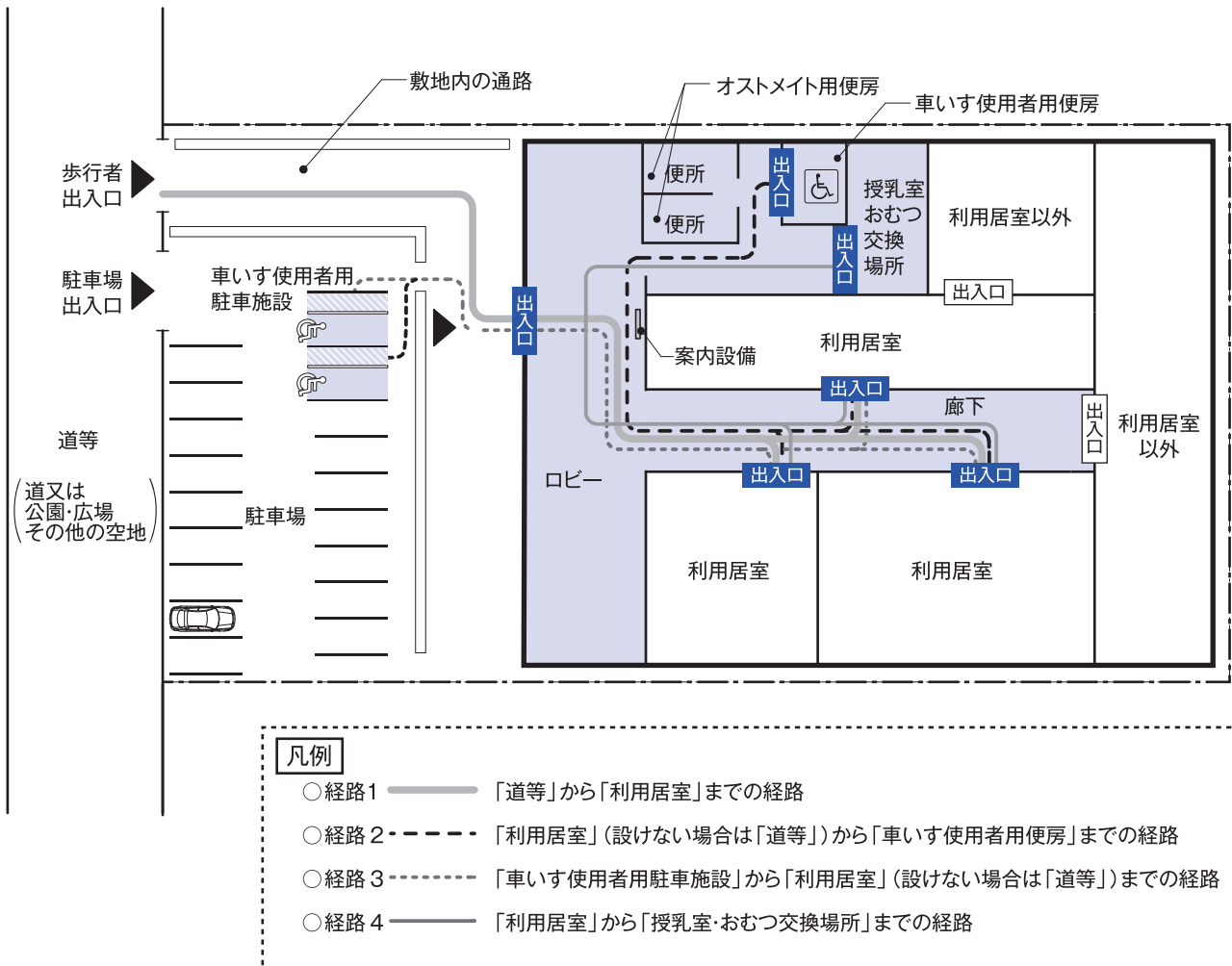
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。	同左	
ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</u>	1-1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車いす使用者用便房までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含む。)</u>	1-1
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は住室までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含む。)</u>	1-1
エ 建築物に住室を設ける場合 道等から当該住室までの経路	—	1-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
	オ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	同左 1-1
	カ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	同左 1-1
(2)		移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左

(参考：関連条文) 政令第19条、規則別表第1の2 (1の項)、規則別表第5 (1の項)

参考図

図1-1 移動等円滑化経路について



移動等円滑化経路

整備基準 1-(1)、1-(2)

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として、利用居室等に至る「1以上の経路」における、「出入口、廊下等、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」の整備を行うことを規定している。
- ・「1以上」とは、いくつかの想定される経路のうち、最低1以上を移動等円滑化経路にする必要があることを指す。
- ・移動等円滑化経路（整備基準1-(1)アからカまでの経路）上には、階段又は段を設けることはできない。ただし、傾斜路やエレベーター、段差解消機等を設置した場合は、この限りでない。

※ 車いす使用者用経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席の出入口から車いす使用者用部分との間の経路）は、移動等円滑化経路に含まれる。詳細は「12客席と舞台」を参照。

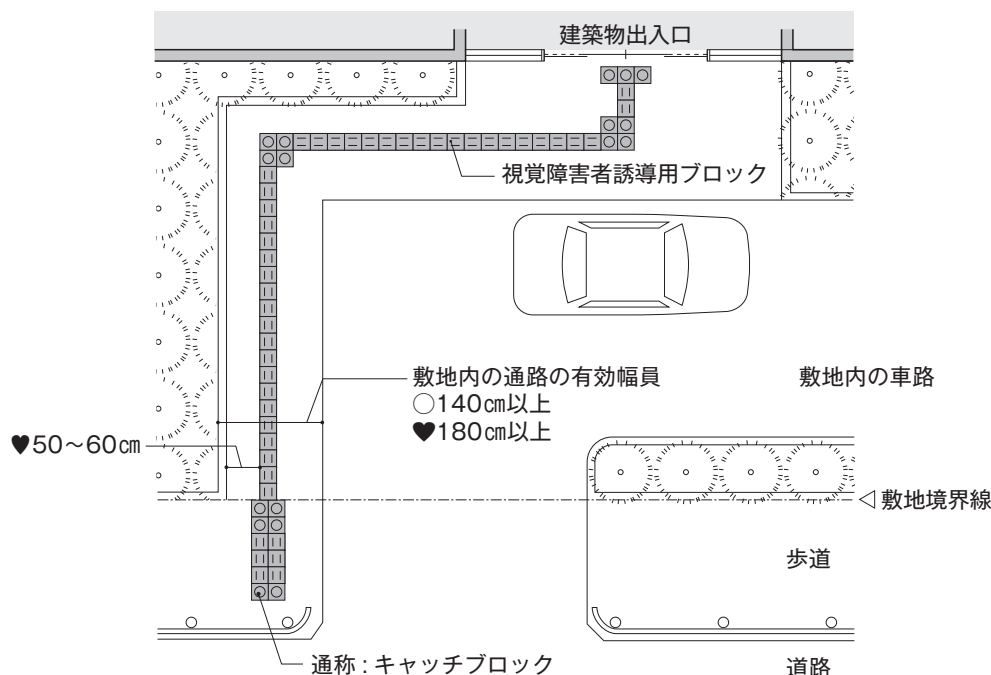
基本的な考え

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの通路や通り抜けのための通路などを指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。

また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	2-1
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照	2-2
(7)	段の上端及び下端に近接する部分		
(1)	車路に近接する部分		
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	同左	
(7)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	
b	握りやすい形状とすること。	同左	2-3
c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4

図 2-1 敷地内の通路の整備例



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ♥ 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないことが望ましい。
- ♥ レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工することが望ましい。

敷地内の通路の端

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- ♥ 高低差の生じる場合は、手すりの設置や、その前後に色等の対比により変化をつけることが望ましい。

キャッチブロックの敷設

整備基準 15-(1)

- 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、別途、道路管理者（土木事務所等）との協議が必要となる。

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

仕上げ

整備基準 2-(2)-ア

- 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないこと。
- レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

有効幅員

整備基準 2-(2)-イ

- 車いす使用者と歩行者が対面してすれ違うことができ、また、車いすが180度方向転換できる寸法として、手すりがあればその内法で140cmを確保する。
建築物内の廊下等の有効幅員との整合を図る。
- ♥ 道等から直接地上へ通ずる出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、車いす使用者同士が対面ですれ違うことができるよう有効幅員180cm以上とすることが望ましい。

車いすが転回できる場所

整備基準 2-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

戸の構造

整備基準 2-(2)-エ

⇒「4 出入口」を参照

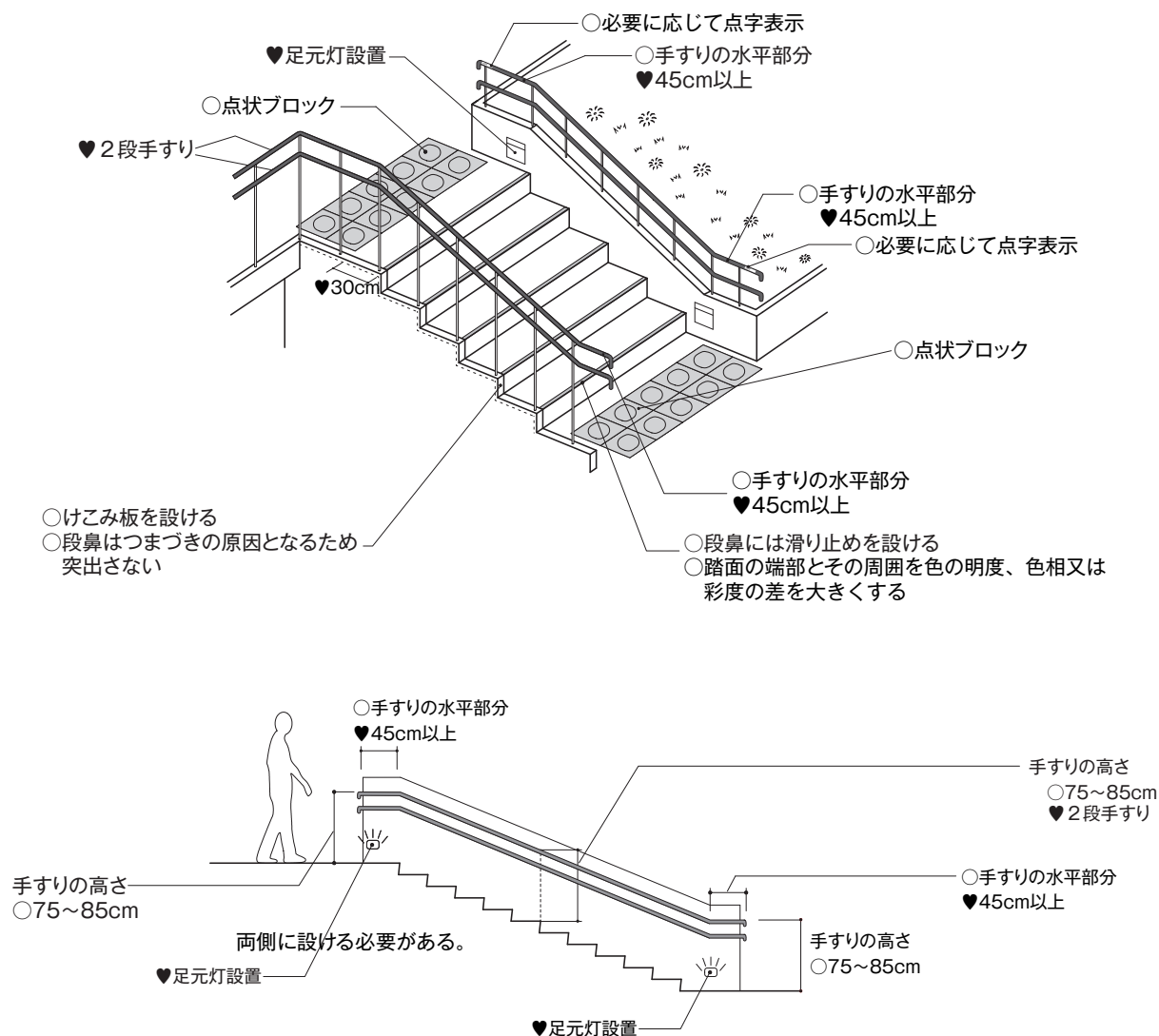
排水溝

整備基準 2-(2)-イ、キ

- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、杖使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 進行方向に沿って排水溝があり、段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。
- ♥ 排水溝は、移動等円滑化経路であるか否かにかかわらず、通行の妨げになる場所には設けないことが望ましい。

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図
エ	d	段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	同左	2-4
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-2 2-4
	f	手すりの水平部分の高さは、 ^{ろめん} 路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-2 2-4
	(イ)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	2-5
	(ロ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	2-5
	(ハ)	回り段でないこと。	同左	2-5 6-3
	(ニ)	けこみ板を設けること。	同左	2-5
	(ホ)	段鼻には、滑り止めを設けること。	—	2-5
	エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(ア)	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
エ	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-6
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-6
	c	握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	(イ)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	2-6
	(2)	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
	ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	同左	2-1
エ	イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	2-1
	ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1

図2-2 敷地内の通路の段の整備例



手すり

整備基準 2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)、2-(2)-オ-(エ)

- 手すりの高さの測り方は、段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 手すり端部の水平部分の高さも、75cm～85cmとする。
- 手すりは段の両側に設ける必要がある。
- 段の構造を把握できるため、踊り場にも連続して手すりを設ける必要がある。

♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段80～85cm下段65cm）を設けることが望ましい。

仕上げ

整備基準 2-(1)ア

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

点状ブロック等の敷設位置

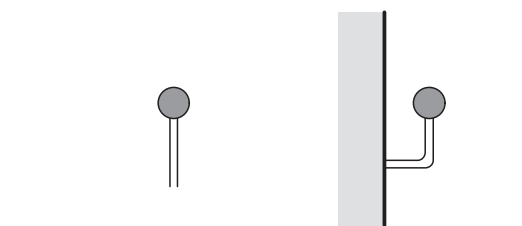
整備基準 2-(1)-イ

- 段や車路がある場合、段の上下端付近や車路に近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

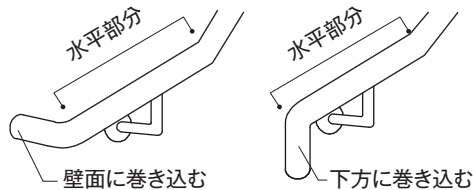
⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
Ⅱ	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	2-1
	オ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	同左	2-6 2-7
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上	2-7
	b けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	2-7
	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	2-7
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	2-6 2-7
	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-6 2-7
	(I) (1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	
	(1)エ(7)再掲載		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-6
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-6
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	2-6 2-7
Ⅲ	カ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	2-6
	キ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	同左	2-1 2-8

図2-3 手すりの形状、固定方法、端部納まり

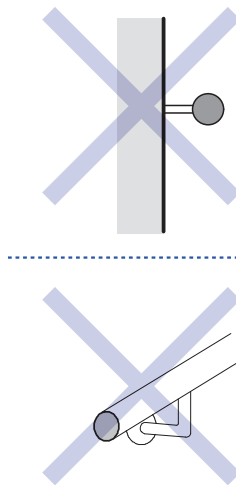


♥ 手すり支持方法は握りやすいように下方に取付ける

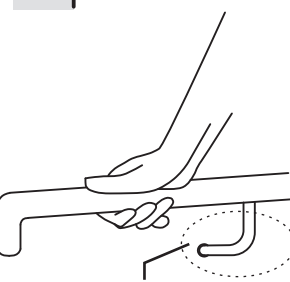


○ 手すり端部は、衝突時の危険防止や服の袖の引っ掛かりを避けるため、壁面か下方などに曲げて納める。

不適切な例



♥ 3~5cm程度
♥ 直径3~4cm



♥ 手すりの固定は下方から

手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(I)

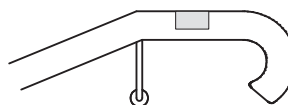
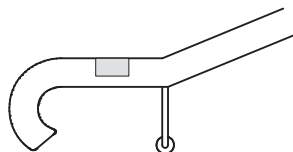
・手すりは、平たんな部分にあっては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。

♥ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。

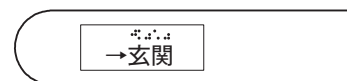
♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とすることが望ましい。

図2-4 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート（上から見た図）

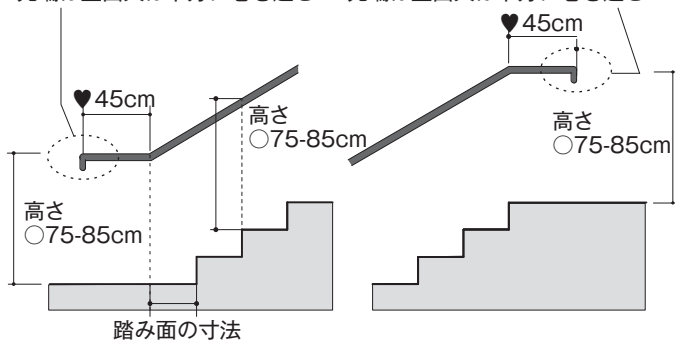


（手前側）

手すり始末端部の水平部

先端は壁面又は下方に巻き込む

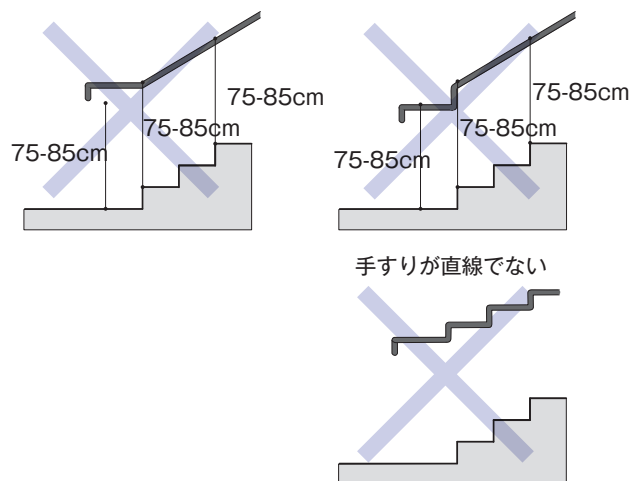
先端は壁面又は下方に巻き込む



不適切な例

水平部分の高度が高い

傾斜部分となだらかに接続していない水平部分



手すりの始末端部の構造

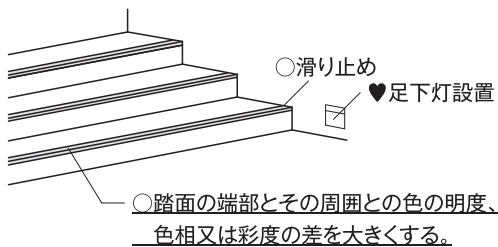
整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(I)

・手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	令第19条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第19条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。))」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	

(参考：関連条文) 政令第17条、政令第19条第2項第7号・第3項、政令第22条第2項、平成18年告示第1497号第5、規則別表第1の2(2の項)、規則別表第5(2の項)

図2-5 段の構造



段を容易に識別できること

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- 段を容易に識別できるものとして、踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること。

♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

けこみ板の構造

整備基準 2-(1)-ウ-(オ)

- けこみ板を設けるとは、段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。

♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

不適切な例

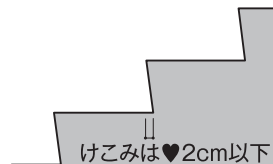
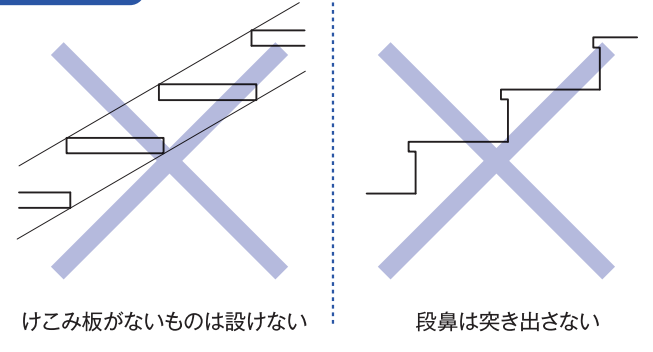
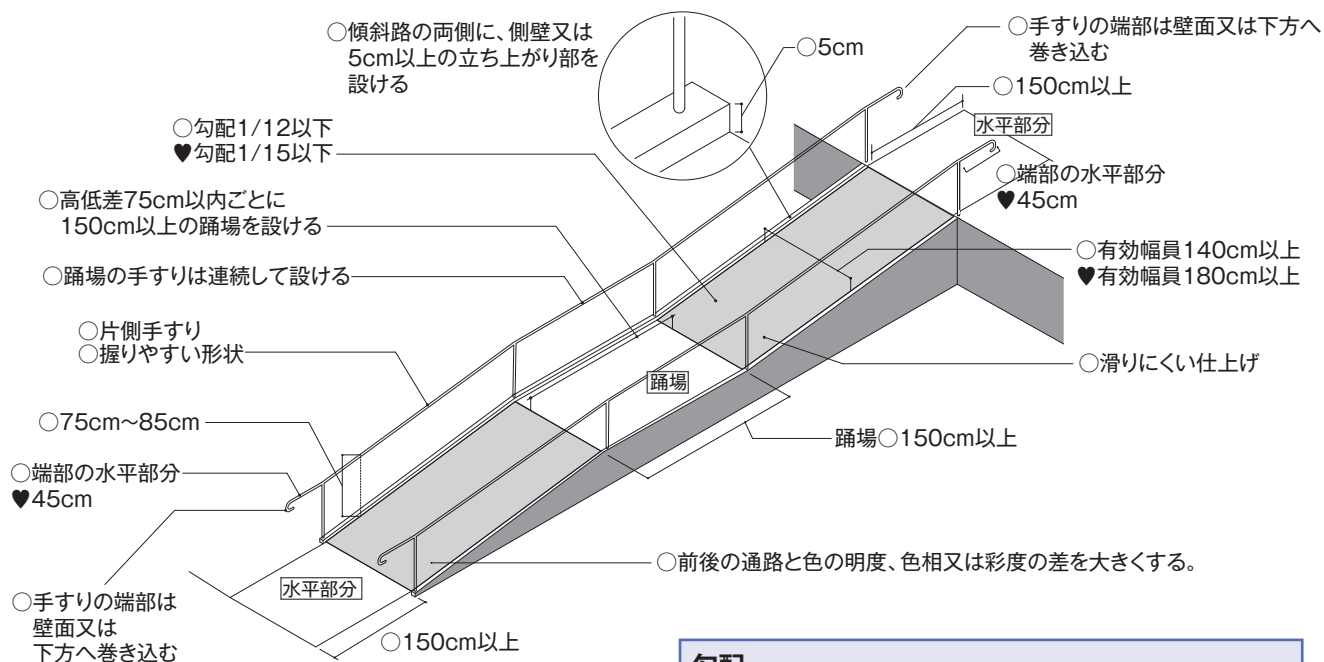


図2-6 傾斜路の基本的な構造



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。

傾斜路の構造

整備基準 2-(1)-工

- 傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、車いすで静止し、又は円滑に転回できる安全で円滑な通行に支障のない程度の水勾配(1/50以下)の部分については、傾斜路の基準は適用しない。

勾配

整備基準 2-(1)-工

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。
- ♥ 車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- ♥ 屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 2-(1)-エ-(イ)

- 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を通路の他の部分と色の明度、色相、彩度に差を設け、容易に識別できるように仕上げる必要がある。

移動等円滑化経路を構成する傾斜路には以下の基準等も適用されます。

有効幅員

整備基準 2-(2)-オ-(ア)

- 途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、原則として、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として140cm以上必要となる。



※傾斜路の有効幅員は手すりの内側となる。

- ♥ 車いす使用者同士でもすれ違うことができる寸法として、180cm以上あることが望ましい。

勾配

整備基準 2-(2)-オ-(イ)

- $1/12$ 以下とする必要がある。

踊場の構造

整備基準 2-(2)-オ-(ウ)

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要になるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

傾斜路の両側の構造(立ち上がり)

整備基準 2-(2)-才-(才)

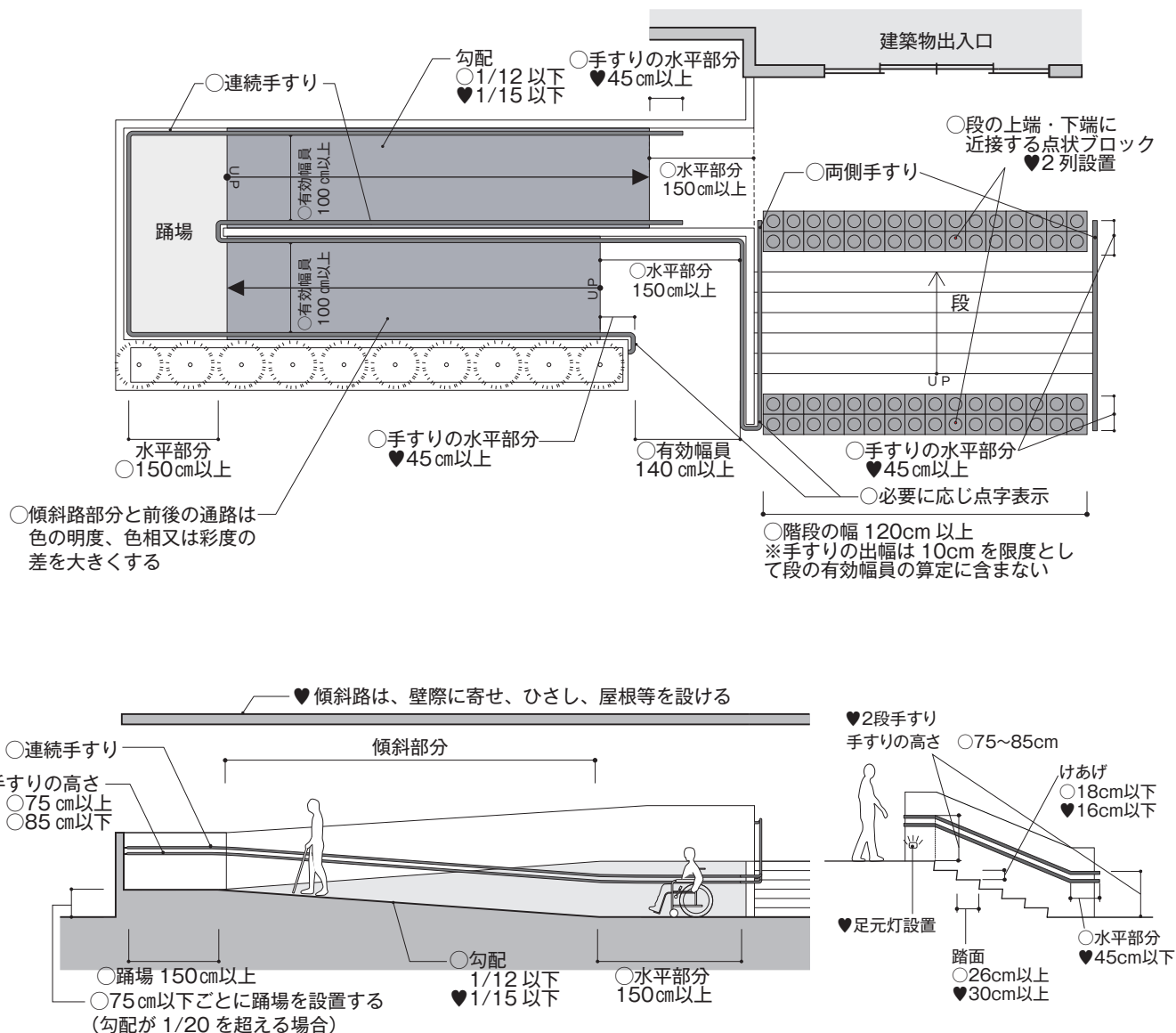
- 傾斜路の両側には、車いすが脱輪しないように、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。

水平部分

整備基準 2-(2)-力

- ・ 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも路面150cm以上の水平部分を確保する必要がある。

図 2-7 敷地内の通路の傾斜路と段を設けた例



移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-オ-(ア)、7-(2)-ア

- ・ 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- ・ 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm以上必要となる。

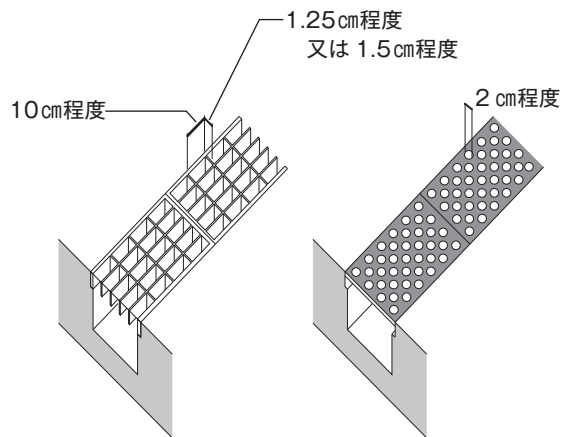
ただし、併設する段が、幅120cm以上（手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）、けあげ18cm以下、踏面26cm以上の場合、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。



・ 登りながら曲がるのは大変なので
傾斜路は直線にしてほしいです。

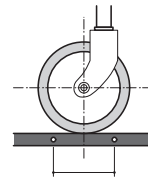
図 2-8 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ

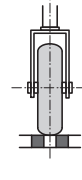


10cm程度の溝

手動車いす



電動車いす



ピッチ 1.25cm～1.5cmの溝

基本的な考え

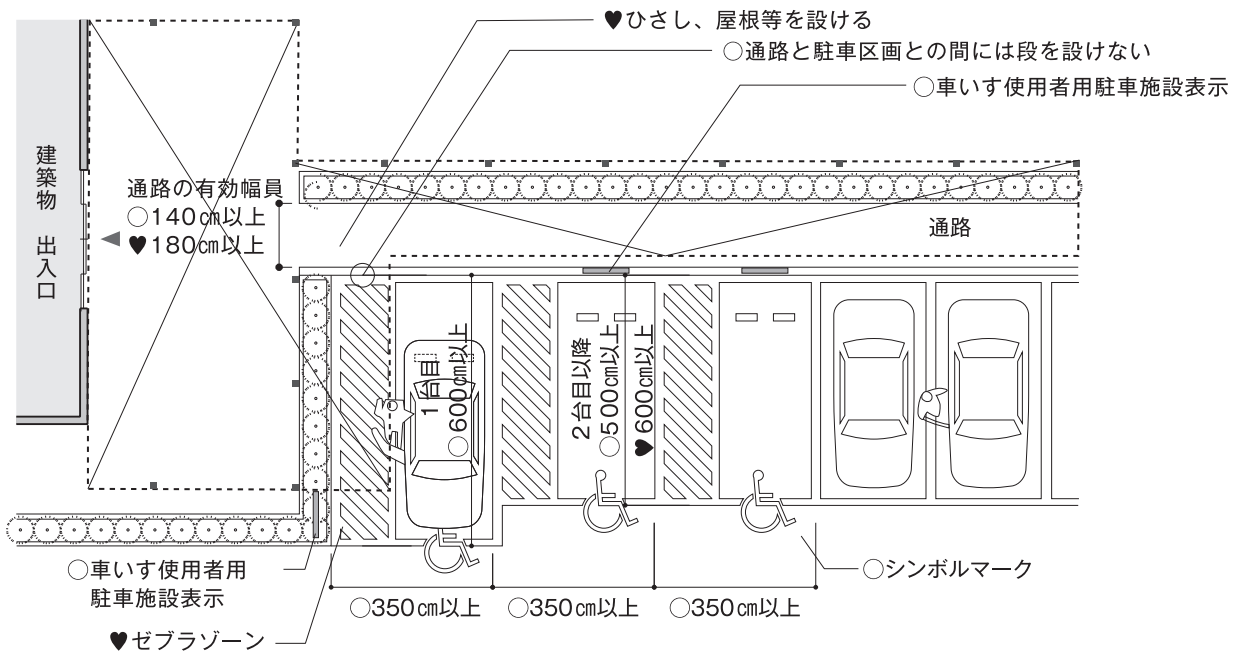
自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合の両方を想定することも重要です。



指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	<u>同左。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第18条第1項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	3-1 3-3
<u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1 3-3
<u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>	同左	3-1 3-3
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	同左	
<u>ア 当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合（ア）又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u>	同左	3-1 3-3

図3-1 自走式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の区分に応じて、次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける必要がある。
- ・駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上
- ・駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1 ~ 50台	1
51 ~ 100台	2
101 ~ 150台	3
151 ~ 200台	4
201 ~ 300台	5
301 ~ 400台	6
...	...

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(3)-イ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設ける。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

シンボルマークの表示

整備基準 3-(3)-ウ-(ウ)

- 車が駐停車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

国際シンボルマークとゼブラゾーンの表示事例

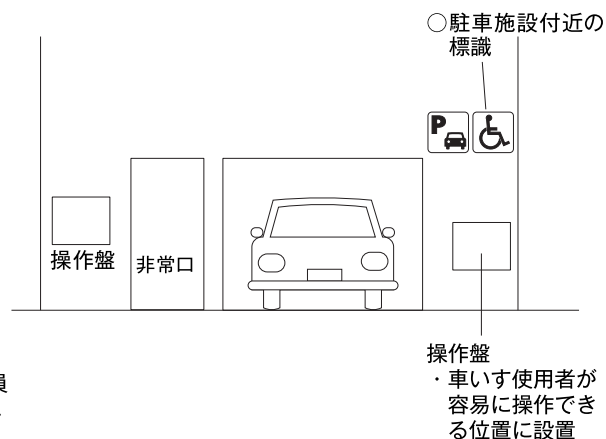
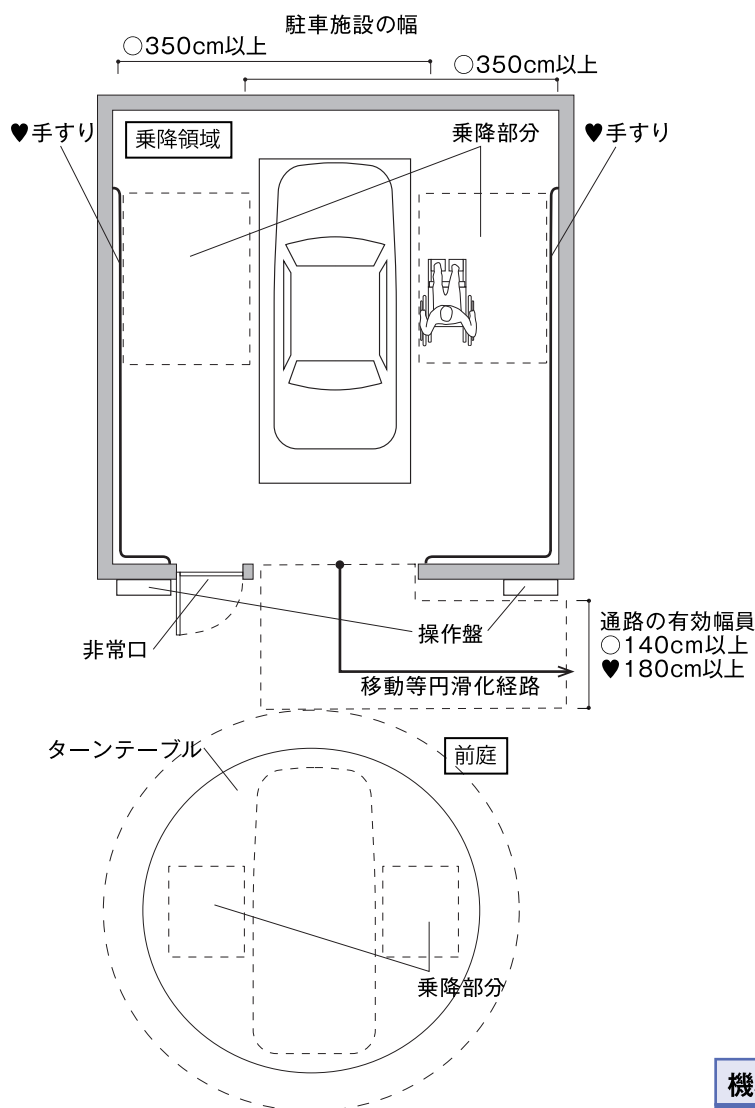


駐車スペースのみ青色を塗布し、目立たせている。
参考：横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
	(7) <u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（イ）において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
	(1) <u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数</u> が200を超える場合 <u>当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
	イ <u>駐車場を設けない場合 1</u>	同左	
(3) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	3-1
	イ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	3-1
	ウ 自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと。	同左	
	(7) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。 <u>ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u>	同左	3-1
	(1) 水平な場所に設けること。	同左	
	(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	同左	3-1 3-4 13-1
	エ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと	同左	
	(7) <u>当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</u>	同左	3-2
	(1) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	同左	3-2
(4) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		—	3-4 13-1

（参考：関連条文）政令第18条、規則別表第1の2（3の項）、規則別表第5（3の項） 令和6年告示第1072号

図3-2 機械式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(3)、(2)

⇒「図3-3」を参照

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(3)-イ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- 1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路は乗降領域の出入口から有効で140cm以上確保すること。ターンテーブルやバレット等の、路面と隙間を生じ、円滑に通行することができない部分については有効幅員に含めない。

♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。

♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

機械式駐車場

整備基準 3-(3)-エ

- 車いす使用者用駐車施設は自走式駐車場とすることが望ましいが、車いす使用者が円滑に利用することができる場合は、機械式駐車場とすることができる。
- ♥ 不特定かつ多数の者が利用する施設においては、専任の取扱者が常駐し、操作を行うことが望ましい。

円滑に利用できる機械式駐車場

整備基準 3-(3)-エ-(イ)

- 車いす使用者が円滑に利用できる機械式駐車場とは、駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、公益社団法人立体駐車場工業会による車いす使用者対応に関する審査を受けた上で適合証明書を取得したものをいう。
- 各種寸法については『機械式駐車場技術基準・同解説』（発行：公益社団法人立体駐車場工業会）を参照すること。
- ♥ つえ使用者の利用を想定し、乗降領域の通路には手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者の利用に適した通路・経路には表示を行うことが望ましい。

図3-3 車いす使用者用駐車施設の必要設置数

① 平面駐車場のみの場合

	車いす使用者用駐車施設の設置イメージ	車いす使用者用駐車施設の必要設置数
複数の駐車場を設ける場合	駐車場① (90台) 建築物 駐車場② (60台) 駐車場③ (70台) 駐車場④ (80台)	駐車施設の総数 $90+60+70+80=300$ 台 $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5$ 台 ※駐車場①～④での配置は任意

② 平面駐車場と機械式駐車場を設ける場合

- 機械式駐車場については、バリアフリー対応パレットを設ける等のバリアフリー対応している台数をもって算定します。

	車いす使用者用駐車施設の設置イメージ	車いす使用者用駐車施設の必要設置数
複数の駐車場を設ける場合 ケース1	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式駐車場 (20台) ※1 車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ※2 20台分のうち、3台分がバリアフリー対応している機械式駐車場	車いす使用者用駐車施設の必要台数 $100+20=120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3$ 台 車いす使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式3台=4台 > 3台
複数の駐車場を設ける場合 ケース2	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式駐車場① (90台) 機械式駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場	車いす使用者用駐車施設の必要台数 $100+90+80=270$ 台 $270 \text{ 台} \times 1\% + 2 \text{ 台} = 5$ 台 車いす使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式①10台=11台 > 5台

③ 機械式駐車場のみの場合

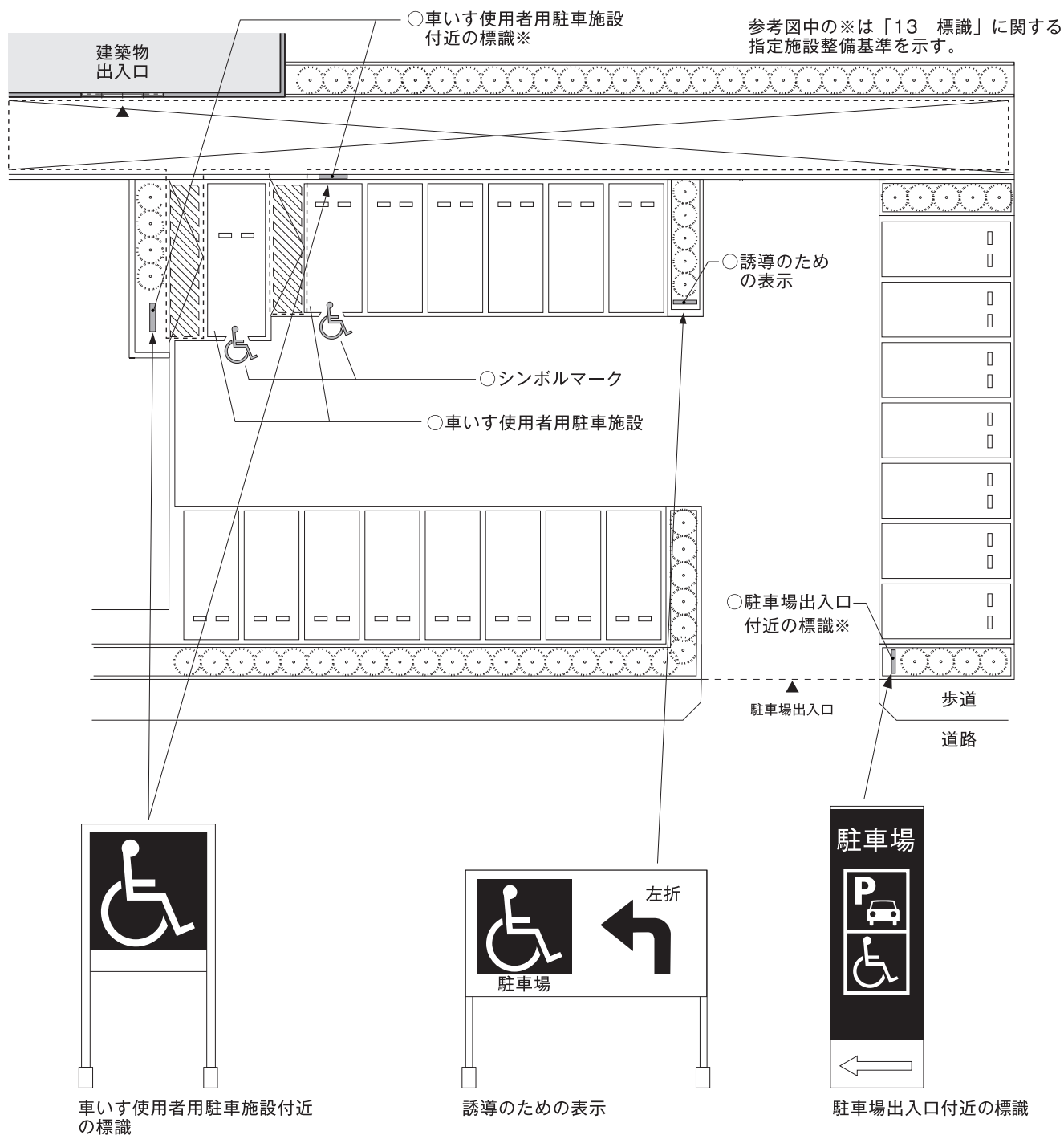
- バリアフリー対応パレットを設ける等のバリアフリー対応している台数をもって算定します。

例) 50台収納できる機械式駐車施設のうち、2台分がバリアフリー対応している場合

車いす使用者用駐車施設の必要台数 $50 \text{ 台} \times 2\% = 1$ 台

車いす使用者用駐車施設の数 2台 > 1台

図 3-4 駐車場の誘導表示の例



誘導のための表示

整備基準 3-41

- ・ 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- ・ 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する必要がある。

標識

整備基準 13-(1)、13-(3)

- ・ 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- ♥ 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

①一般の利用者は駐車をしないようにしましょう。

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

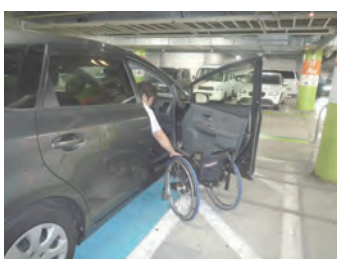
②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。

一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す



② 運転席の横に車いすを置く。



③ 運転席から身を乗り出す。



④ 車いすに移乗する。

マナー啓発の表示の例



横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

基本的な考え

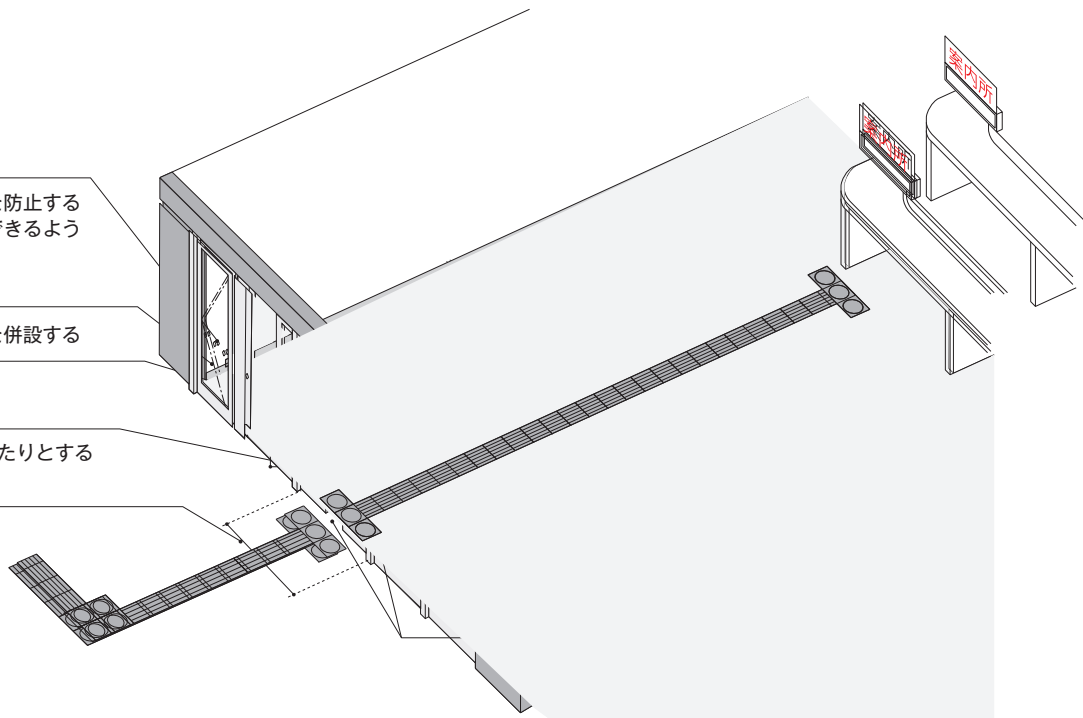
移動等円滑化経路を構成する出入口には、外部出入口、利用居室の出入口、車いす使用者用便房の出入口等があります。高齢者、障害者等が円滑に通過することができるよう、幅員を確保し、戸を容易に操作できるようにするとともに、戸の開閉動作に必要な出入口まわりのスペースを確保するように配慮しなければなりません。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	同左	4-1
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	4-1
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-2 4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

(参考：関連条文) 政令第19条第2項第2号、規則別表第1の2(4の項)、規則別表第5(4の項)

図4-1 出入口の整備例1

- ♥衝突防止マーク
戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにする
- ♥自動式の引き戸の場合、
非常時対応の手動式の扉を併設する
- ♥袖壁 30cm
- ♥ガラス戸の場合
床 上 35cm までを車いすあたりとする
- 直接地上へ通ずる出入口
○有効幅員 90 cm 以上
♥有効幅員 120 cm 以上



直接地上へ通ずる出入口以外の出入口

整備基準 4-(1)

- ・ 直接地上に通ずる出入口以外の出入口（利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用客室などの出入口）の有効幅員は、車いすで通過できる最低寸法である80cm以上とする。
- ♥ 居室の出入口については、車いす使用者と横向きの人がすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。

直接地上へ通ずる出入口

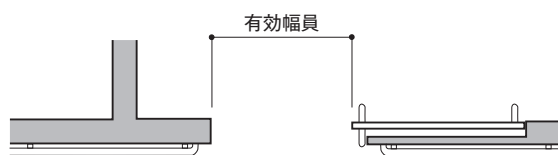
整備基準 4-(2)

- ・ 直接地上に通ずる出入口とは、外部出入口を指す。
- ・ 幅とは、実際の有効幅員をいい、引き戸の場合は、引き残しを含めない寸法で計測する。
- ・ 車いすで通過しやすい寸法として有効幅員90cm以上が必要である。
- ♥ 玄関など、主要な外部出入口の有効幅員は車いす使用者と横向きの人がすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 外部出入口には、ひさし、屋根等を設けることが望ましい。また、必要に応じて、ひさし、屋根等には誘導鈴や音声案内装置を設けることが望ましい。
- ♥ 夜間などに管理事務所等へ連絡できるインターホンなどの装置を設置することが望ましい。

有効幅員の測り方

出入口の有効幅員は、扉を開けた状態（扉の面と枠の一番狭い部分）で測る。

引き戸の場合



開き戸の場合

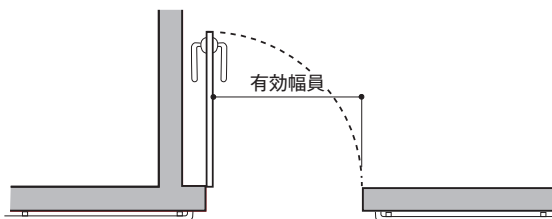
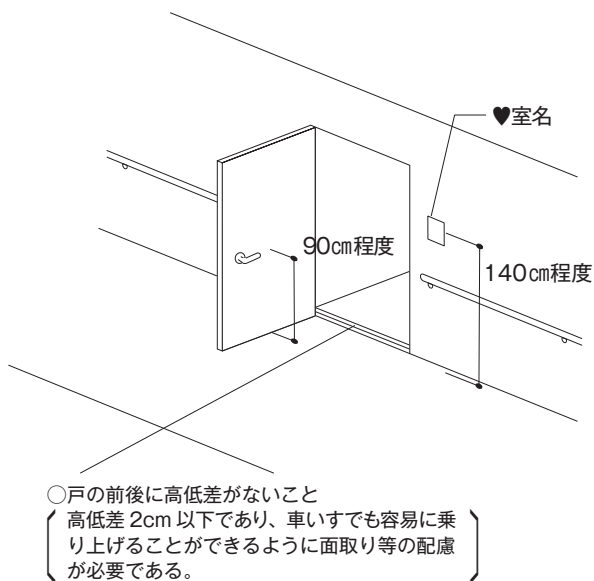


図4-2 出入口の整備例2

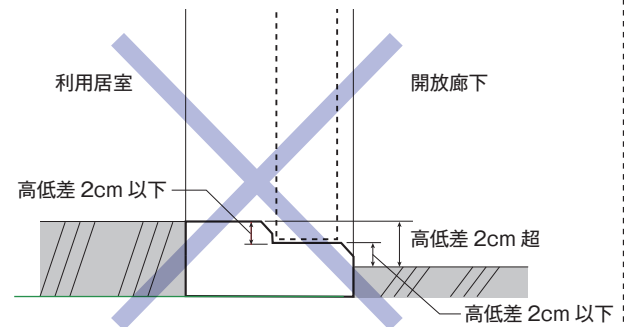


戸の構造

整備基準 4-(3)

- ・ 移動等円滑化経路上には、回転扉を設置しない。
- ♥ 戸の開閉動作のしやすさは、開き戸より引き戸が利用しやすく、また、手動式より自動式が安全で使いやすい。
- ♥ 手動式の引き戸とする場合は、上吊り形式にするなど、軽く開閉できるものとするのが望ましい。
- ♥ 自動式の引き戸の場合は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が利用しやすいように設定するのが望ましい。
- ♥ 手動式の扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるのが望ましい。

出入口前後の高低差（不適切な例）

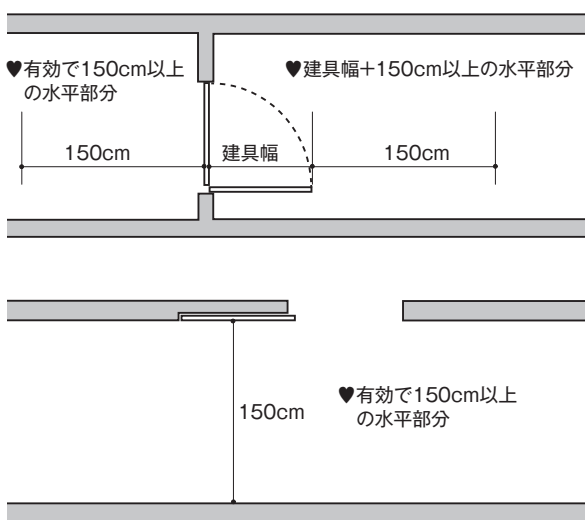


各部分の高低差が 2cm 以下で面取り等の配慮がされていても、廊下と居室をつなぐ出入口前後で 2cm を超える高低差がある場合は、基準を満たさない。

防災上・安全上の配慮について

- ♥ 自動式の引き戸を設けた場合には、防災上の観点から手動扉を併設することが望ましい。
- ♥ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにするのが望ましい。
- ♥ ガラス戸の場合は、床上 35cm までを車いすあたりとすることが望ましい。

扉の前後の水平部分



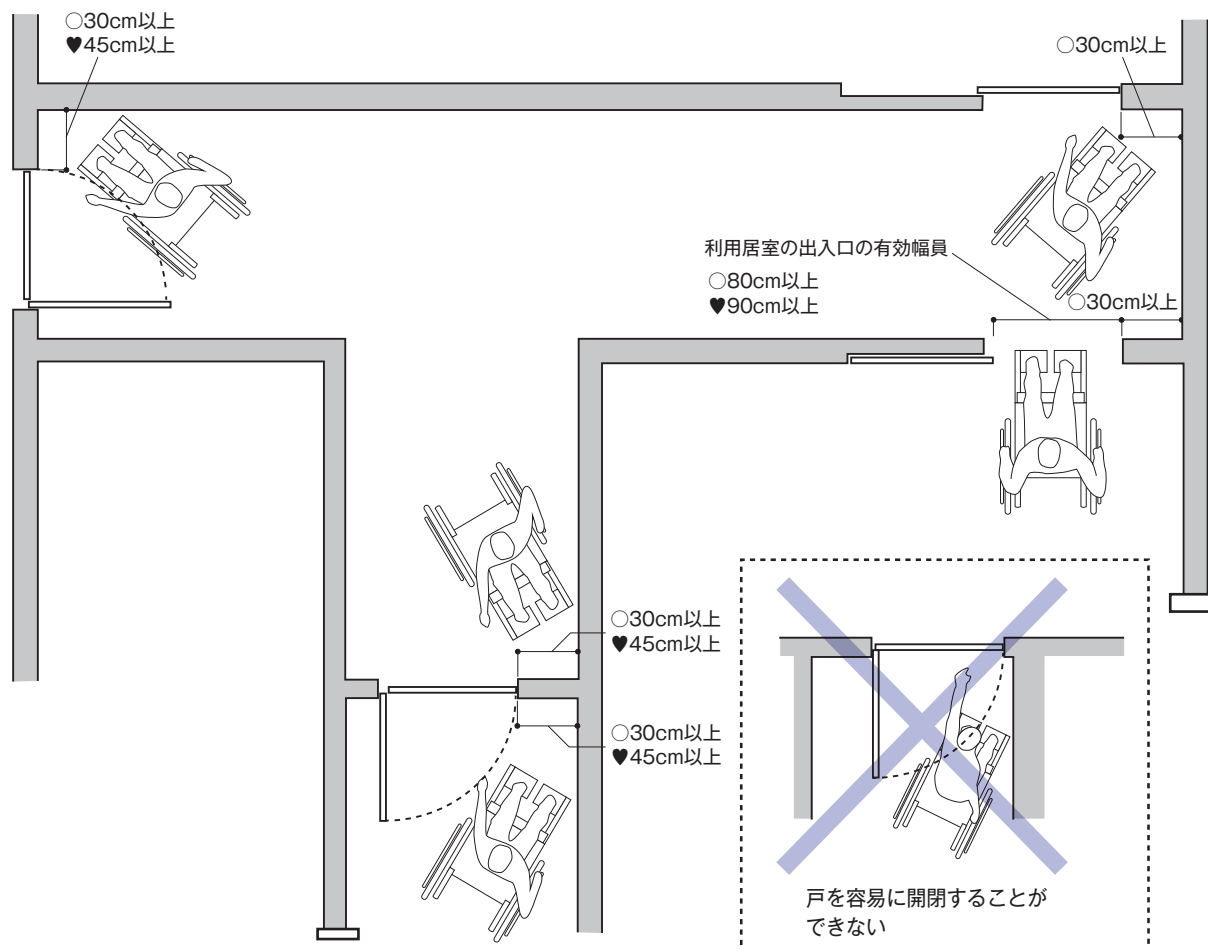
容易に開閉して通過できる構造（戸の前後のスペース）

整備基準 4-(3)

- ・ 扉の前後には、車いす待機のための水平なスペースを確保する必要がある。
- ♥ 戸の前後の水平部分は、引き戸の場合は 150cm 以上、開き戸の場合は、建具幅 + 150cm 以上確保するのが望ましい。
- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

⇒「5 廊下等」を参照

図4-3 車いす使用者のための開閉スペースの設置



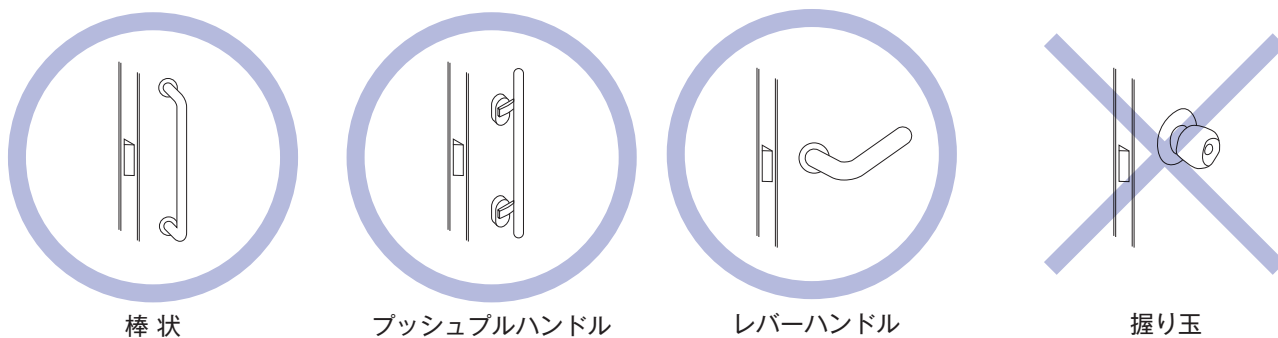
袖壁

整備基準 4-(4)

- 戸の開閉の際、車いす使用者が戸の取っ手の側まで近づくために、戸の横に30cm以上の袖壁を設ける必要がある。
- 自動式の引き戸で、車いす使用者にとって利用しやすい位置に開閉ボタンを設けた場合は、袖壁は不要である。

♥ 車いす使用者が戸を開閉しやすいように、開き戸の場合は、袖壁を45cm以上を確保することが望ましい。

図4-4 使いやすい取っ手



取っ手の構造

整備基準 4-(3)

- 円形（握り玉）は、操作が困難な人もいるので避け、レバーハンドル、プッシュプルハンドル、又は棒状のものとする。
- ♥ 取っ手は、高齢者、障害者等が使いやすい高さとして、床面から90cm程度に設けることが望ましい。

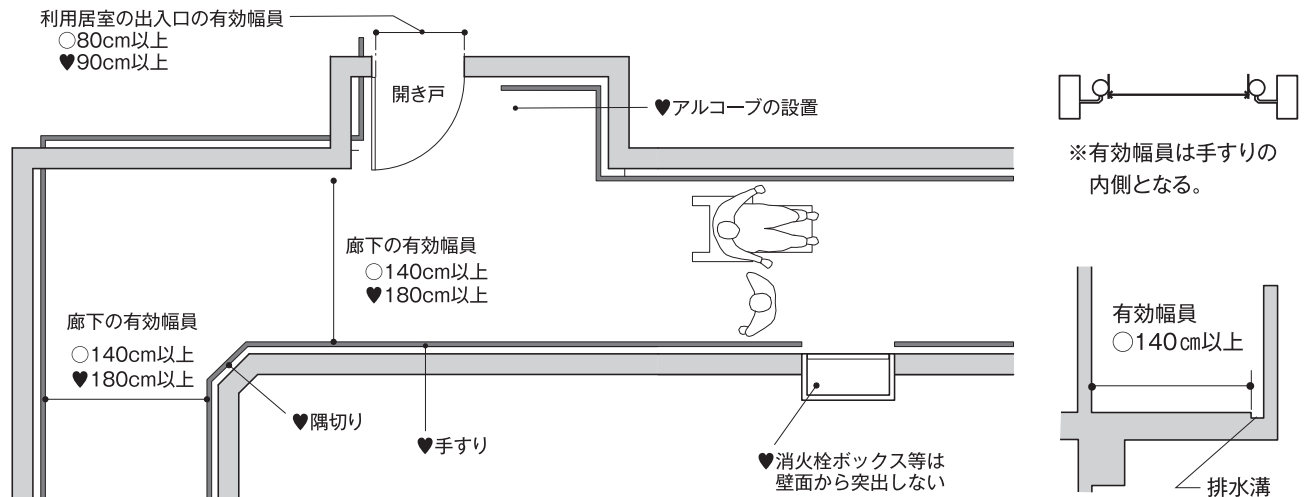
基本的な考え

廊下等（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする利用居室、便所等へのアプローチとして重要な部分であり、円滑に車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できる幅が必要です。備品類の設置についても通行の支障とならないよう配慮する必要があります。

また、階段付近には、視覚障害者に配慮し、点状ブロックの設置が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	5-1
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。	同左	
イ	階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等（ <u>車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。</u> ）は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	同左	5-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	5-1

図5-1 廊下等の整備例



仕上げ

整備基準 5-(1)-ア

- ♥ 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- ♥ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいいため、使用しないことが望ましい。

アルコーブ

- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」を参照

仕上げ

整備基準 5-(2)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないこと。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいいため、使用しないこと。

車いすの転回に支障がない場所

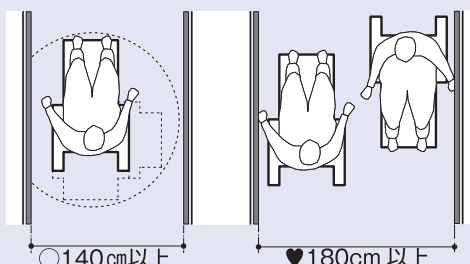
整備基準 5-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

有効幅員の確保

整備基準 5-(2)-イ、ウ

- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。
- 突出物は、有効幅員に含まない。
- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。(階段の場合の考え方とは異なる。)



a. 車いす使用者が180度
転回が可能な寸法

b. 車いす使用者同士(車いす使
用者と杖使用者)がすれ違
うことができる寸法。

排水溝のふたの構造

整備基準 5-(2)-カ

- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 外廊下で、進行方向に沿って排水溝があり段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして、車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。

⇒「2 敷地内の通路」を参照

- ♥ 車いす使用者同士が、容易にすれ違うことのできる有効幅員として、180センチメートル以上を確保することが望ましい。
- ♥ ベンチ等を設置する場合、人が座った際の足の出等に配慮して、幅員を確保することが望ましい。
- ♥ 柱、消火栓ボックス等は壁面から突出しないように配慮することが望ましい。
- ♥ 曲がり角部分は危険防止のため隅切り等の設置が望ましい。
- ♥ 高齢者、障害者等の通行に配慮し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。

授乳室・おむつ交換場所

整備基準 5-(2)-キ、ク

- 幼児連れの利用者に配慮して、授乳室・おむつ交換場所を1以上設ける。

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	7-1
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	同左	2-8
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-3
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-4

(参考：関連条文) 政令第11条、政令第19条第2項第3号、平成18年告示1497号第1、規則別表第1の2（5の項）、規則別表第5（5の項）

滑り抵抗係数

床の滑りについては、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月（編集：国土交通省）」にも掲載されています。床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとしします。以下の「滑り抵抗係数の推奨値」を参考に適切な材料、床材とすることが重要です。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C.S.R - \sin\theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

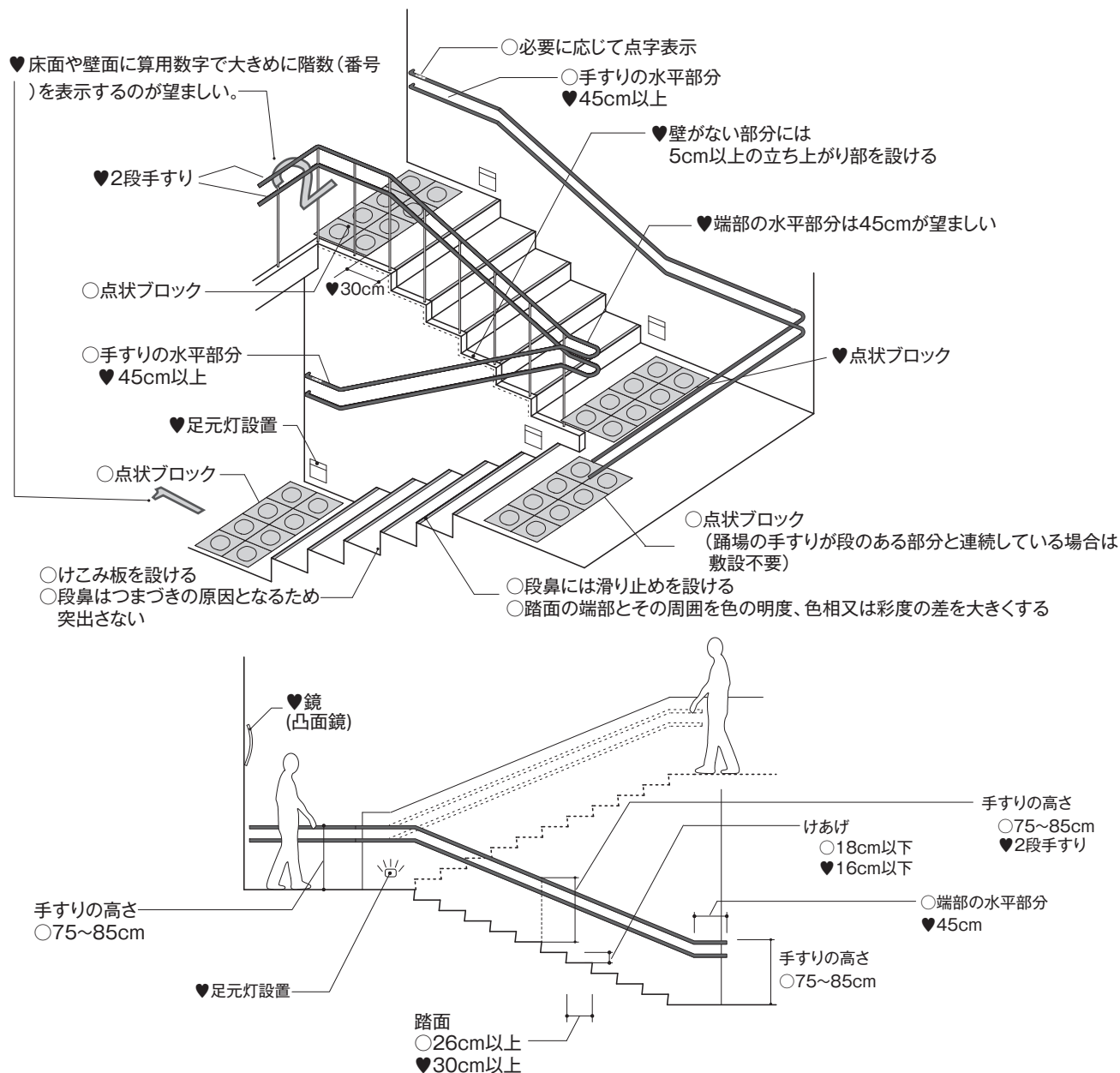
基本的な考え

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切なあげと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
	2の項(1)ウ(ア)再掲		
	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1
	b 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
	d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	同左	6-6
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
イ	f 手すりの水平部分の高さは、踏面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	6-1 6-6
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	6-1
	ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする	同左	6-1 6-4

図6-1 階段の構造



手すりの高さ

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(ア)

- 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端(段鼻)から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 手すりの傾斜部分・端部の水平部分の高さは、75cm~85cmとする。
- ♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり(上段80~85cm下段65cm)を設けることが望ましい。

立ち上がり部

- ♥ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

階数の表示

- ♥ 床面や壁面に算用数字で大きめに階数(番号)を表示するのが望ましい。

滑りにくい仕上げの構造

整備基準 6-(1)-イ

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

点状ブロック等の敷設位置

整備基準 5-(1)-イ

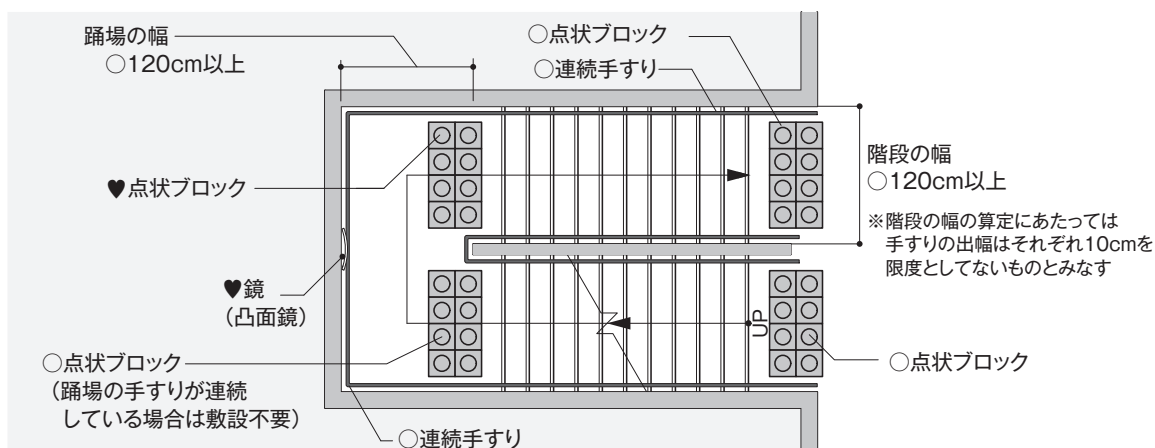
- 廊下に接続する踊場には、階段の上下端に点状ブロックの敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ オ カ キ ク ケ コ サ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2
	回り階段でないこと。	同左	6-3
	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	同左	6-1 6-4
	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
	けこみ板を設けること。	同左	6-1 6-4
6 階段	サ 段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1 6-4
	(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	6-7
	(3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	(2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	6-7
	(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。	(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	6-7

(参考：関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)

図6-2 踊場の構造

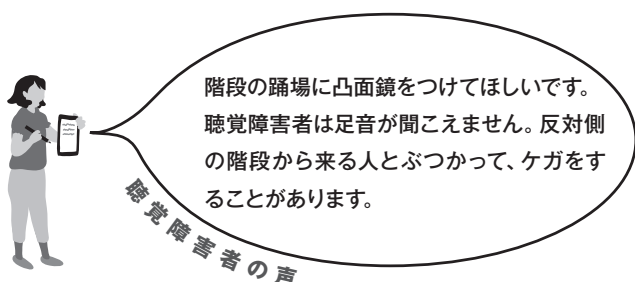


階段の幅

整備基準 6-(1)-ケ

- 杖使用者や介助者等と一緒に利用可能な空間を確保するため、幅120cm以上確保する。
- 階段の幅の算定にあたっては、建築基準法と同様に手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。

♥ 階段の幅は、130cm以上であることが望ましい。



手すりの連続性

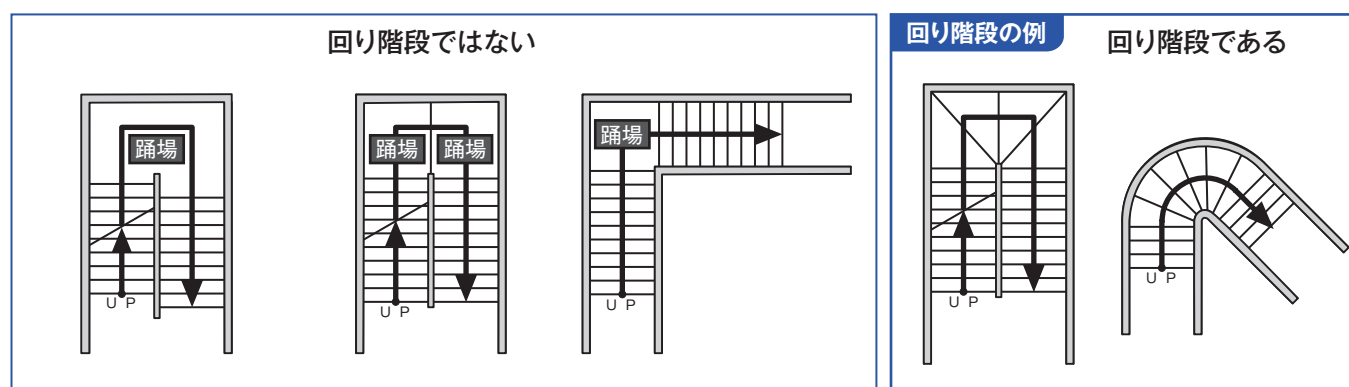
整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(7)-a

- 手すりは、階段の両側に設ける必要がある。
- 階段の構造を把握できるため、踊場にも連続して手すりを設置する必要がある。

踊場への配慮（鏡の設置）

♥ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。

図6-3 回り階段について

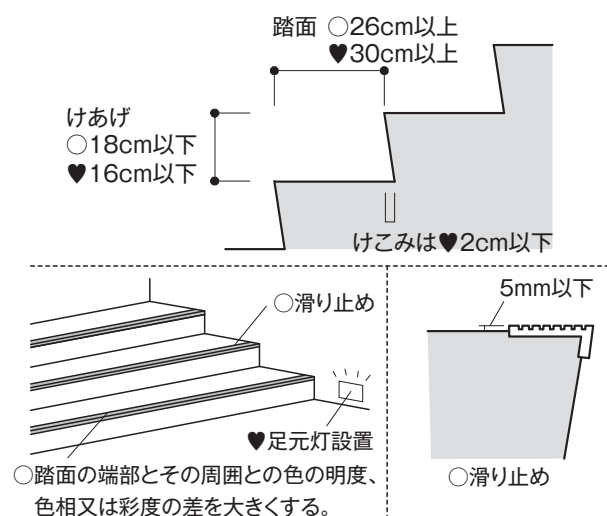


回り階段

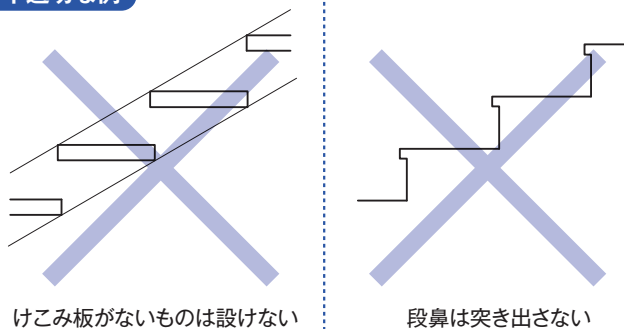
整備基準 6-(1)-カ

- 「回り階段」とは、「らせん状の階段」や「踊場部分に段を設けた階段（回り段）」等、外側と内側での踏面の寸法が異なる階段のことである。
- ♥ 回り階段は、段を踏はずしてしまう危険があり、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。

図6-4 段の構造



不適切な例



踏面の構造

整備基準 6-(1)-ク

- ・ 転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく、利用しやすい踏面の寸法を 26cm 以上とすること。

♥ 踏面は 30cm 以上が望ましい。

けあげの構造

整備基準 6-(1)-キ

- ・ 高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保するため、けあげの寸法を 18cm 以下とすること。

♥ けあげは、16cm以下が望ましい。

滑り止め

整備基準 6-(1)-サ

♥ 金属製のすべり止めは杖が滑るので避けることが望ましい。

段を容易に識別できること

整備基準 6-(1)-ウ

- ・ 段を容易に識別できるものとして、踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること。

♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

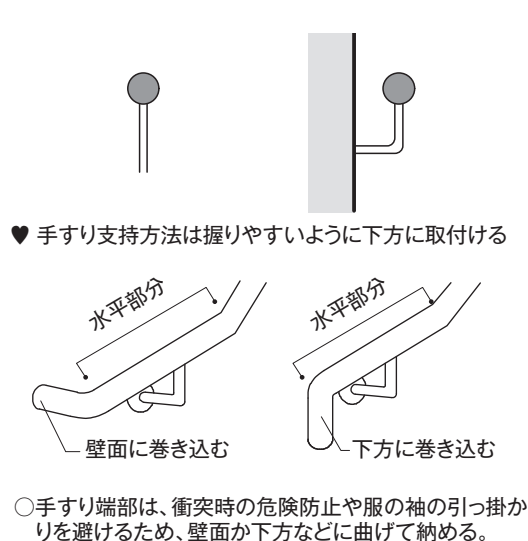
けこみ板の構造

整備基準 6-(1)-コ

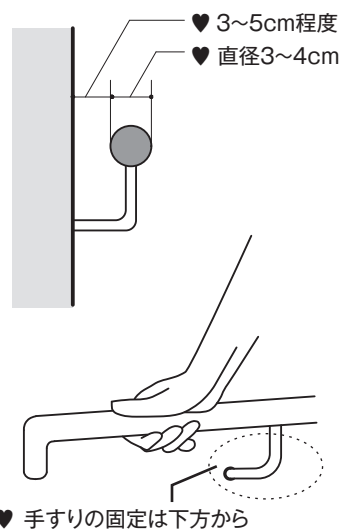
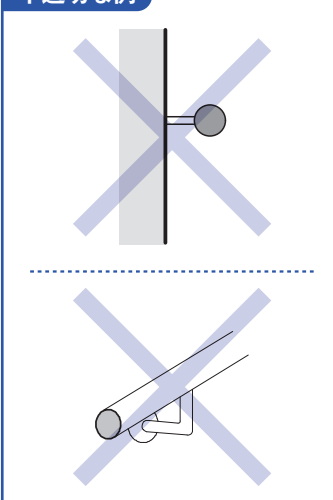
- ・ けこみ板を設けるとは、階段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖が引っかかるのを防止するための規定である。

♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

図6-5 手すりの形状、固定方法、端部納まり



不適切な例



手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)

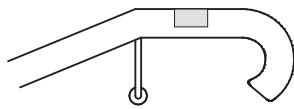
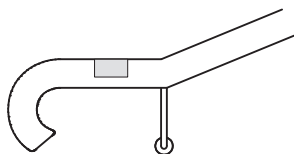
- ・ 手すりは、平たんな部分にあつては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。

♥ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。

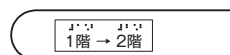
♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とすることが望ましい。

図6-6 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート（上から見た図）

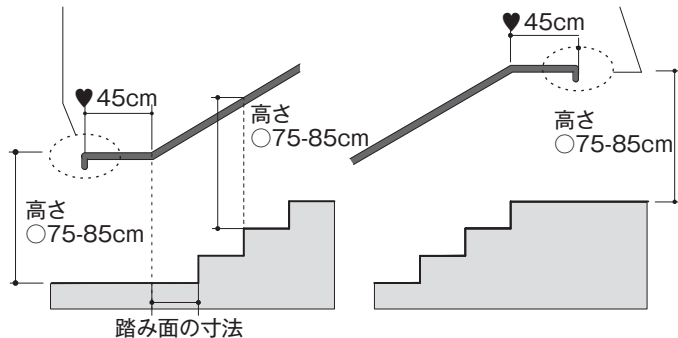


（手前側）

手すり始末端部の水平部

先端は壁面又は下方に巻き込む

先端は壁面又は下方に巻き込む



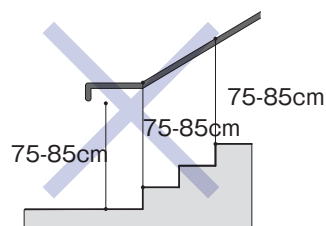
手すりの始末端部の構造

整備基準 6-(1)-ア

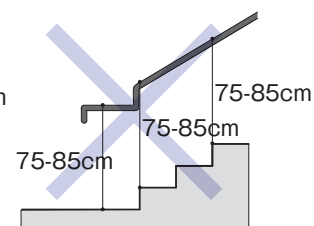
- 手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

不適切な例

水平部分の高さが高い



傾斜部分とただらかに接続していない水平部分



手すりが直線でない

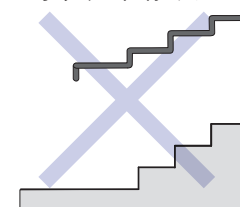
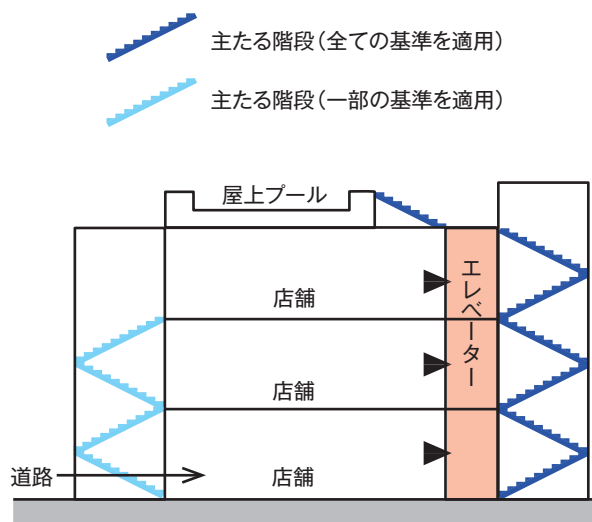
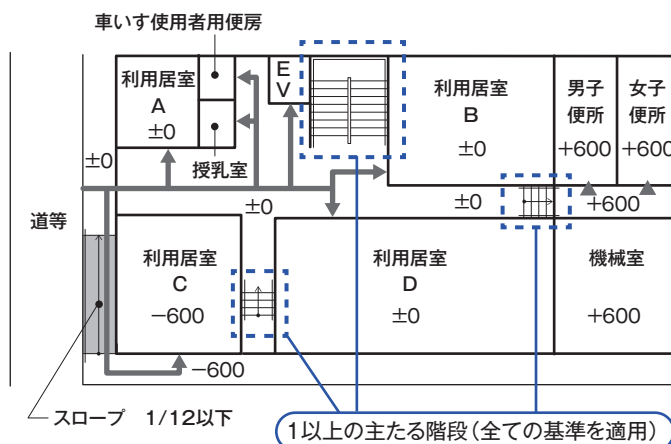


図6-7 エレベーター等を設置した場合の整備基準の適用範囲



スキップフロアの例 (平面図)



適用基準一覧表 (指定施設整備基準)

不特定かつ多数のものが利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する施設		8の基準のEV等が 設けられている場合	
		1以上の 主たる階段	左記以外の 主たる階段
ア 両側に定める構造の手すり	○	○	○
イ 表面は滑りにくい仕上げ	○	○	○
ウ 踏面の端部は周囲と色識別	○	○	○
エ 段鼻の突き出しを設けない	○	○	○
オ 踊場の上端に点状ブロック	○	○	○
カ 回り階段でない	○	○※1	○※1
キ けあげ18cm以下	○	○	
ク 踏面26cm以上	○	○	
ケ 幅120cm以上	○	○	
コ けこみ板を設ける	○	○	
サ 段鼻に滑り止め	○	○	

※1. 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。

主たる階段に関する基準

整備基準 6-(4)

- 8の項に規定する基準を満たすエレベーターと乗降ロビーを利用して上下移動ができる場合、6(1)キからサの規定は、主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。
- 主たる階段とは、施設利用者が施設内の居室間や便所等への移動において、利用する階段をいう。

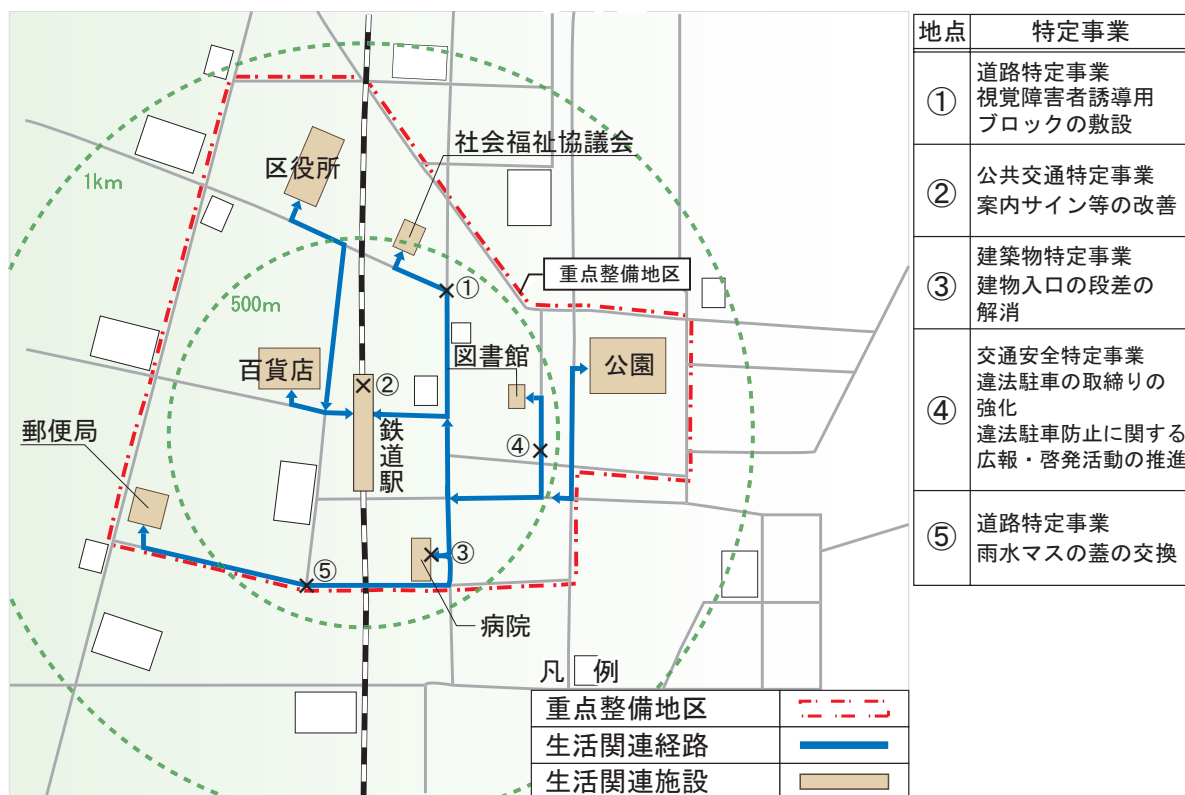
面的整備（バリアフリー基本構想）

条例の理念が示すように、すべての人が安心して自由に行動できるようにするためには、個々の建物や特定の道路だけでなく、行動範囲全体が面的に整備され、バリアフリーになることが必要です。またハードな空間整備だけでは不十分な場合も多いため、人々が理解し支え合うソフトな仕組みづくりも重要です。

このため、横浜市では条例に基づき、モデル的に福祉のまちづくりを進める重点推進地区事業を、関内駅周辺地区、磯子駅周辺地区、鶴見区寺尾地区等6つの地区でハード・ソフト両面から実施するとともに、「高齢者、障害者移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、市民の皆さまがよく利用する施設が集積した地区を対象に、公共施設、交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

また、バリアフリー法では基本構想の提案制度が定められています。提案制度とは、市民の皆さまがバリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度です。

横浜市では、提案制度を活用していただくための手引きとして「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。



重点整備地区：生活関連施設や生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区

生活関連施設：高齢者・障害者などがよく利用する施設

生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路

特定事業：バリアフリー化のために実施する事業

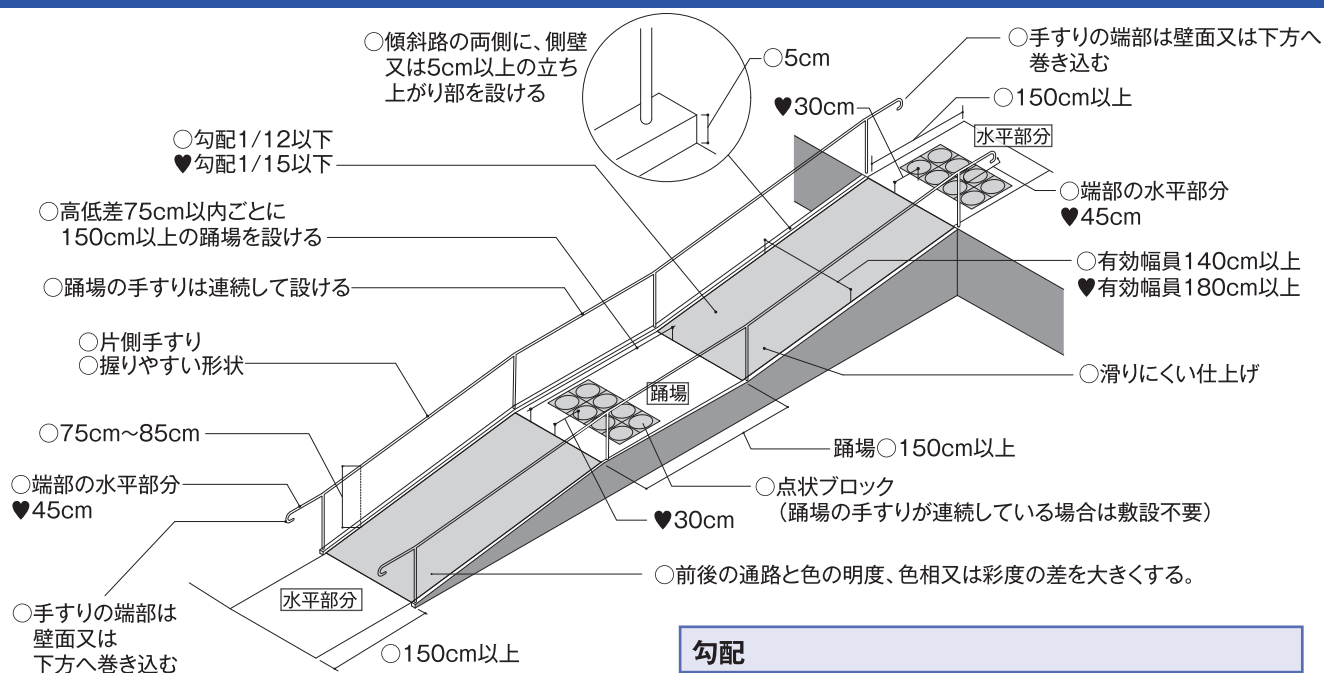
基本的な考え

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	7-1
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3

図7-1 傾斜路の基本的な構造



仕上げ

整備基準 7-(1)-イ

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。

傾斜路の構造

整備基準 7-(1)

- 傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、車いすで静止し、又は円滑に転回できる安全で円滑な通行に支障のない程度の水勾配(1/50以下)の部分については、傾斜路の基準は適用しない。

勾配

整備基準 7-(1)

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。



♥ 車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。



♥ 屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 7-(1)-ウ

- 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を通路の他の部分と色の明度、色相又は彩度に差がある材料で仕上げる必要がある。

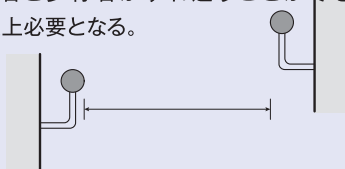
移動等円滑化経路を構成する傾斜路には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」を参照

有効幅員

整備基準 7-(2)-ア

- 途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、原則として、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として140cm以上必要となる。



※傾斜路の有効幅員は手すりの内側となる。



♥ 車いす使用者同士でもすれ違うことができる寸法として、180cm以上あることが望ましい。

勾配

整備基準 7-(2)-イ

- $1/12$ 以下とする必要がある。

踊場の構造

整備基準 7-(2)-ウ

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要になるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

傾斜路の両側の構造(立ち上がり)

整備基準 7-(2)-才

- 傾斜路の両側には、車いすが脱輪しないように、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。

水平部分

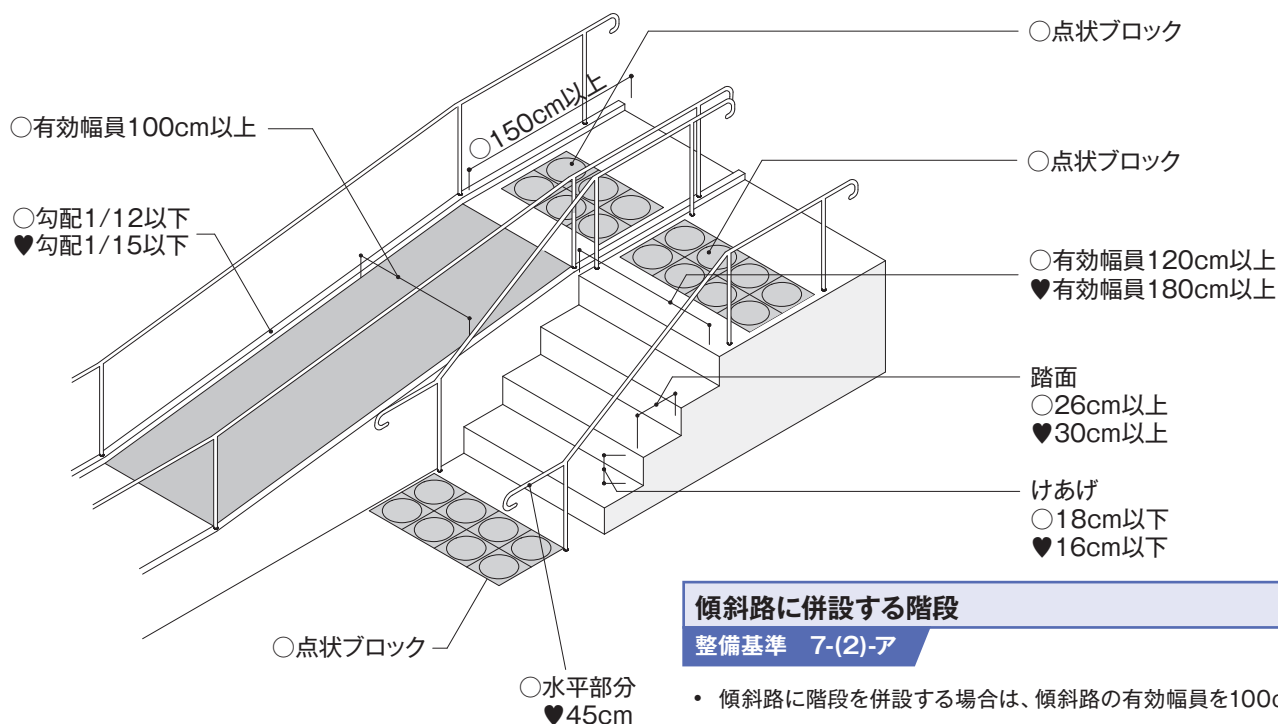
整備基準 5-(2)-才

- 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも長さ150cm以上の水平部分を確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（ <u>車いす使用者用経路を構成する傾斜路を除く。</u> ）は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	同左	7-1 7-3
	(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2
	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2
	(ウ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
オ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	7-1

（参考：関連条文）政令第13条、政令第19条第2項第4号、平成18年告示第1497号第3、規則別表第1の2（7の項）、規則別表第5（7の項）

図7-2 階段に併設する場合



傾斜路に併設する階段

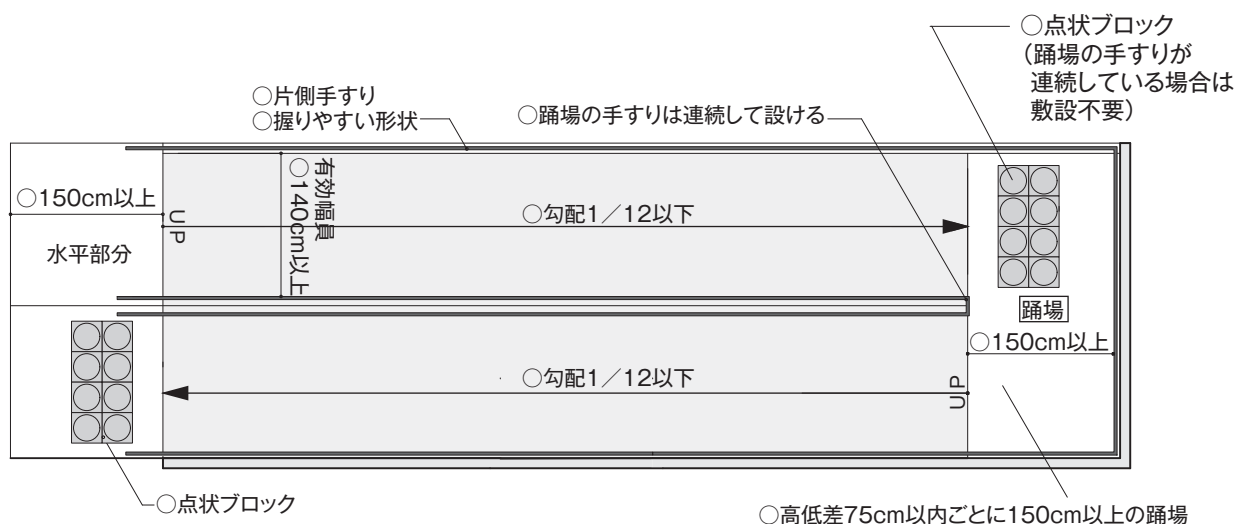
整備基準 7-(2)-ア

- 傾斜路に階段を併設する場合は、傾斜路の有効幅員を100cmとすることができる。

なお、併設する階段については、7-(2)-アにあるとおり、けあげ、踏面、有効幅員について規定を満たす必要がある。

⇒「6 階段」を参照

図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合



水平部分

- 傾斜路が直角その他の角度で曲がる場合には、方向が変わる場所に水平部分や踊場を設ける。

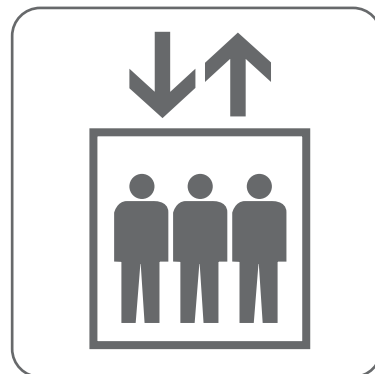
点状ブロック

整備基準 7-(1)-工

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

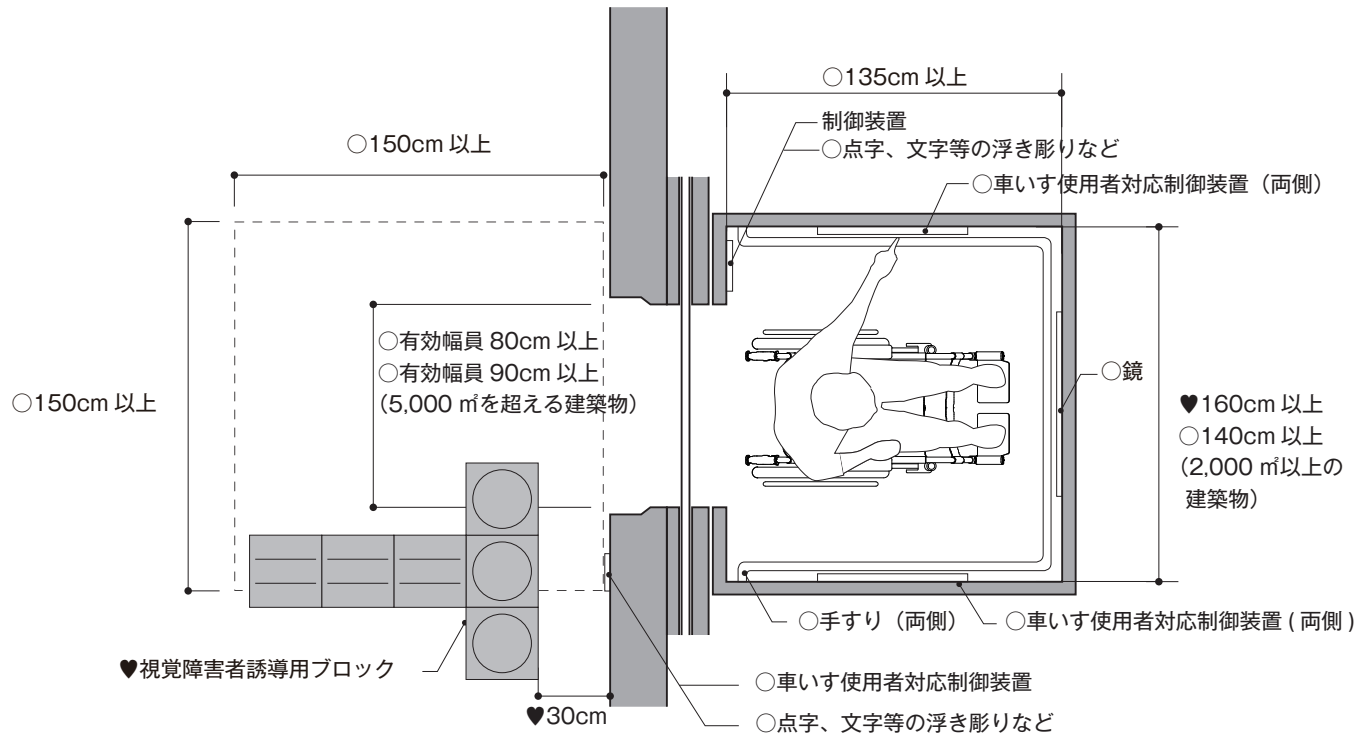
基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効なものです。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に規定するものを除く。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	かごは、利用居室、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。	同左	8-1
エ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	同左	8-1
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左	8-2 8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	同左	8-2 8-3
キ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	同左	8-4

図8-1 エレベーターまわりの整備例（平面）



かごの寸法(奥行き)

整備基準 8-(1)-ウ

- かごの寸法は車いす使用者が車いすに乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する必要がある。
- ♥高齢者、障害者等が円滑に利用できるかごの寸法としては、車いす使用者がかご内で方向を変え、前進で降りることができる寸法が望ましい。

乗降ロビーの空間

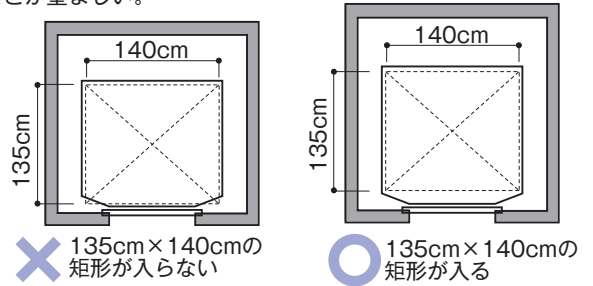
整備基準 8-(1)-エ

- エレベーターの乗降ロビーには車いす使用者の待機、車いす使用者の回転に支障がないように150cm×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。
- ♥制御装置の前には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が望ましい。

かごの寸法(幅)

整備基準 8-(1)-ク-(7)、(1)

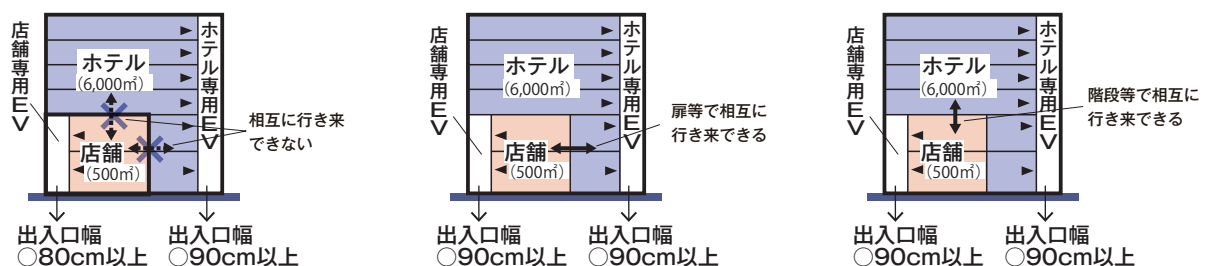
- 2,000㎡以上の建築物においては、車いす使用者が円滑に利用できるように、かごの内寸法は奥行き135cm×幅140cm以上とする。
- ♥かごの内法寸法は、奥行き135cm×幅160cm以上とすることが望ましい。



出入口の有効幅員

整備基準 8-(1)-イ

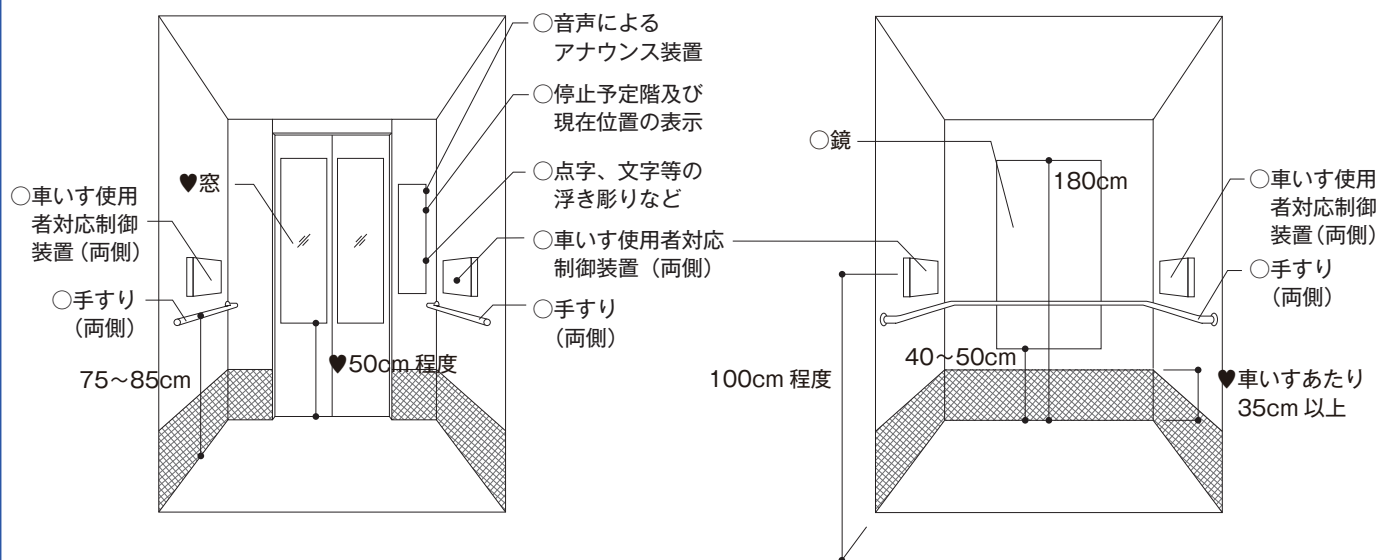
- 車いす使用者が通過できる最小寸法として、出入口の有効幅員は80cm以上必要である。
- 常時、相互に行き来できる区画の床面積が5,000㎡を超える場合、その区画内にあるエレベーターの出入口の有効幅員は90cm以上必要である。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	同左。ただし、不特定かつ多数の者が利用する建築物に限る。	8-1
	(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	
	(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	同左	
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2
コ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-1 8-2 8-3 8-4
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2 8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	同左	8-1 8-2
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	同左	8-1 8-2
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

(参考：関連条文) 政令第19条第2項第5号・第6号、平成18年告示1492号、平成18年告示1494号、規則別表第1の2(8の項)、規則別表第5(8の項)

図8-2 エレベーターかご内の整備例（断面）



表示装置の構造

整備基準 8-(1)-カ

- ・ かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける必要がある。

かご内の構造

整備基準 8-(1)-シ

- ・ かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認できるために、鏡を設ける必要がある。
- ・ 鏡は、戸の開閉状態等を確認できれば、凸面鏡でもよい。

かご内の音声案内

整備基準 8-(1)-ケ、サ

- ・ かご内に、かごが到着する階及びかごの出入口の戸の開閉を音声（「ドアが開きます」、「ドアが閉まります」等）により知らせるアナウンス装置を設ける必要がある。
 - ・ かご内または乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせるアナウンス装置を設ける必要がある。
- ♥ エレベーターの交換、改修時にも音声案内の対応を行うことが望ましい。

かご内の手すりの構造

整備基準 8-(1)-ス

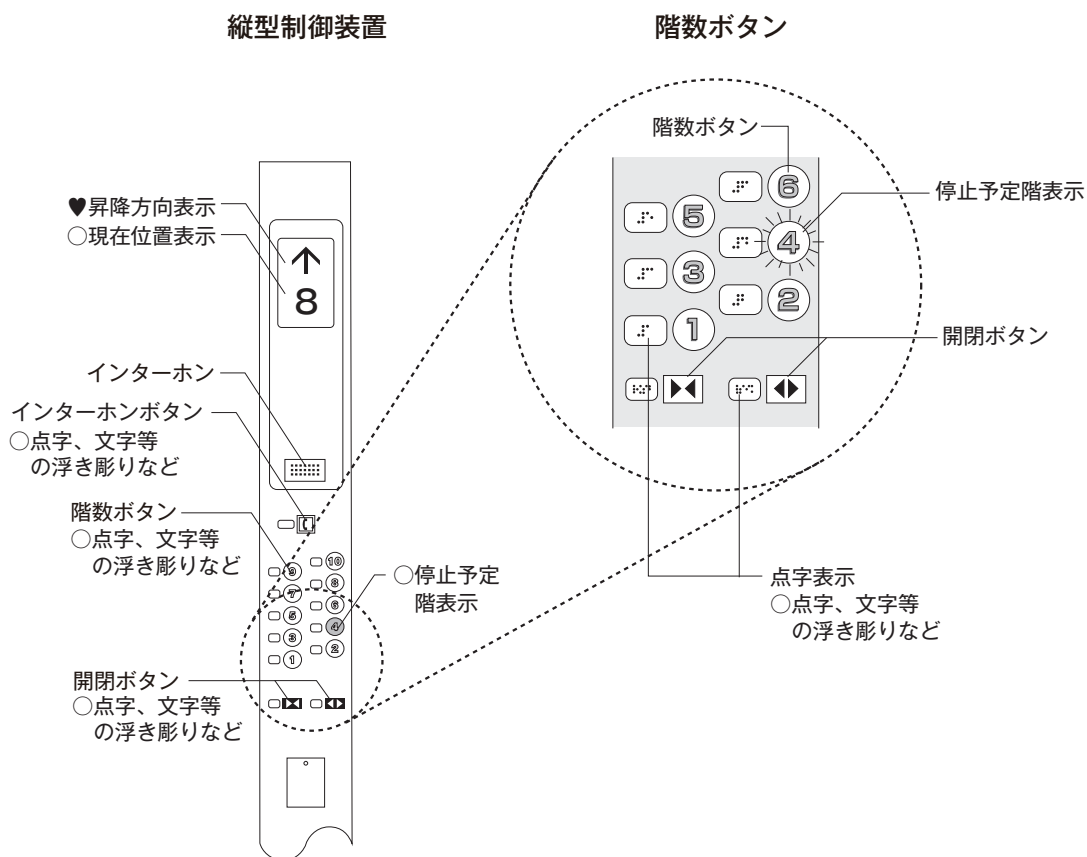
- ・ 両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。
- ♥ 手すりは、正面壁にも設けることが望ましい。

制御装置の構造

整備基準 8-(1)-オ

- ・ かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の制御装置を設ける。

図8-3 制御装置の例



視覚的な情報設備の配置

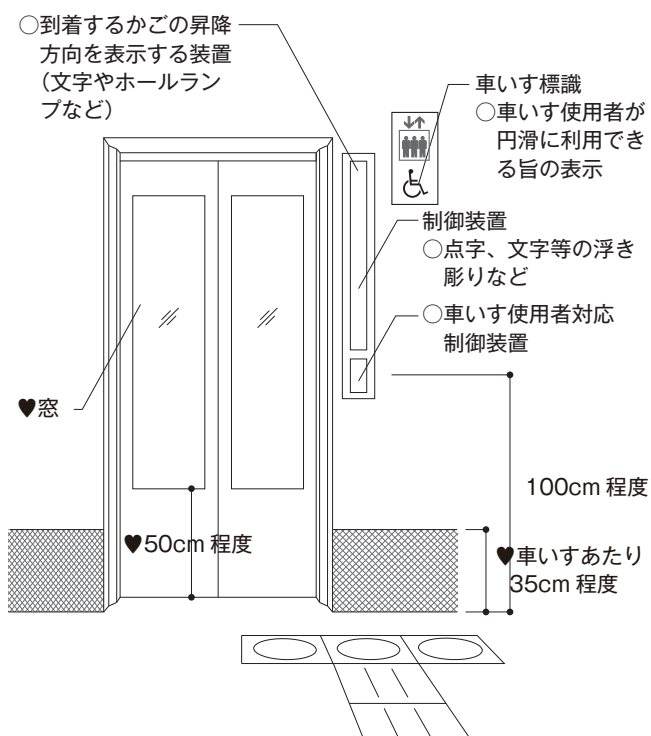
- ・ 制御装置のボタンは、点字表示や文字等の浮き彫りなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする必要がある。
- ♥ 階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にするのが望ましい。
- ♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。
- ♥ エレベーターの交換、改修時にも点字案内の対応を行うことが望ましい。

聴覚障害者の声

緊急時や定員オーバー時に聴覚障害者が対応できるよう文字で情報提供を行う表示装置がほしいです。



図8-4 乗降ロビーの整備例



乗降ロビーの構造

整備基準 8-(1)-エ、8-(1)-オ、8-(1)-キ、8-(1)-コ、8-(1)-サ

- ♥ 非常時の安全確保のため、乗降ロビーに面するかごの戸にはガラス窓などを設置することが望ましい。
- ♥ ロビーの周辺には、壁面や戸枠を守るために設ける車いすあたりを設け、床面から35cm程度の高さとするのが望ましい。

車いす使用者の声

乗降に時間がかかるので、エレベーターの扉の開閉時間を長くしてほしいです。
基準が適用される規模や用途でなくても、車いす使用者が利用できないことのないよう、かごや乗降ロビーについては基準の寸法を確保してほしいです。

視覚障害者の声

エレベーターの音声装置はとても便利です。

聴覚障害者の声

中の様子が分かるよう、エレベーターの扉はガラス張りにしてほしいです。
防犯対策にも有効ではないでしょうか。



コラム

エレベーター利用のマナー

エレベーターは、特に車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を利用できない人にとっては上下移動に欠かせません。しかも、車いすやベビーカーは空間占有面積が大きいので、エレベーターが混雑していると乗ることができません。このため、一般の利用者は、エレベーター利用のマナーを守りましょう。

① 車いす使用者やベビーカー使用者に優先的に利用してもらいましょう。

エレベーターホールは、車いす使用者やベビーカー使用者が優先的に利用できるように順番をゆずりましょう。

② 混んでいる時は、降りてスペースをあげましょう。

エレベーターが混んでいると、途中の階で待っている車いす使用者等は、いつまで待っても乗れません。乗っている人は一度降りてスペースをあげましょう。

基本的な考え

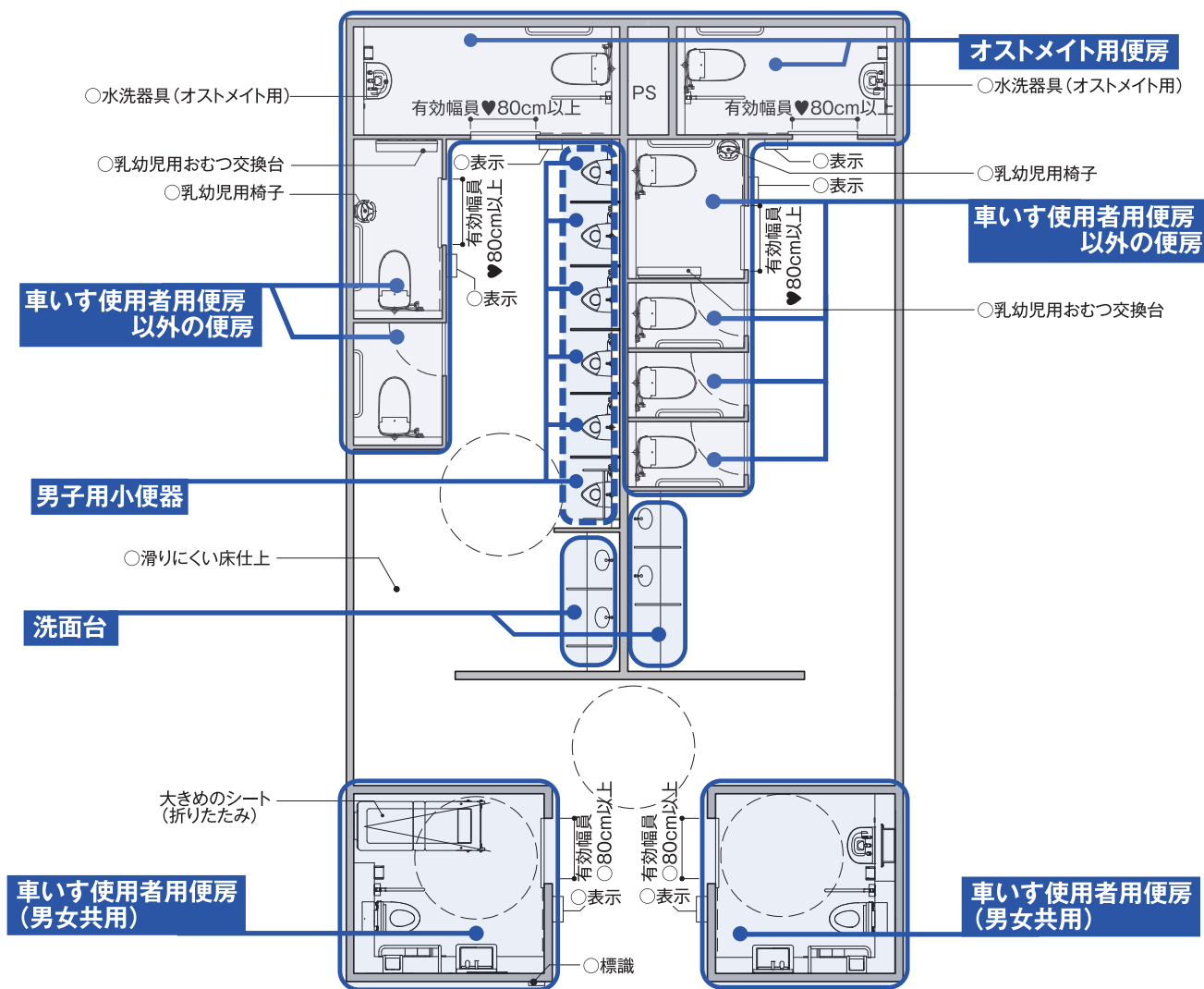
多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能便所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



1. 全ての便所に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。</u>	同左	
(2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u>	同左	
ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	9-1
イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	
ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合はこの限りでない。	同左	9-1

図 9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-(2)-2

- 車いす使用者用便房の出入口については、移動等円滑化経路を構成する出入口となるため、80cm以上の幅の出入口が必要である。

⇒「4 出入口」を参照

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便房のみの場合、車いす使用者用便房内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は、1以上を、9-(2)-オを満たす男子用小便器とすることが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合は、1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）を、9-(2)-カを満たす便房とすることが必要である。
- ♥ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便房を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準

整備基準 9-(3)-(4)-(6)-ア

- 車いす使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）設ける。

⇒「図 9-2～6」を参照

- 便所のうち1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）に、オストメイト用便房を設ける。
- ♥ 車いす使用者用便房を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ♥ 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きなめのシートを設けることが望ましい。

(3) 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台に関する基準

整備基準 9-(6)-イ

- 一定規模以上の建築物には、便房のうち1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）に、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨の表示を行う。
- ♥ 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台は車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

⇒「図 9-16」を参照

図9-2 不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数（新築及び増築等の場合）

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

- ・ 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上設ける。
- ・ 従業員のみが利用する階は特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない。
- ・ 管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。
- ・ 特定の階に偏ることなく便所を設けることにより、利用に支障は生じにくい。
- ・ 指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

	ケース1	ケース2	ケース3
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

□ 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階 ▨ 従業員専用

①※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする

④※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

- ・ 以下の場合は対象の階を不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - ① 地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階（左図ケース1）
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（左図ケース2）
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（左図ケース2）
 - ④ 管理運営上やむを得ない階（左図ケース3）

便所の箇所数の数え方について

- ・ 便所の箇所数については以下の内容に従って数を算定する。
 - ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。

増築等の場合の必要設置数について

- ・ 増築等に係る部分を有する階の数以上の便所を設けること。ただし、既存の便所と新設の便所を合算することができる。
- ・ 増築等に係る部分で指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。
- ・ 上記の他、必要設置数の基本的な考え方、不特定多数の者等が利用する階から除外する階、便所の箇所数の考え方は、新築時の場合と同様とする。

便所の箇所数の数え方について

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ		
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	6 内訳：①男女5、②女子1	8 内訳：①男女1、②男子3、③女子2、④共用2

増築等の場合の必要設置数について（参考）

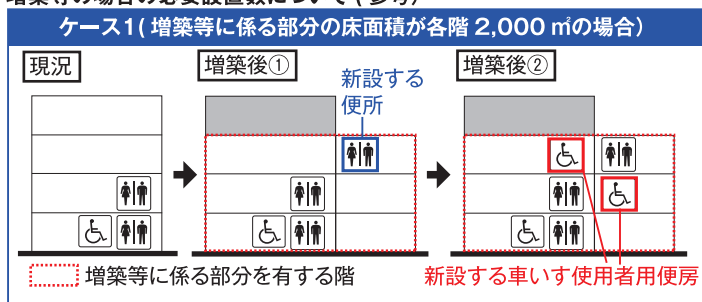
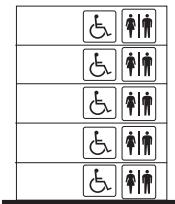
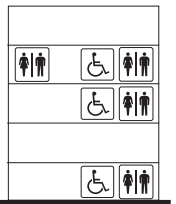
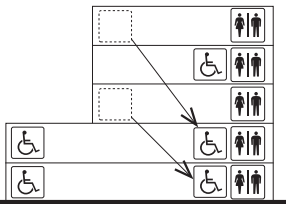


図9-3 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その1

車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上（男女の区別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - ①地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合（下図ケース3）
 - ②当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合（下図ケース4）
 - ③不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合
 - ④不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ⑤小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合（小規模階のみを有する建築物に限る）

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車いす使用者用便所の設置イメージ			(例) SA・PA など 	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	5 以上	3 以上	2 以上	5 以上

大規模階を有する場合

- 大規模階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、階ごとに2以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ2以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 大規模階の床面積が40,000㎡を超える場合、当該床面積20,000㎡ごとに1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）車いす使用者用便所の必要設置数を追加する。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

大規模階を有する場合

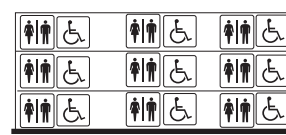
	ケース1 30,000 ㎡ / 階	ケース2 70,000 ㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車いす使用者用便所の階ごとの必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車いす使用者用便所の必要設置数	2 以上	3 以上

図9-4 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その2

小規模階を有する場合

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。
- 設置位置は任意とする。

小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合

- 小規模階のみを有する建築物で、
- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物（延べ床面積の合計が500㎡未満の建築物を除く）においては、不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。
 - 床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、便所のうち1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。

小規模階を有する場合

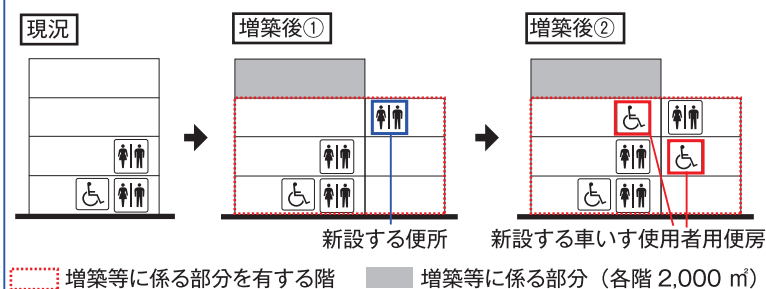
	ケース1	ケース2	ケース3
	400～599.8㎡ / 階	600～799.8㎡ / 階	800～999.8㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ			
床面積の合計	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図9-5 車いす使用者用便所の必要設置数（増築等の場合）その1

増築等の際の車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、増築等に係る部分を有する階で便所を有する階に1以上（男女の区別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - ①地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ②当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合
 - ③不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合
 - ④不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超える階を有する場合
 - ⑤不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合
- 既存部分の車いす使用者用便所も必要設置数に含めて算定をすること。

ケース1（増築等に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）



必要算定手順（例）

- ①基準の適用は増築部分がある1～3階
 - ②増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて1箇所以上の車いす使用者用便所を設ける。
- ※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける（左図では3階に新設）。

図9-6 車いす使用者用便所の必要設置数(増築等の場合)その2

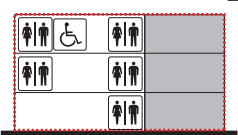
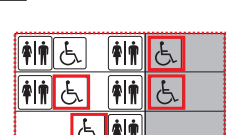
※ 不特定多数の者等が利用する部分に限る。

増築等に係る部分の床面積(※)の合計が 1,000 m²未満の建築物の場合

- 不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)に車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、増築等に係る部分の床面積(不特定多数の者等が利用する部分以外の部分を含む。)の合計が500m²未満の場合にあつては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、そのうち1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)に車いす使用者用便所を設ける。

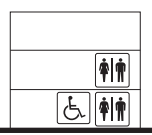
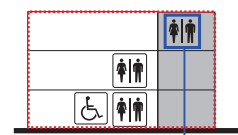
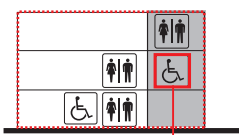
増築等に係る部分の床面積(※)が 10,000 m²を超える階を有する場合

- 増築等に係る部分の床面積が10,000m²を超え、40,000m²以下の階を有する場合、階ごとに2以上(男女の区別がある場合には、それぞれ2以上)の車いす使用者用便所を設ける。
- 増築等に係る部分の床面積が40,000m²を超える階を有する場合、当該床面積20,000m²ごとに1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)の車いす使用者用便所の必要設置数を追加する。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

ケース2(増築等に係る部分の床面積が各階 20,000 m ² 超の場合)	必要算定手順(例)
現況  増築後①  増築後②  増築等に係る部分を有する階 増築等に係る部分 (各階 20,000 m²) 新設する車いす使用者用便房 	①基準の適用は増築部分がある1～3階 ②増築等に係る部分の床面積が各階20,000m²のため、増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて2箇所以上の車いす使用者用便房を設ける。1階は便所が1箇所のみであるため、車いす使用者用便房も1箇所よい。 ※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける(左図では新設不要)。

増築等に係る部分の床面積(※)が 1,000 m²未満の階を有する場合

- 増築等に係る部分の床面積が合計1,000m²に達するごとに1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

ケース3(増築等に係る部分の各階床面積が各階 700 m ² の場合)	必要算定手順(例)
現況  増築後①  増築後②  増築等に係る部分を有する階 増築等に係る部分 (各階 700 m²) 新設する車いす使用者用便房 	①基準の適用は増築部分がある1～3階 ②増築等に係る部分の床面積の合計が700×3＝2,100m²であり、1,000m²毎に1箇所の車いす使用者用便房が必要となるため、既存部分及び増築部分を合わせて2箇所に車いす使用者用便房を設ける。 ※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける(左図では3階に新設)。

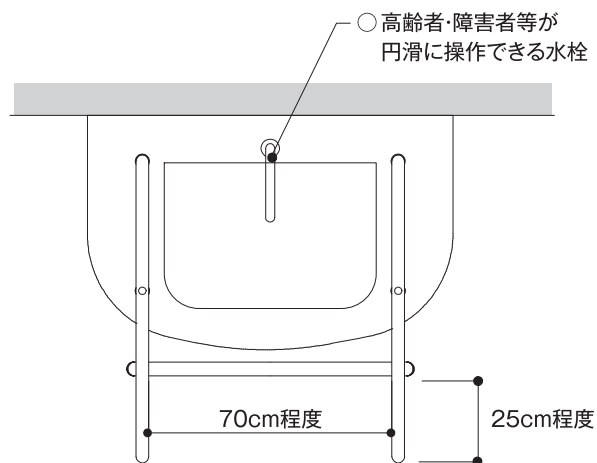
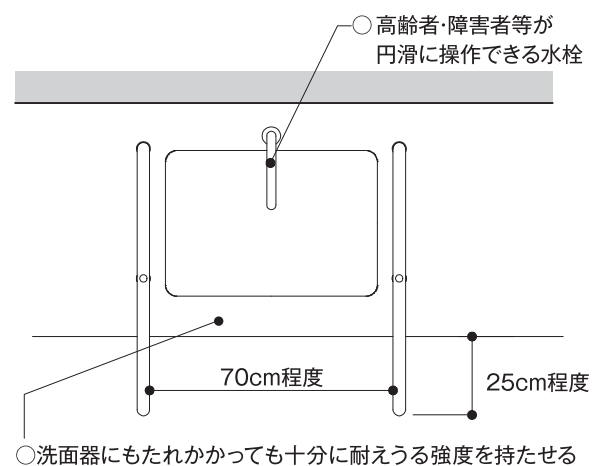
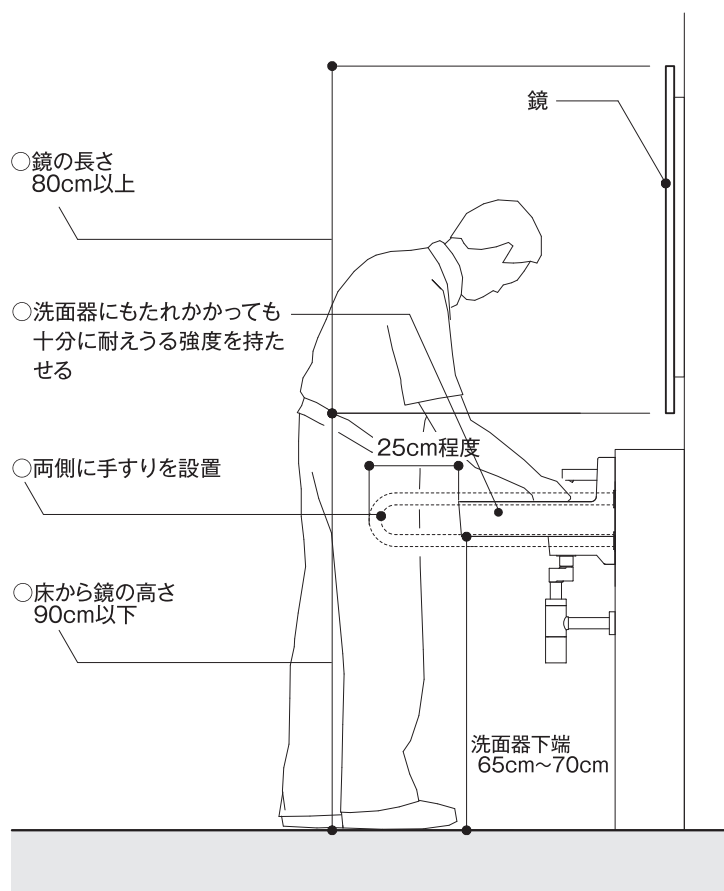
指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	—	
	(7) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。	洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-7
	(1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-7
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	—	9-7
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-8
	(1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-8
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる。	—	9-8
	(I) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。	同左	
	(7) 手すりを設けること。	同左	9-9
	(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-9
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-9

(参考：関連条文) 政令第14条、[令和6年告示第1074号](#)、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(3) <u>(1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	同左	9-3 9-4
(4) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。</u>	同左	

（参考：関連条文）政令第14条、[令和6年告示第1074号](#)、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

図9-7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面台の例



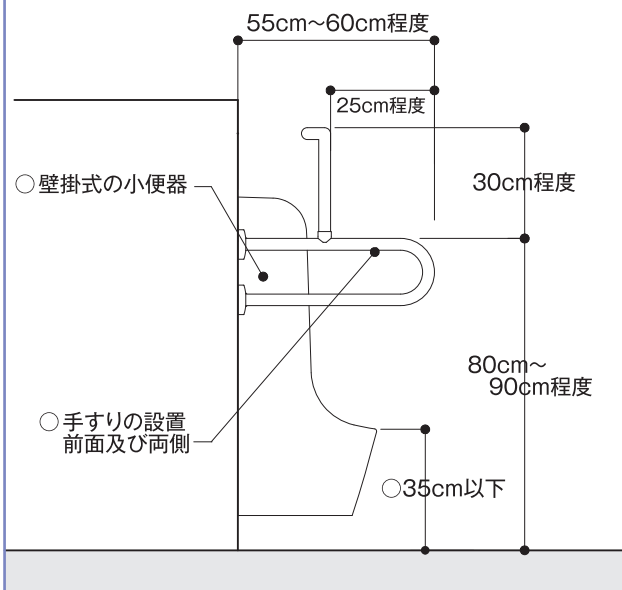
洗面器

整備基準 9-(2)-エ

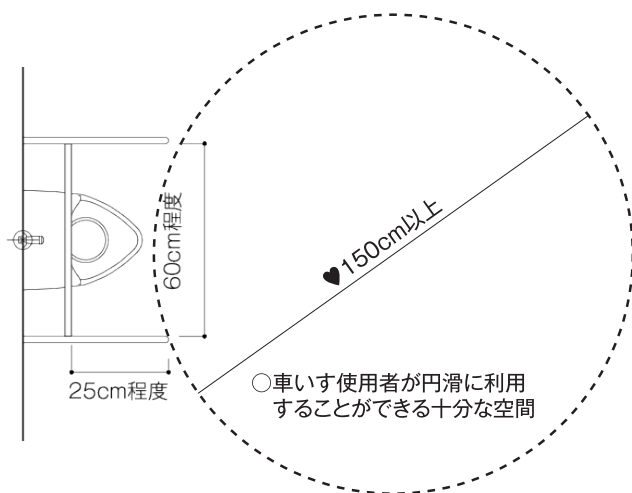
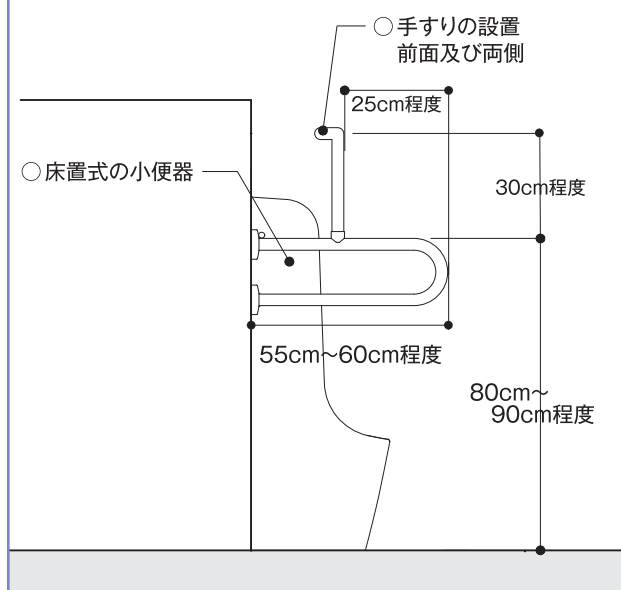
- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるように、両側に手すりを設け、もたれかかって十分に耐えうる強度がある洗面器を設ける必要がある。
- 洗面器にもたれかかって十分に耐えうる強度がない場合は、前面に手すりを設ける必要がある。
- 乳幼児用の洗面器には手すりは不要となる。
- 乳幼児用の洗面台に設ける鏡は、乳幼児の体格に合わせた寸法とすることができる。

図9-8 男子用小便器の例

壁掛式の小便器



床置き式の小便器



杖使用者などの声

歩行が困難な方が排泄する際に、手すりは非常に有効です。1つだけでなく、なるべく多くの小便器に設置してほしいです。



小便器

整備基準 9-(2)-オ

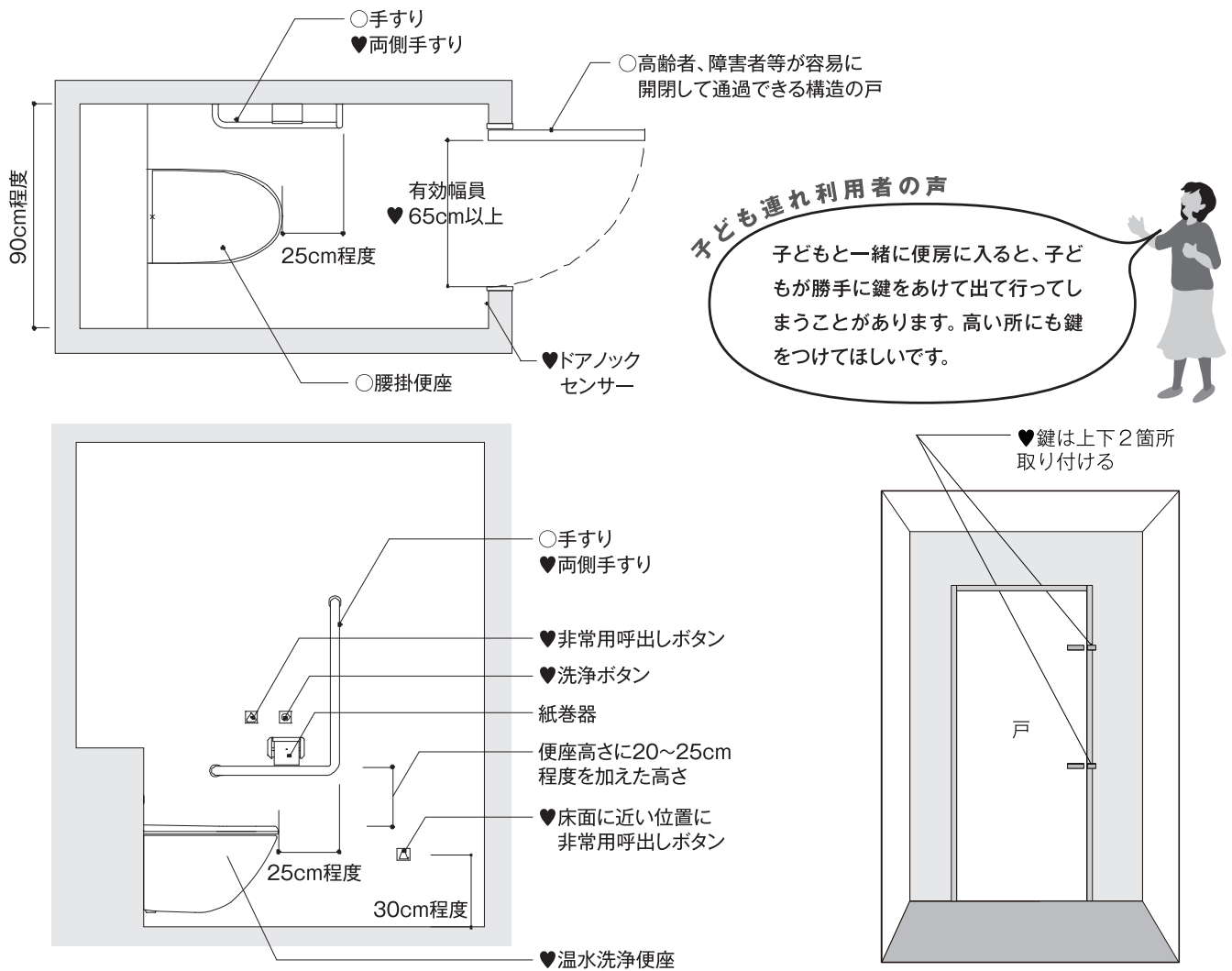
- 便所内に小便器を設ける場合は、各便所に1以上、手すりを設けた小便器が必要となる。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりに寄りかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に手すりを設置することが望ましい。
- ♥ 車いす使用者が小便器までに容易に到達できるように、120cm以上の幅で経路を確保することが望ましい。
- ♥ 乳幼児用の小便器を設ける場合でも、車いす使用者が小便器まで寄り付くことができる空間を設けることが望ましい。

小便器の前の空間の確保

整備基準 9-(2)-オ-(I)

- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。
- 小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車軸中央を中心として90度転換できる空間（135cm角）を設けること。
- ♥ 小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車いす使用者が回転できる空間（直径150cm以上の円）を設けることが望ましい。

図9-9 その他の便房の例



その他の便房

整備基準 9-(2)-カ

- その他の便房とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。その他の便房を設ける場合は、各便所に1以上、9-(2)-カを満たす便房が必要となる。
- 乳幼児用の便所においても、壁等で囲まれた便房については、その他の便房として扱うため、9-(2)-カの対象となる。
- ♥ 非常用呼出しボタンを設けるほか、各設備は、日本産業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）のとおりとすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(2)-カ-(7)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- その他の便房に男子用小便器のみを設けた場合、9-(2)-オ-(イ)で設ける手すりと9-(2)-カ-(7)で設ける手すりを兼ねることができる。
- ♥ その他の便房の手すりはL型手すりとするのが望ましい。
- ♥ その他の便房の手すりは両側に設けるのが望ましい。

戸の構造

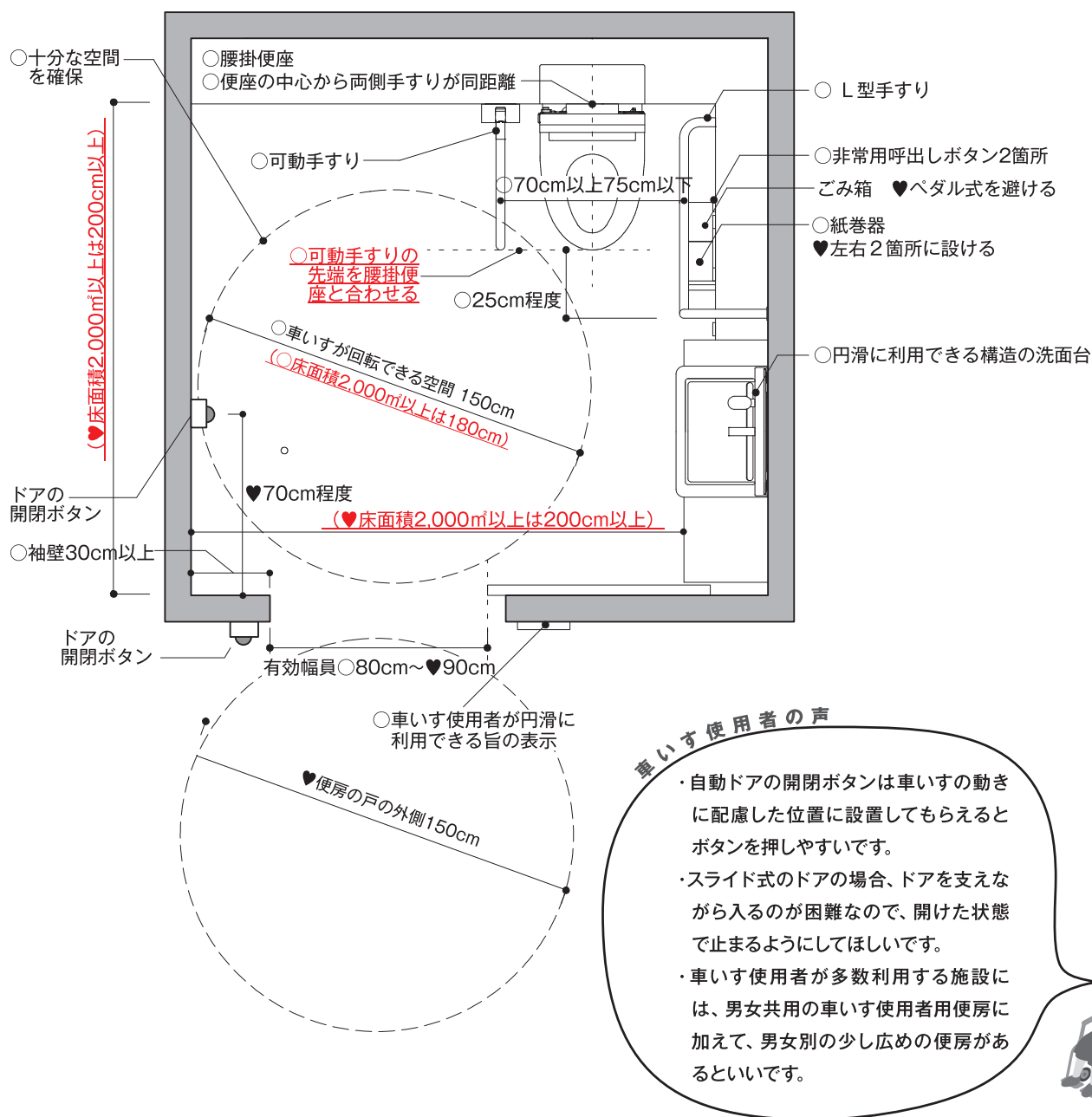
整備基準 9-(2)-カ-(イ)

- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- ♥ その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者や子ども連れ等の利用も考慮した広めの便房は、出入口の有効幅員は80cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 開き戸より開閉しやすい引き戸とすることが望ましい。
- ♥ 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造（当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮）とすることが望ましい。便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすることが望ましい。
- ♥ その他の便房のドアには、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を便房内側に設置することが望ましい。
- ♥ ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- ♥ 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
イ	次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	
(7)	腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-10 9-12
(1)	L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
(7)	L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-10
(1)	可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-10
(4)	L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-10 9-12
ウ	次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	
(7)	腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-10
(1)	腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-12
(7)	便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-12
エ	<u>車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u>	同左	9-11
オ	次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	
(7)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-13
(1)	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-13
(7)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-13

図9-10 車いす使用者用便房の例



袖壁の設置

整備基準 9-(5)-ク、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

- 戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

右利き用と左利き用の配慮

整備基準 9-(3)、(4)

- ♥ 車いす使用者用便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

通路の有効幅員

整備基準 5-(2)-イ

- 利用居室から車いす使用者用者便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

戸の構造

整備基準 4-(1)、(3)、(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁から70cm程度離すことが望ましい。
- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

便房の戸の外側の構造

- ♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
カ	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-12
キ	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-10 9-12
ク	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-10
ケ	当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-10

(参考：関連条文) 政令第14条、[令和6年告示第1074号](#)、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-11 車いす使用者用便房の例ー2

十分な空間を確保

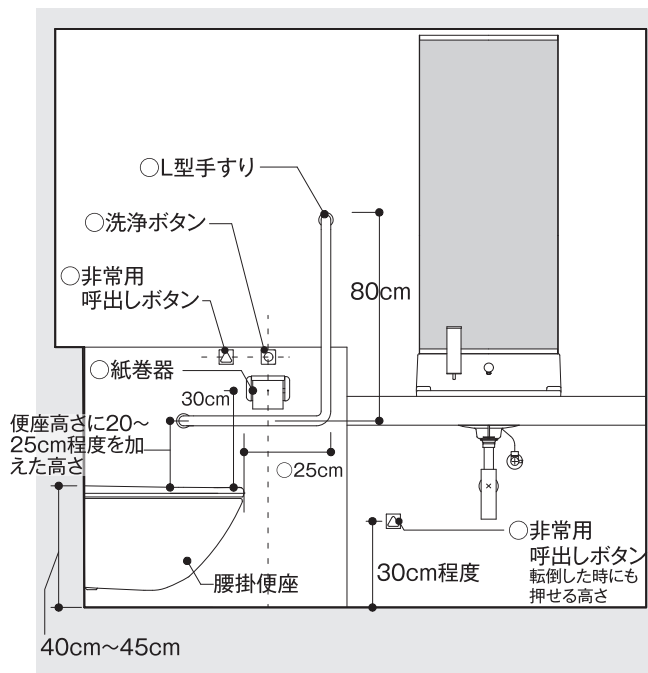
整備基準 9-(5)-エ

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。
- 床面積 2,000 m²以上の建築物を建築する場合は、座位変換型の電動車いす使用者が 360 度回転できる十分な空間のある便房を 1 以上設置する必要がある。直径 180cm 以上の円が便房内の設備等と干渉しないように内接し、その便房が 9（5）の規定をすべて満たすこと。なお、便房の内法は 200cm×200cm 以上であることが望ましい。ただし、増築等においては増築等の床面積が 2,000 m²以上の場合に限る。

車いす使用者用便房の十分な空間

	建築物の床面積		
	～500m ²	500m ² ～2,000m ²	2,000m ² ～
φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1 以上
φ150cmの円が内接	○	○	○

図9-12 腰掛便座の位置及び構造



便器の洗浄ボタン

整備基準 9-(5)-ウ-(i)

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることがある。
(例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつぺら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



腰掛便座の高さ

整備基準 9-(5)-ウ-(i)

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

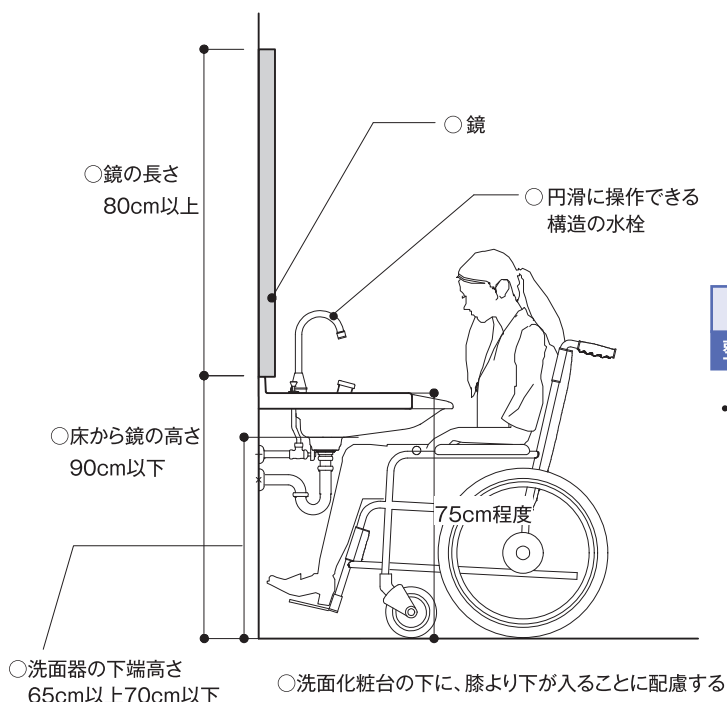
整備基準 9-(5)-カ

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。

JIS 規格

- ♥ 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
 - 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
 - 非常用呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
 - 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

図9-13 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

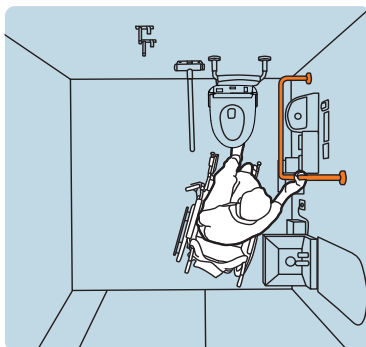
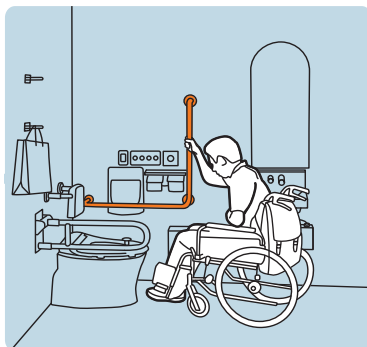
整備基準 9-(5)-オ-(i)

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることがある。
(例) レバー式、光感知式等

車いす使用者の 便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック[パブリックトイレ編 2020.2]を基に作成

正面アプローチ(立位移乗の場合)

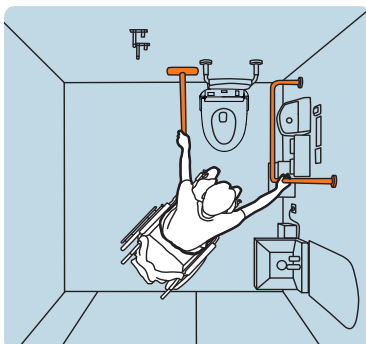
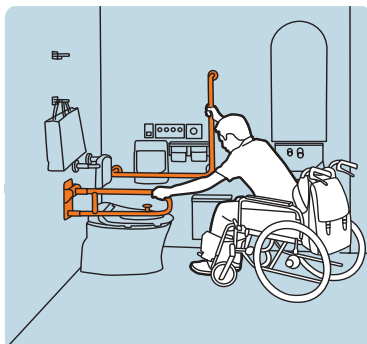


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

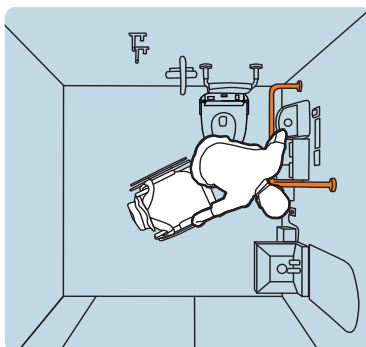
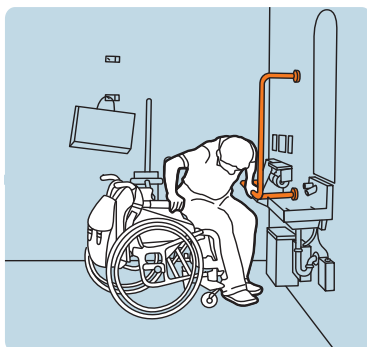


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

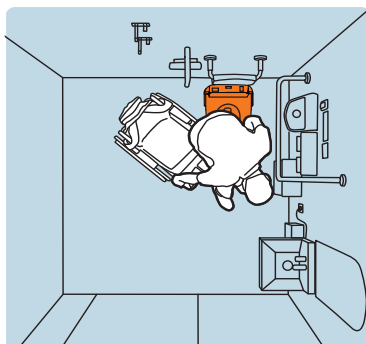
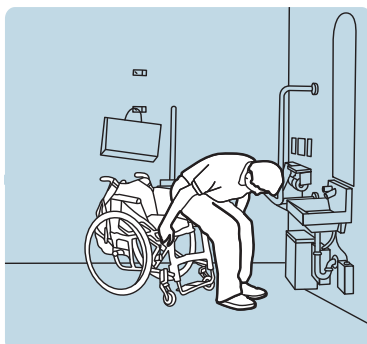


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとの空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をつけて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、貼り紙等の掲示による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下の点に注意しましょう。

①折りたたみ式の乳幼児用おむつ交換台や大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

③可動手すりを元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう可動手すりをすぐ使用できる位置に戻しておきましょう。

④紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

⑤短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

(なお、便座や可動手すりも、すぐ使えるよう元の位置に戻します。)

多くの人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人が利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



2-2.オストメイト用便房に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(6) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</u>	同左	
ア 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	
(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-14 9-15
(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-14 9-15

コラム

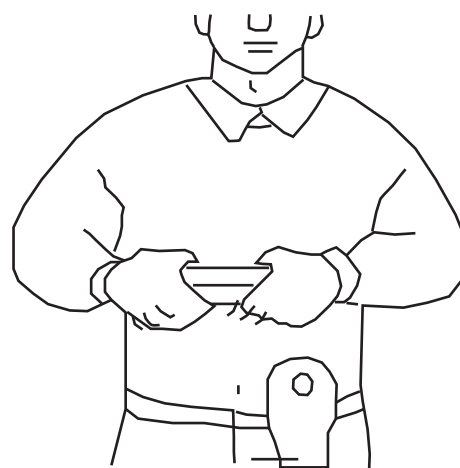
オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約 20 万～ 30 万人のオストメイトがいると言われています。（公益社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄することがあります。

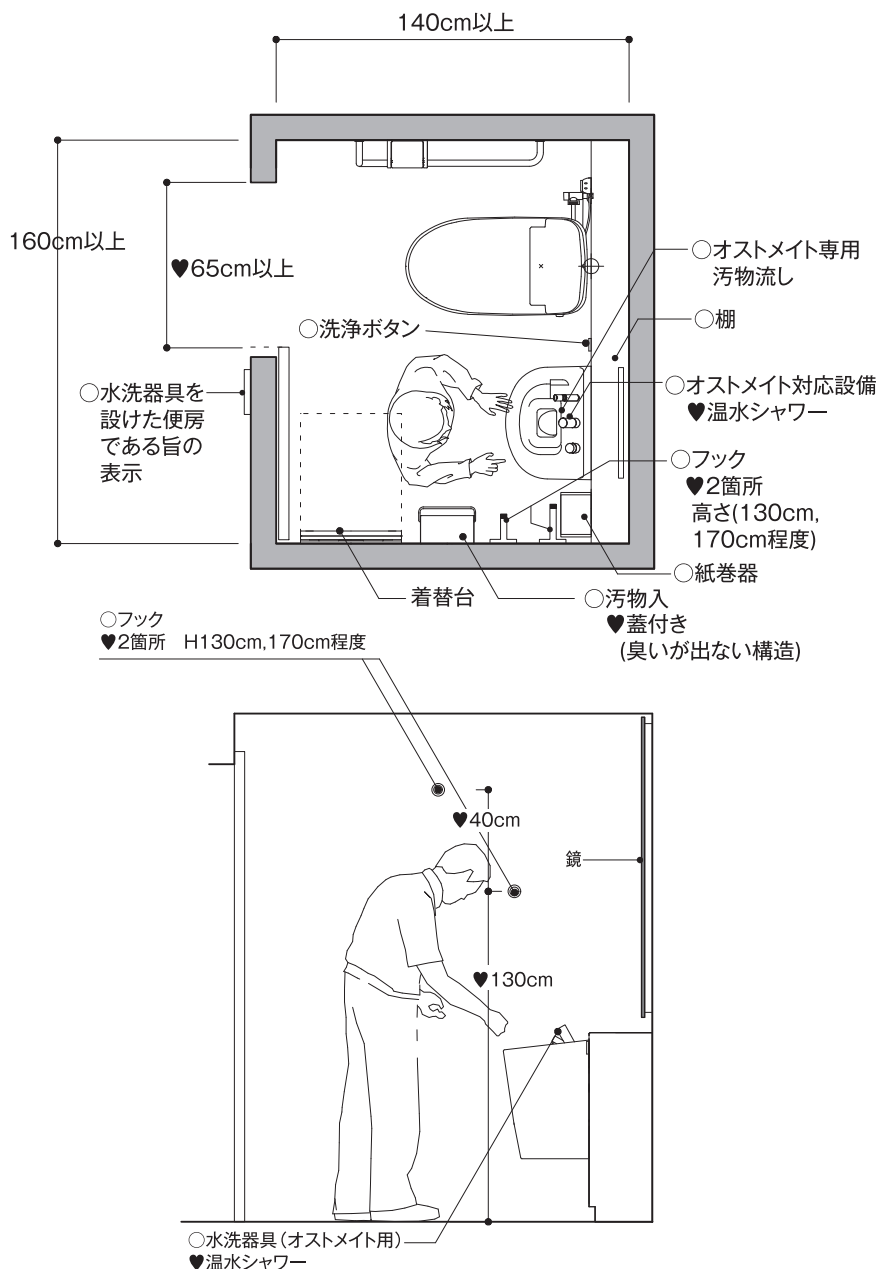


オストメイト用設備
／オストメイト



パウチ設置例

図9-14 その他の便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



温水シャワー

整備基準 9-(6)-ア

- ♥ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

姿見鏡

- ♥ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。

水洗器具

整備基準 9-(6)-ア

- 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための器具（専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン）のことをいう。
- ♥ オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

紙巻器・汚物入れ

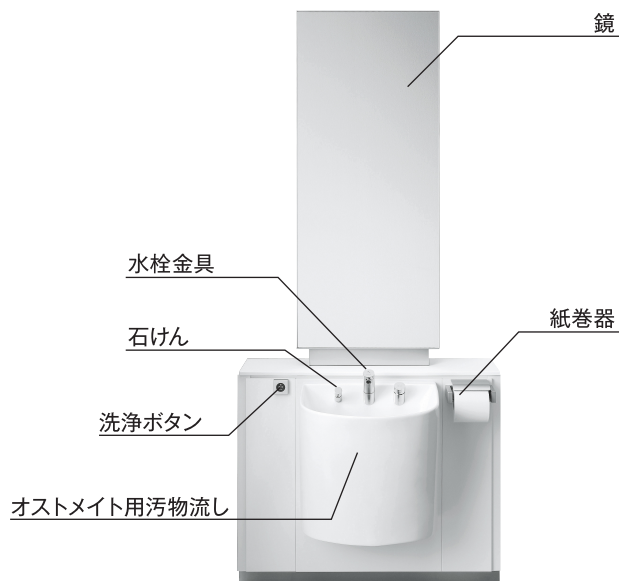
整備基準 9-(6)-ア-(1)

- 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。
- 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。
- ♥ 汚物入れは臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。

棚とフック

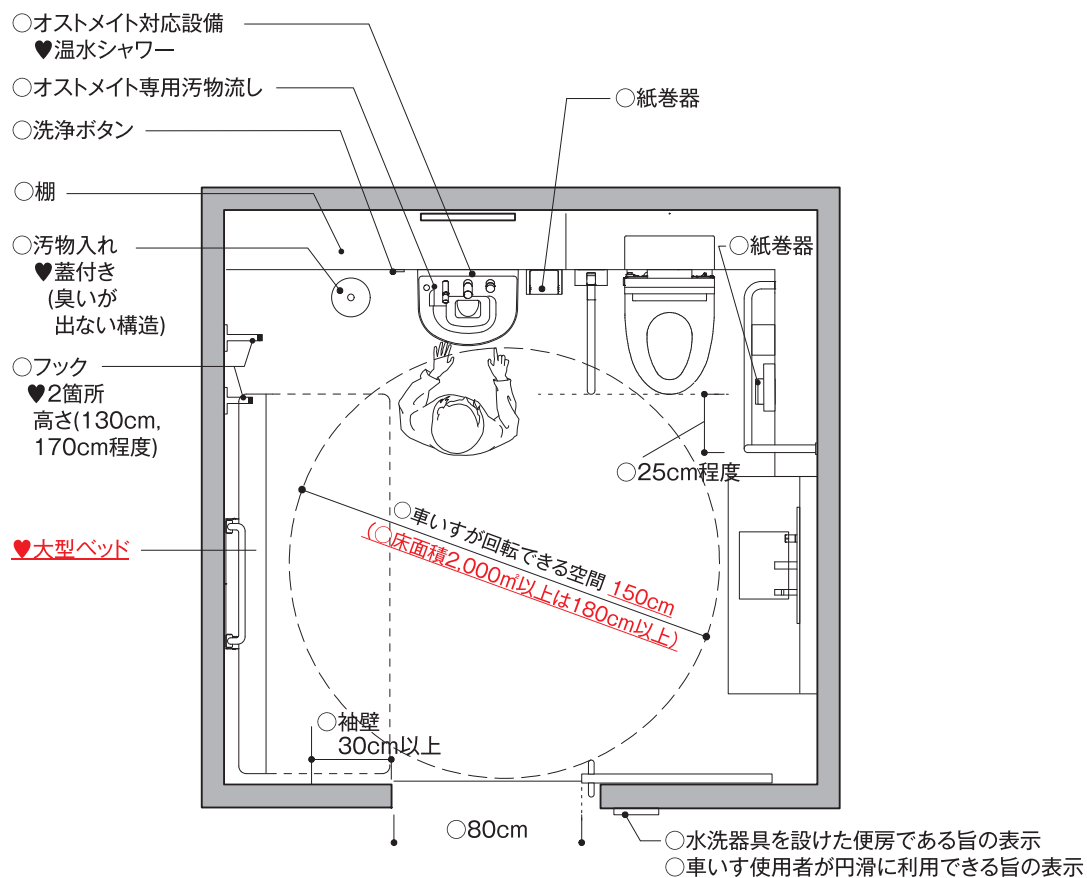
整備基準 9-(6)-ア-(1)

- 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。
- フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのものである。
- ♥ フックは2箇所に設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2020.2]

図9-15 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを設けた整備例

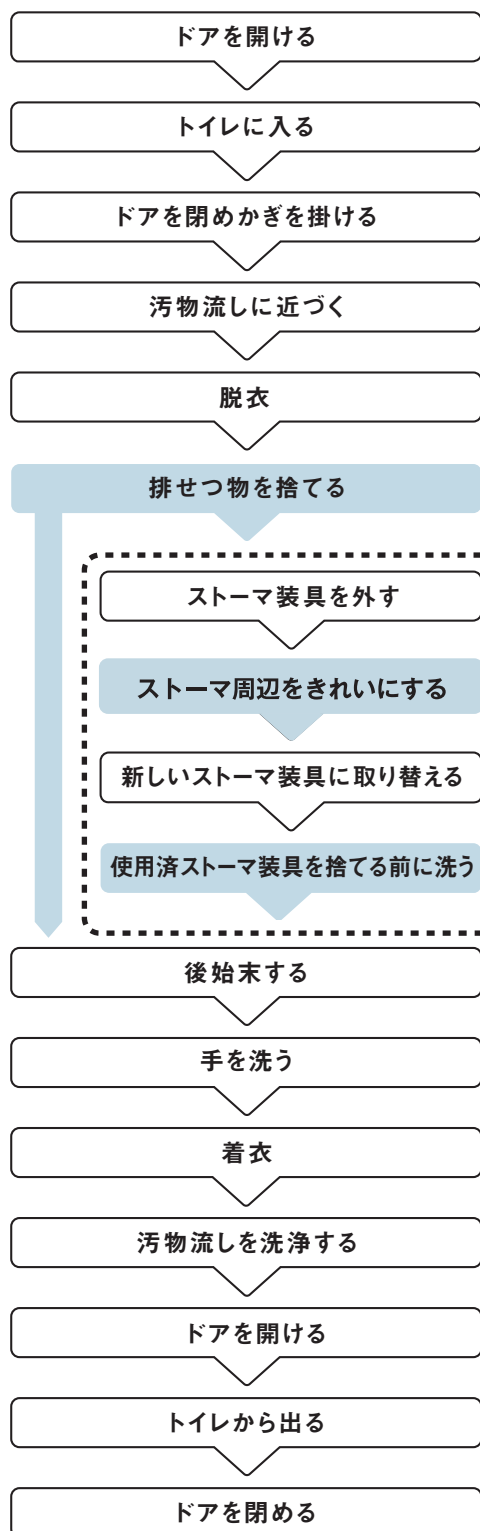


水洗器具の使用方法

オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2020.2] を基に作成

1. 汚物流し使用の場合



ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てる。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。

ストーマ装具を新しいものに交換する場合



せっけんでストーマ周辺を洗浄し、シャワーで洗い流す。

POINT

ストーマ装具（パウチ）から汚物が漏れた場合や取り替える際、汚れた衣服や排せつ口（ストーマ）を洗うため、温水シャワーを設置することが望ましい。



（ストーマ装具（パウチ）を交換する場合）使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗う。

POINT

ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要。

3.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
イ <u>便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近にその旨の表示を行うこと。</u> ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	
(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	<u>9-16</u>
(1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	<u>9-16</u>

(参考：関連条文) 政令第14条、規則別表第1の2(9の項)、規則別表第5(9の項)

乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子

整備基準 9-(6)-イ-(7)、(1)

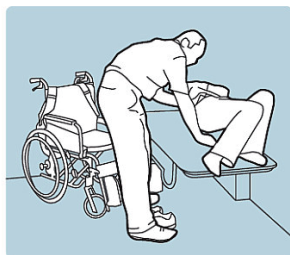
⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

コラム

大型ベッド

大型ベッドは、主に着替え、おむつ交換、排せつ(自己導尿等)を行う際に使用されます。車いす使用者(介助者が同伴している場合も含む)や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm～80cm程度×長さ150～180cm程度、高さ50cm程度です

長辺方向収納タイプ(収納時の奥行き20cm程度)や短辺方向収納タイプ(収納時の奥行き30cm程度)があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



長辺方向収納タイプ

短辺方向収納タイプ

<出典>TOTO バリアフリーブック[パブリックトイレ編 2020.2]

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大型ベッドを設けた便房とすることが望ましいです。

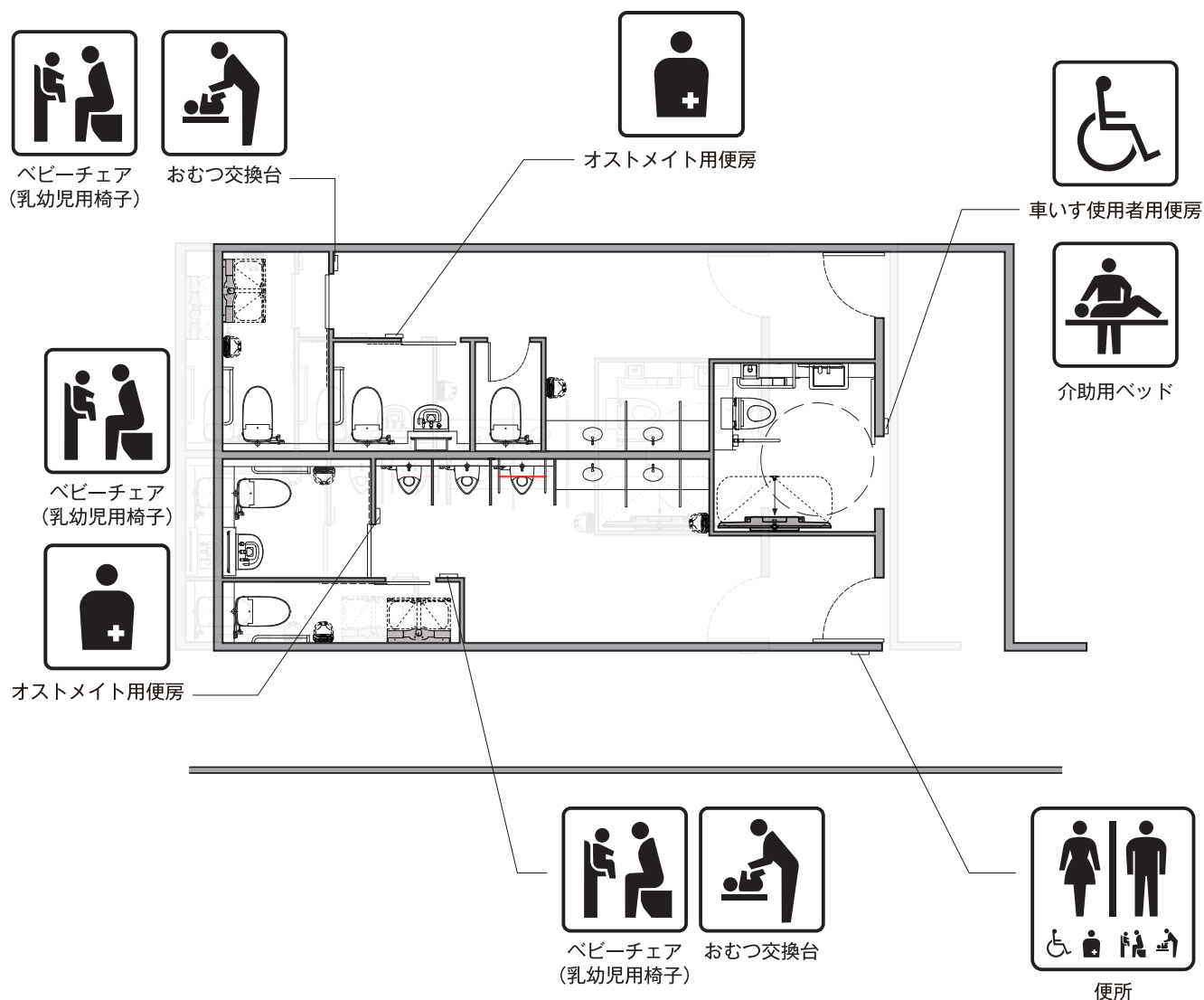
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大型ベッドを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、乳幼児用おむつ交換台だけでなく、大型ベッドも設置してほしいです。



図9-16 便所の標識の整備例



便房の戸又はその付近に表示

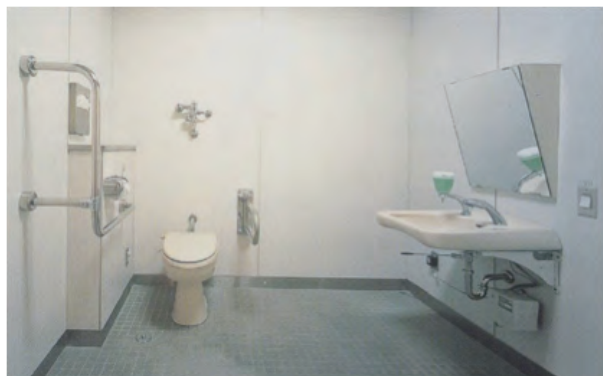
整備基準 9-(5)-ケ、9-(6)-ア-(7)、9-(6)-イ-(7)、(4)

- 便房の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便房の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房 (9-(5)-ケ)、オストメイト対応設備のある便房 (9-(6)-ア-(7))、乳幼児用椅子のある便房 (9-(6)-イ-(7))、乳幼児用おむつ交換台のある便房 (9-(6)-イ-(4)) である。

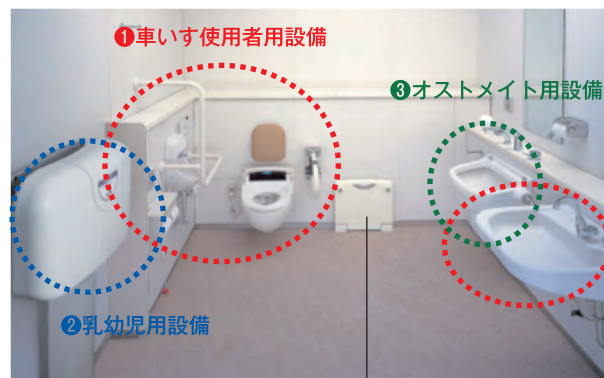
♥ 戸が開いている状態で表示が見えることが望ましい。

多機能トイレに利用者が集中している背景

1987 年頃の車いす使用者用トイレ



2000 年頃の多機能トイレ



※着替え台は、乳幼児のおむつ替えやオストメイトの着替え等の際に便利な設備です。

1980 年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みましたが、2000 年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。

バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。

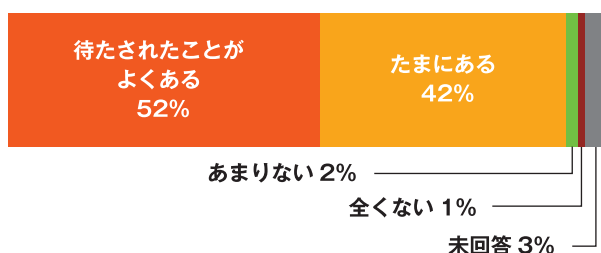
一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。

このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみにあった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。

また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。

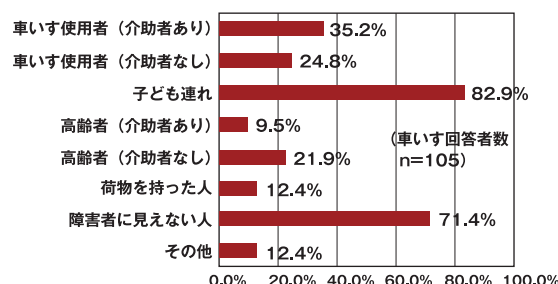
(参考) 多機能トイレの利用実態調査

○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。
車いす使用者の方々に、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。



○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。

多機能トイレから出てきた方
(回答者数に対する割合)



出典：「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省)
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree_tk_000016.html)を基に作成

多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例

多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。

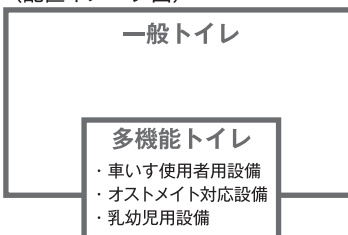
多機能トイレに設備が集中している様子

様々な利用者が集中し、
車いす使用者が使いにくくなっている。

多機能トイレ

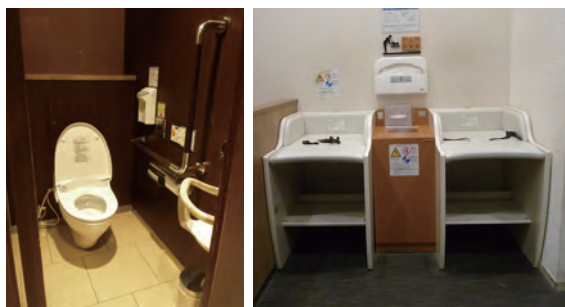


(配置イメージ図)



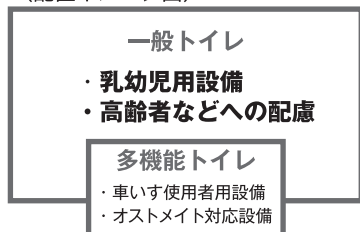
整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散

車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。



ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。

(配置イメージ図)



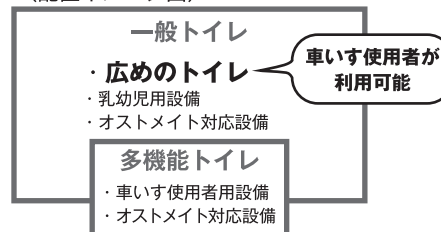
整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が利用できるトイレを増やす

多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。



車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。

(配置イメージ図)



オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。

低い位置に水栓設備があるため、パウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しびん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。



背もたれにつけるタイプ ノズルが自由に動くタイプ

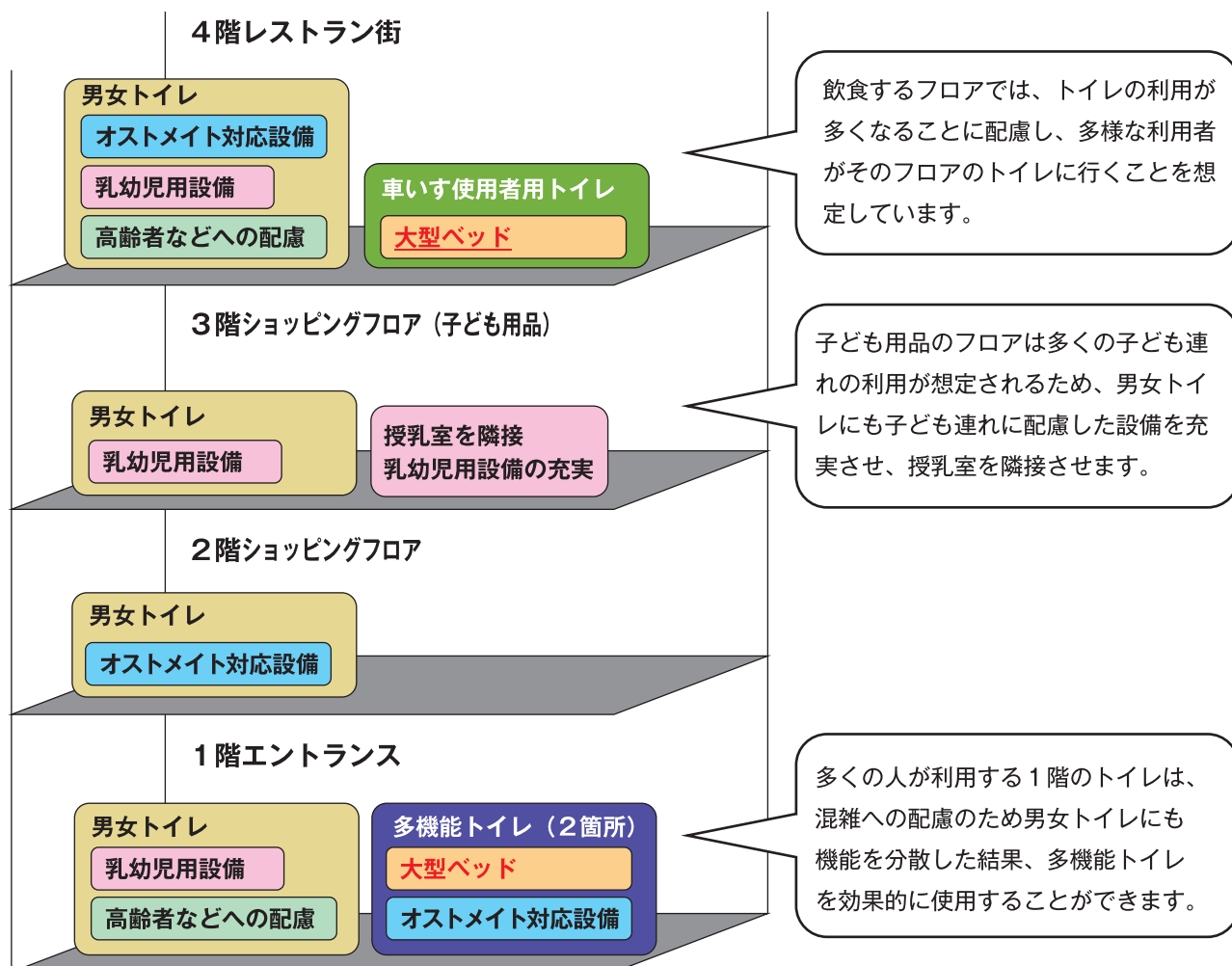
施設全体における機能分散 ① ～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方

多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設の全ての階に車いす使用者用トイレやオストメイト用トイレ、乳幼児用設備を備えたトイレをそれぞれ設置することが一番望ましいと言えますが、特に既存施設の改善においては、施設の構造等の制約からそのような対応が難しい場合もあります。

限られた状況下で、多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設全体での機能分散を図り、フロアごと、または同一階の別の場所に異なる機能を持つトイレを整備することも有効です。

また、フロアにおける主な利用者の特性に合わせた設備を、そのフロアのトイレに設置することも利用者集中を解消するのに効果的です。

図 商業施設における施設全体でのトイレ配置



大型ベッドや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。
また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画しています。

なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

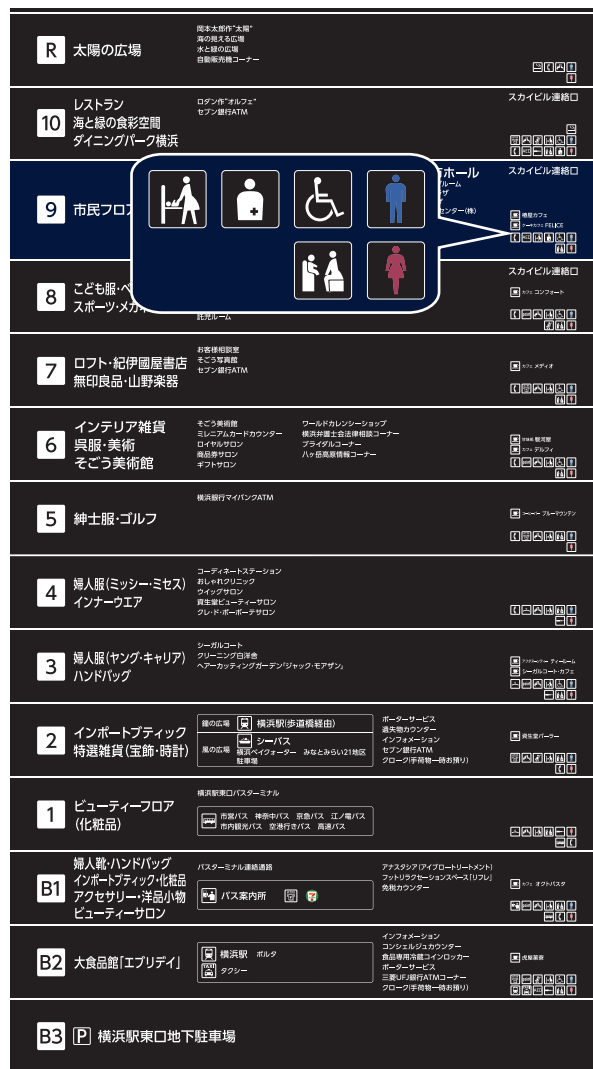
高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどこのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアが多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのようなトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・多機能トイレ内の設備も表示しています。



多機能トイレの出入口ドア表示：
内部に配置されている設備をピクトグラムで表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や子ども連れで利用できる広めトイレであることがわかるよう、扉にピクトグラムで表示しています。

10 浴室又はシャワー室

基本的な考え

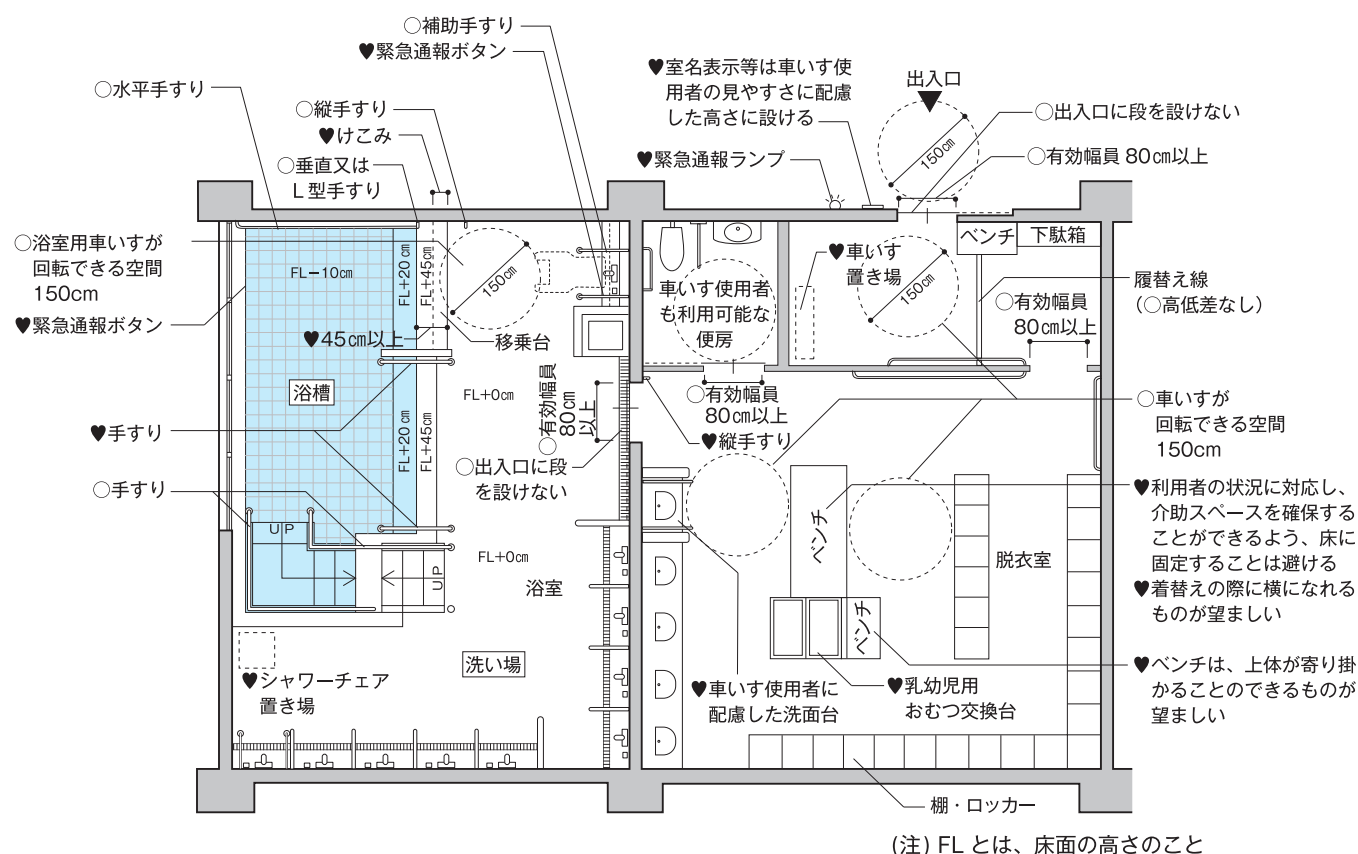
浴室又はシャワー室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要です。なお、施設の用途により浴室用車いすやシャワーチェア、浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮も必要です。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		同左	10-1
(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左	
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
	(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2（10の項）、規則別表第5（10の項）

図10-1 車いす使用者が利用できる浴室の整備例



滑りにくい仕上げ

整備基準 10-(1)

- 水滴等により濡れた状態でも滑りにくい材料を選択することが必要である。
- ♥ 転倒に対して衝撃の少ない材料とするなどの配慮をすることが望ましい。
- ♥ 可能な限り排水勾配を緩やかにするのが望ましい。

出入口の構造

整備基準 10-(2)-ウ

- ・ 幅については実際の有効幅員をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含めない寸法で計測する。
 - ・ 戸の前後には、車いすの待機のために、水平なスペースを確保する必要がある。
- ♥ 戸の前後の水平部分は、引き戸の場合は、150cm以上、開き戸の場合は、建具幅+150cm以上確保することが望ましい。
- ・ 戸の開閉動作に配慮し、開き戸より引き戸とすることが望ましい。
- ♥ 出入口の室名表示、案内板等の配置・仕様は、高齢者・障害者等が円滑に利用できるものとするのが望ましい。

⇒「14 案内設備」を参照

利用設備の適切な配置と構造

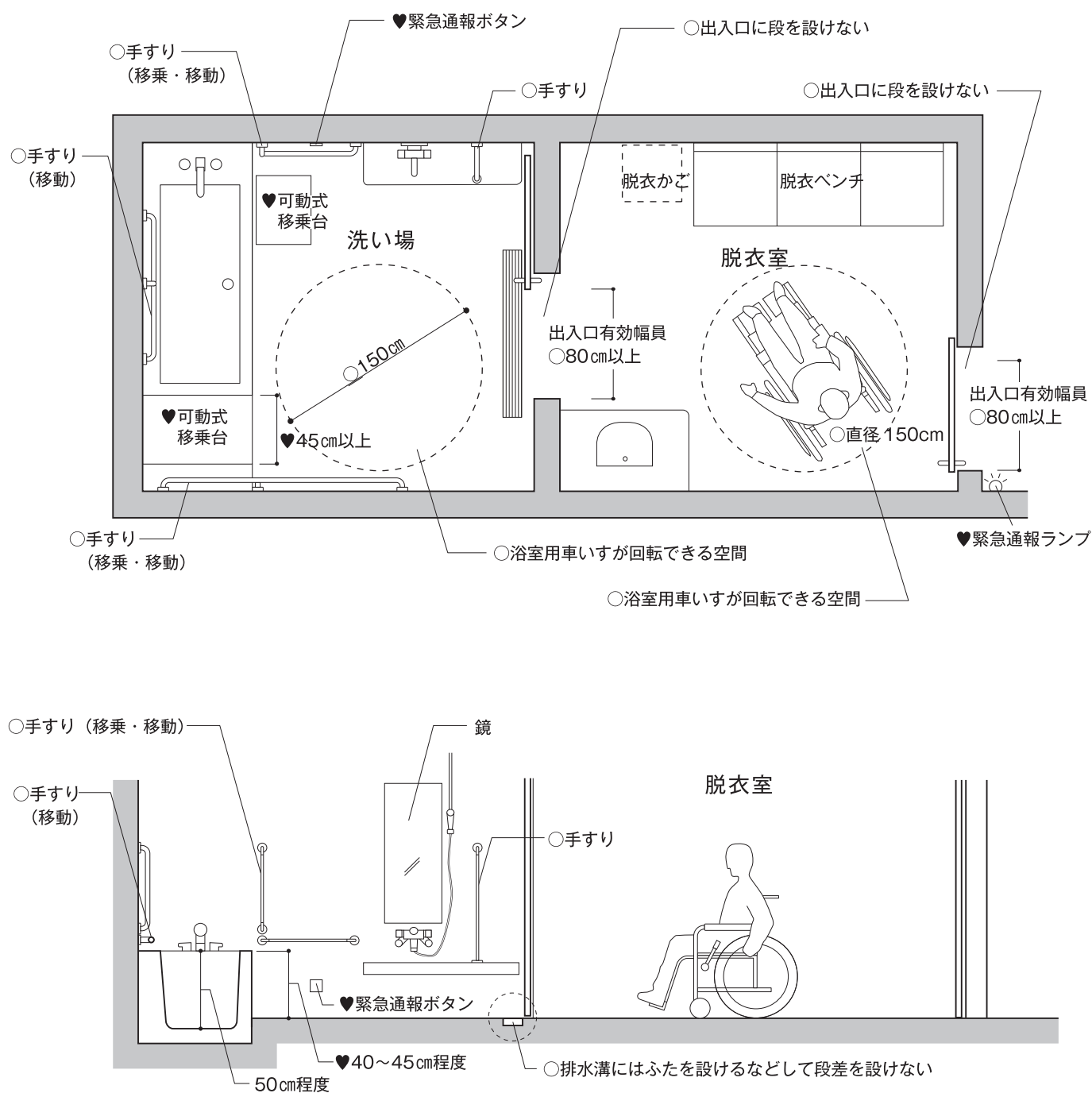
整備基準 10-(2)-ア、才

- ・ シャワー、手すり等を適切に配置する必要がある。
 - ・ 洗い場、浴槽、シャワーブースの周囲には、手すりを設ける必要がある。
 - ・ シャワー及び水栓は、レバー式等操作がしやすく、湯水の混合操作が容易なものとする必要がある。
 - ・ 障害の特性、程度などにより求められる設備等が異なるため、建築物の目的、用途による柔軟な配慮が必要である。
- ♥ 手すりは、洗い場等に対し、水平と垂直に設けることが望ましい。
- ♥ 洗い場と浴槽の移動に際しては、立ち上がる動作の補助として垂直に手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 洗面器、棚、シャワーチェアなどの附帯設備については、車いす使用者が利用しやすいように配置することが望ましい。
- ♥ 洗い場に移乗するタイプのシャワーブースを設ける場合は、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ（40～45cm）と同程度とし、脱衣室・更衣室の脱衣ベンチの高さも、同様とすることが望ましい。
- ♥ 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける工夫をするなどの配慮が望ましい。

⇒洗面器については「9 便所」を参照

⇒棚については「11 ホテル又は旅館の客室」を参照

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

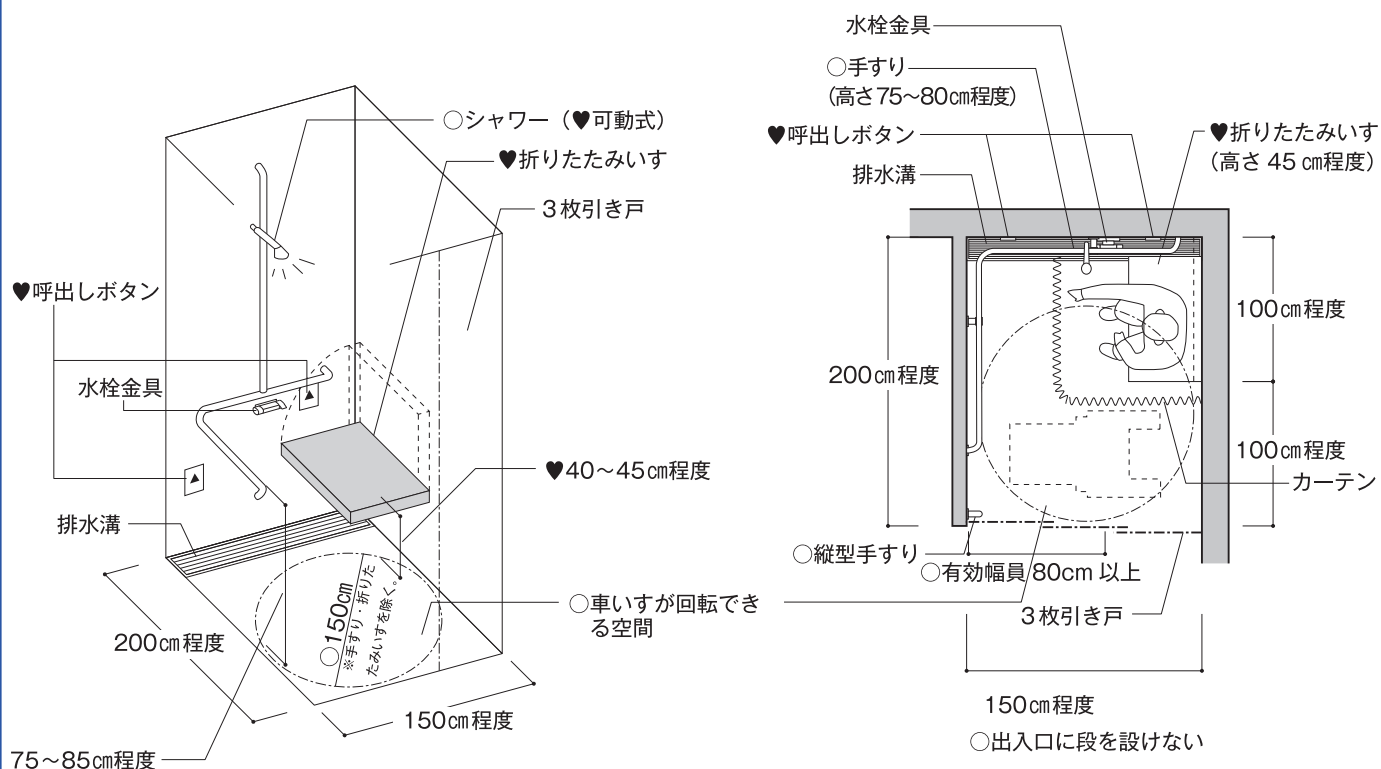
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- ♥ 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

浴槽の構造

整備基準 10-(2)-オ

- ♥ 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40～45cm）と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽のわきに回り込むことができるよう、取り外し可能な可動式移乗台を設けることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に配慮して、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図10-3 シャワー室の例



コラム

入浴を補助する福祉用具

設計上の配慮にとどまらず、福祉用具を活用することで、浴室・シャワー室をより利用しやすくなることができます。また、福祉用具の使用を前提とする場合は、福祉用具を使用しやすい設計や運用上の配慮を行うことが望ましいです。

浴室用車いす



車いすに乗ったまま、浴室に入ることができます。介助用や自走用、リクライニングが可能なタイプ等があります。

シャワーチェア



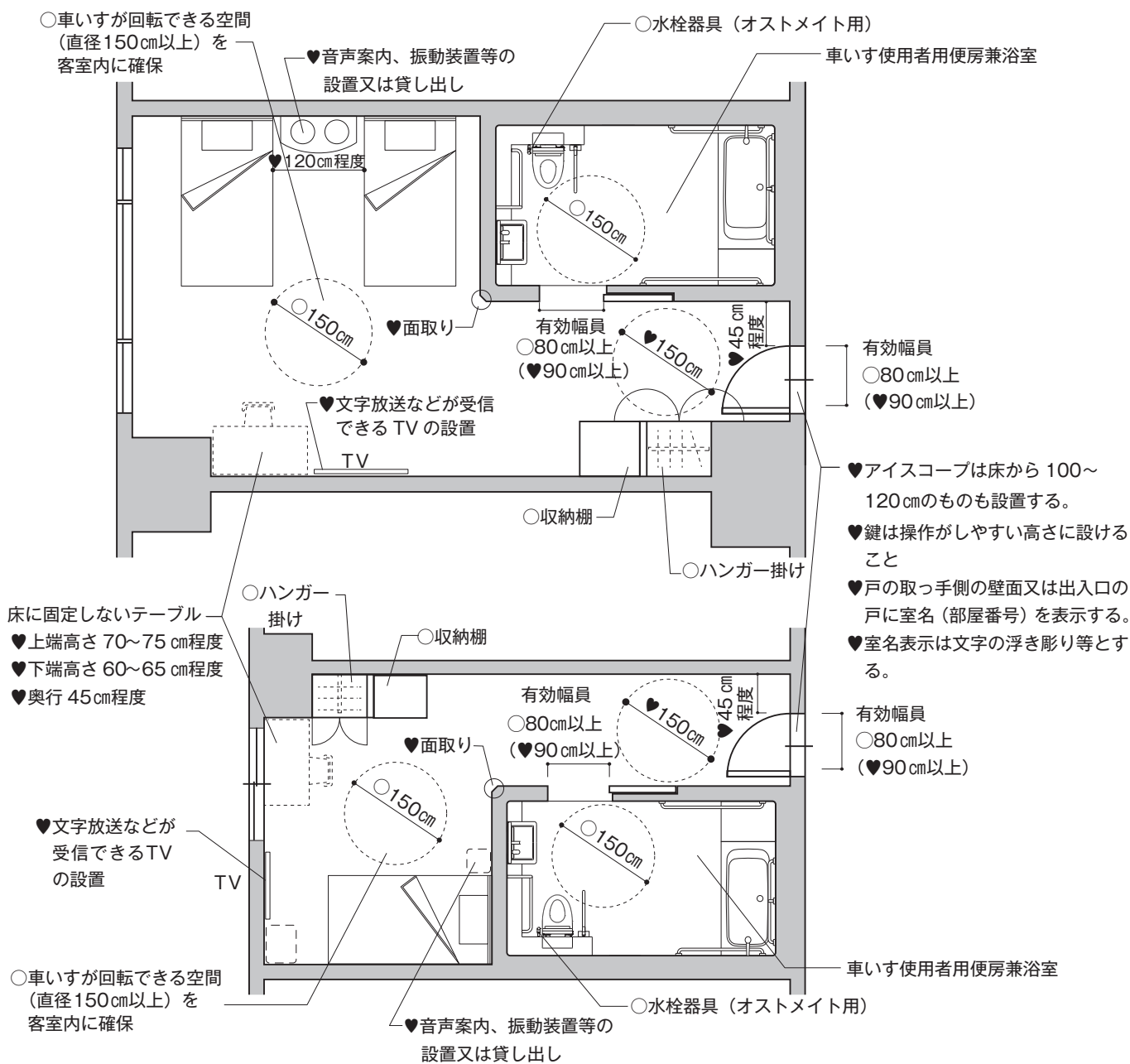
体を洗う際に座位を安定させるために使用します。浴室用車いす同様、様々な種類があります。

基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。客室内のレイアウト変更が可能になるよう、ベッドやテーブル等は、床に固定しないものを使用することが望ましいです。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ア	(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。	11-1
	(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
	便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1
	(7) 9の項(5)イからキまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。	9の項(5)イからオまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。	11-2
	(i) 車いす使用者用便房及び当該車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
	a 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	11-2
	b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	11-2
	(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	11-2

図11-1 車いす使用者用客室の例



車いす使用者用客室の設置数及び設置場所

整備基準 11-(1)

- ♥ 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- ♥ 客室が200以下の場合は客室総数の2パーセント以上、客室が201以上の場合は1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ♥ 客室のバリアフリー化に伴って駐車施設の設置数も検討することが望ましい。

テレビの設置

- ♥ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

客室の出入口

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

- ♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。
- ♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

車いす使用者が回転できる空間

整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に移動し、回転できる十分な空間とは、室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、室内の設備と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1
	(7) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	11-2
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	11-2
	(ウ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	同左	11-2
	(I) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	11-2
	(オ) 水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	11-3
	(イ) ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	—	11-3
オ	高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	11-5

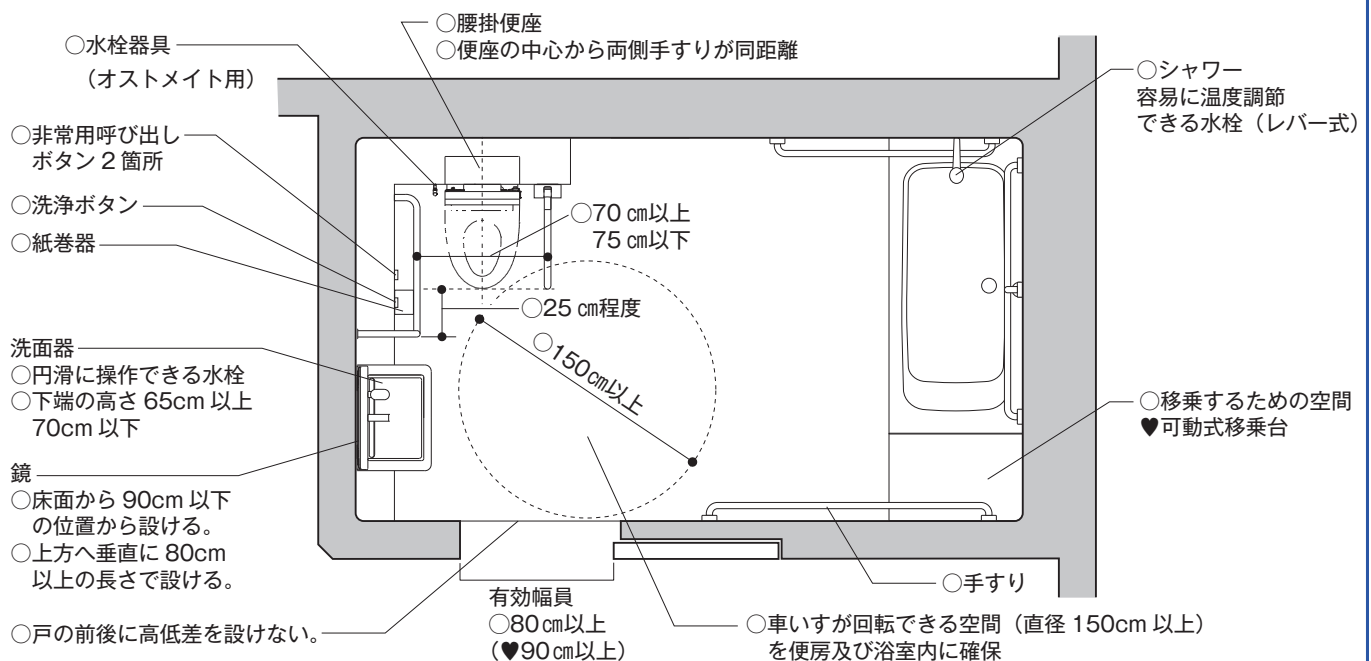
(参考：関連条文) 政令第16条、平成18年告示第1495号、規則別表第1の2（11の項）、規則別表第5（11の項）

- ・障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- ・車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
- ・車いす使用者用客室の浴室は、入浴介助も想定されるため十分なスペースを設けてもらうと、安全に入浴できます。
- ・車いす使用者用便所はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等と同じ階にもあると助かります。

車いす使用者の声



図11-2 客室内の便所及び浴室



客室内の便所及び浴室

整備基準 11-(2)-ア イ

- ・ 戸の前後に高低差を設けないこと。
- ・ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内及び浴室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内及び浴室内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。
- ♥ 複数の車いす使用者用客室を設ける場合には、便器や浴槽のレイアウトに右移乗・左移乗のバリエーションを準備することが望ましい。
- ♥ 浴室及び便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 便所の戸は、聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を便所に設置することが望ましい。

便器の洗浄ボタン

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・ 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることが必要。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

洗面器の水栓

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・ 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることが必要。
- (例) レバー式・光感知式等

腰掛便座の高さ

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・ 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・ 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

JIS規格

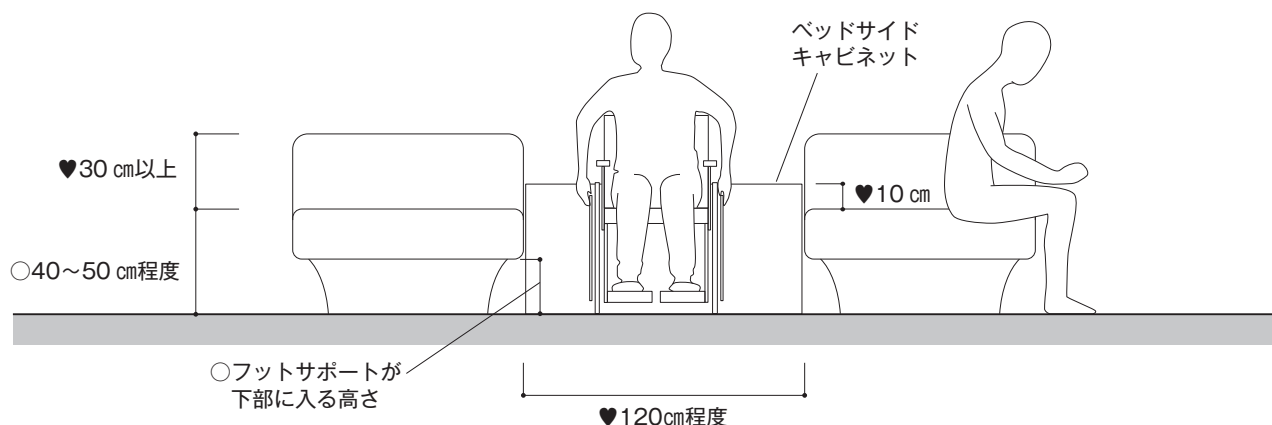
- ♥ 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
 - ・ 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
 - ・ 非常用呼び出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
 - ・ 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼び出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

浴槽の構造

整備基準 11-(2)-イ-(I)

- ♥ 浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ (40~45cm) と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽の脇に回り込むことができるように、移乗台を可動式にすることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に考慮し、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図11-3 ベッドの高さ、間隔の整備例

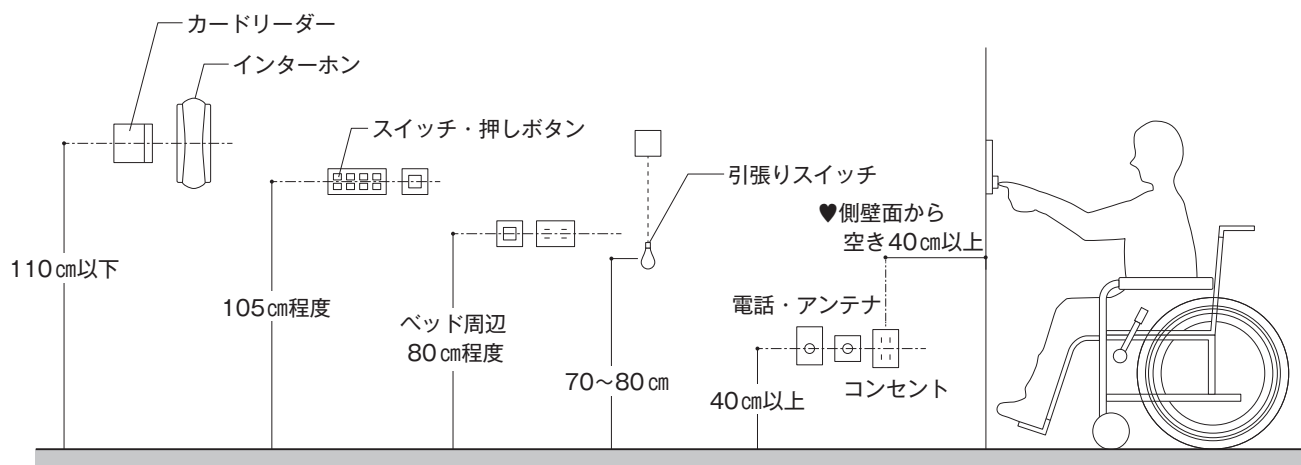


ベッド周り

整備基準 11-(2)-エ-(7)

- ベッドの高さは、車いすの座面の高さに合わせ、40～50cm程度とする。
- ♥ ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄りかかりやすいものとするが望ましい。
- ♥ 客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保することが望ましい。
- ♥ 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避けることが望ましい。

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例

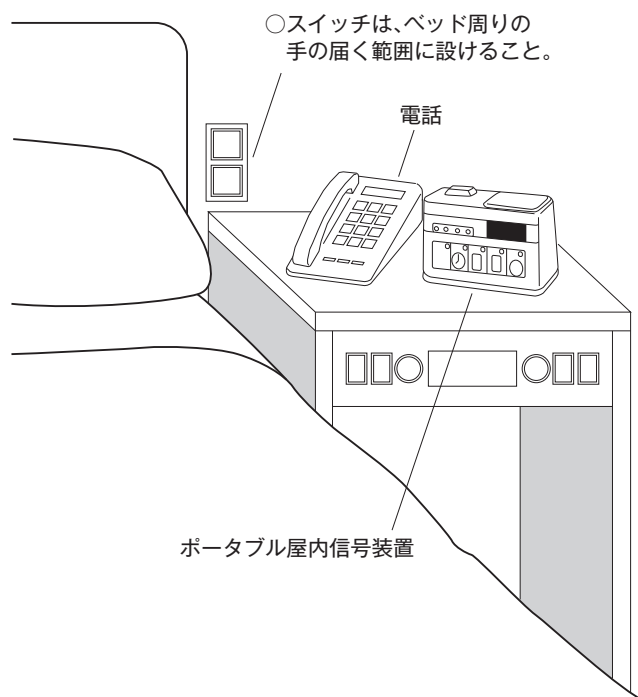
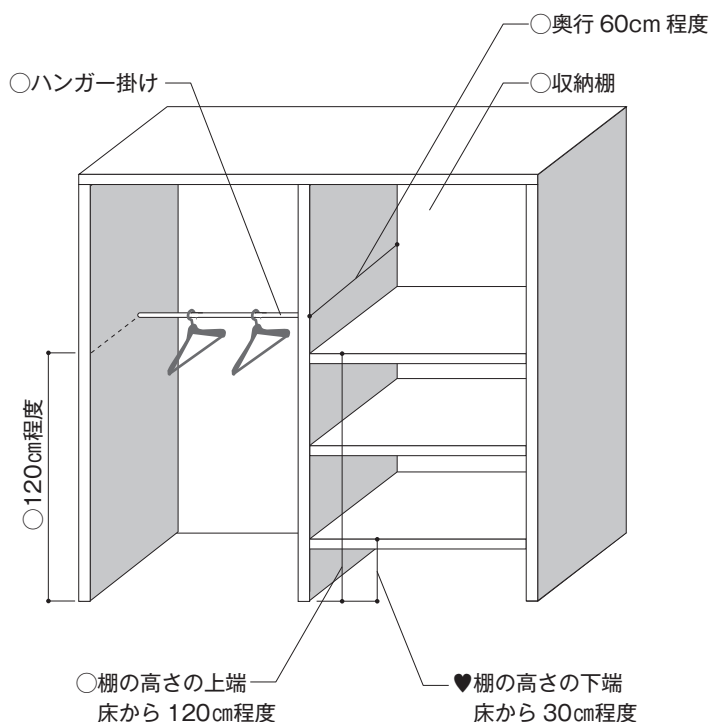


コンセント、スイッチ等

整備基準 11-(2)-カ

- コンセント、スイッチ等は床面から 40～110 cm の範囲内に納め、立位使用者も考慮した高さとする。
- ♥ 電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設けることが望ましい。

図11-5 収納棚、ハンガー掛け、屋内信号装置の整備例



収納棚、ハンガー掛け

整備基準 11-(2)-オ

- ♥ 収納棚の形状は、車いす使用者が容易に接近できるものが望ましい。
- ♥ 収納棚に戸を設ける場合、取っ手は高齢者や障害者が使いやすいものが望ましい。

電話、ポータブル屋内信号装置

- ♥ 電話は、ベッドから手の届く位置に設置することが望ましい。
- ♥ 来客、電話やファクスの着信、起床時間などを、光（ストロボ）又は振動で知らせるポータブル屋内信号装置を用意する等、聴覚障害者に情報を伝達する設備があることが望ましい。

全ての人が使いやすい施設にするために

聴覚障害のある方からは、

- ・客室とフロントとのやり取りは電話が多いので、メール等視覚表示によりやり取りできると良い。
- ・ホテルの利用案内映像には字幕を入れてほしい。

などの声があります。

緊急時にどのようにやり取りするのかを考える必要もあります。振動等によって緊急事態を知らせる方法もあります。様々な工夫により、利用する人にとって安全で快適な環境づくりが求められています。



ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行客が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

一般客室について、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫

- | | | |
|--|---|--|
| ●ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない | ➡ | 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする |
| ●ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない | ➡ | スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする |
| ●客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない | ➡ | 出入口の幅を 80cm 以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする |

その他にも、車いすが動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保する工夫を行うことが重要です。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。

車いす使用者の声



一般客室の2室を1室に統合して改修する工夫

客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室の広さが必要ですが、1室ではその面積が不足する場合は、一般客室の2室を1室に統合することで部屋の間取りを変更し、段差の解消、客室内の空間の確保する方法もあります。

ソフト対応の充実

施設の改善・改修による対応に加えて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実を図ることも重要です。建築物のハードの対応とあわせて、ソフト対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが求められます。

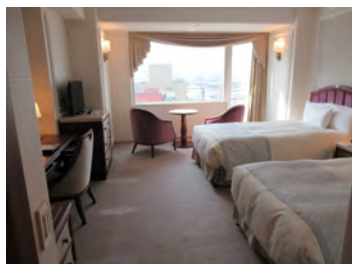
高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室の整備とあわせて、ソフトの対応も含めバリアフリーのための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって今後の利用者拡大につながります。

視覚障害者の声

鍵の使い方や部屋の間取り、スイッチ、リモコン等の位置等について、実際に手で触らせてもらいながら、従業員の方から説明してもらえると、とても助かります。また、緊急時の情報伝達方法や避難方法についても、説明してもらえると安心して宿泊できます。



一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

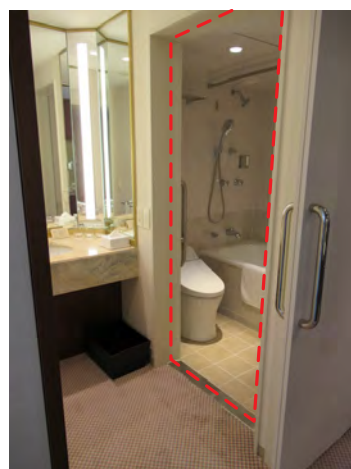
●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを 50cm 程度下げること、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもとも 80cm であることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しも行っています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

こころのバリアフリーを進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)を基に作成

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

困っていそうな人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

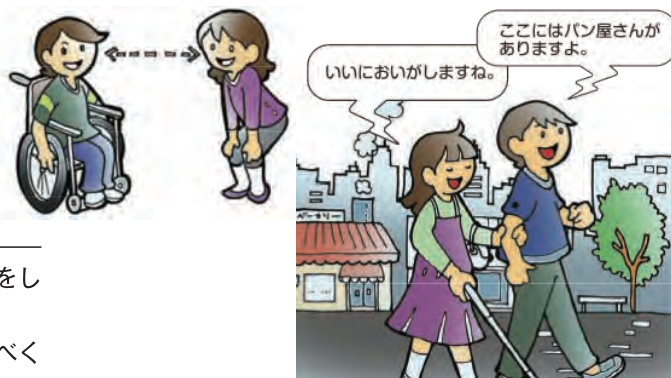
- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなずきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



聴覚障害のある人と話すときは…

筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

手話

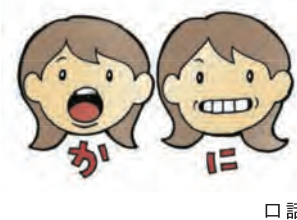
- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。

口話 (こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

空書 (くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。



筆談

口話



コミュニケーションボード※

※コミュニケーション支援絵記号原則[JIST0103]

言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。

知的障害や発達障害、精神障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたほうがうまくいくこともあります(コミュニケーションボードなど)。

基本的な考え

高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。

また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左	
ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合は1以上）	12-1
イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1
(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2
ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	
イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができる。	奥行きは135センチメートルとすること。	
ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	＝	
エ 床は平らとすること。	同左	
(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	＝	
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	条例小規模対象建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。	
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ	段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1を超えないこと。	
オ	高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	
カ	傾斜路の前後には長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	
キ	高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	
(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。		—	12-3
ア	車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。	—	
イ	段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	—	
ウ	傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	—	

(参考：関連条文) [政令第15条、令和6年告示第1073号、規則別表第5（12の項）](#)

図12-1 客席の整備例



車いす使用者用部分の数

整備基準 12-(1)

- ・ 車いす使用者用部分は、座席の数に対する割合で、次のとおり設ける。
 - 座席の数が400席以下の場合 2以上
 - 座席の数が400席を超える場合 0.5パーセント以上
- ・ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車いす使用者用部分を各客席に設ける。
- ・ 座席の数に車いす使用者用部分は含まない。
- ※ 「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)をいう。
- ※ 「座席」とは、床に固定されたいすを有する席(移動可能な観覧席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などを除く。)をいう。

舞台周辺のスペース

- ♥ 舞台周辺のスペースには次に掲げる設備を備えることが望ましい。
 - ・ LED及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備
 - ・ 手話通訳者の動作が容易にわかるような照明設備や適切なコントラストの背景幕及び要約筆記者の作業スペースやパソコンと液晶プロジェクター等の設備
- ♥ 手話通訳者・電光掲示板への視線の確保に配慮し、聴覚障害者用の座席の位置を決めることが望ましい。



区画された観覧室の整備例

全ての人が使いやすい施設にするために①

年齢や障害によっては大勢の人がいる場に疲れを感じるため、ついたてなどで区切られた休憩スペースがあると安心できる人もいます。

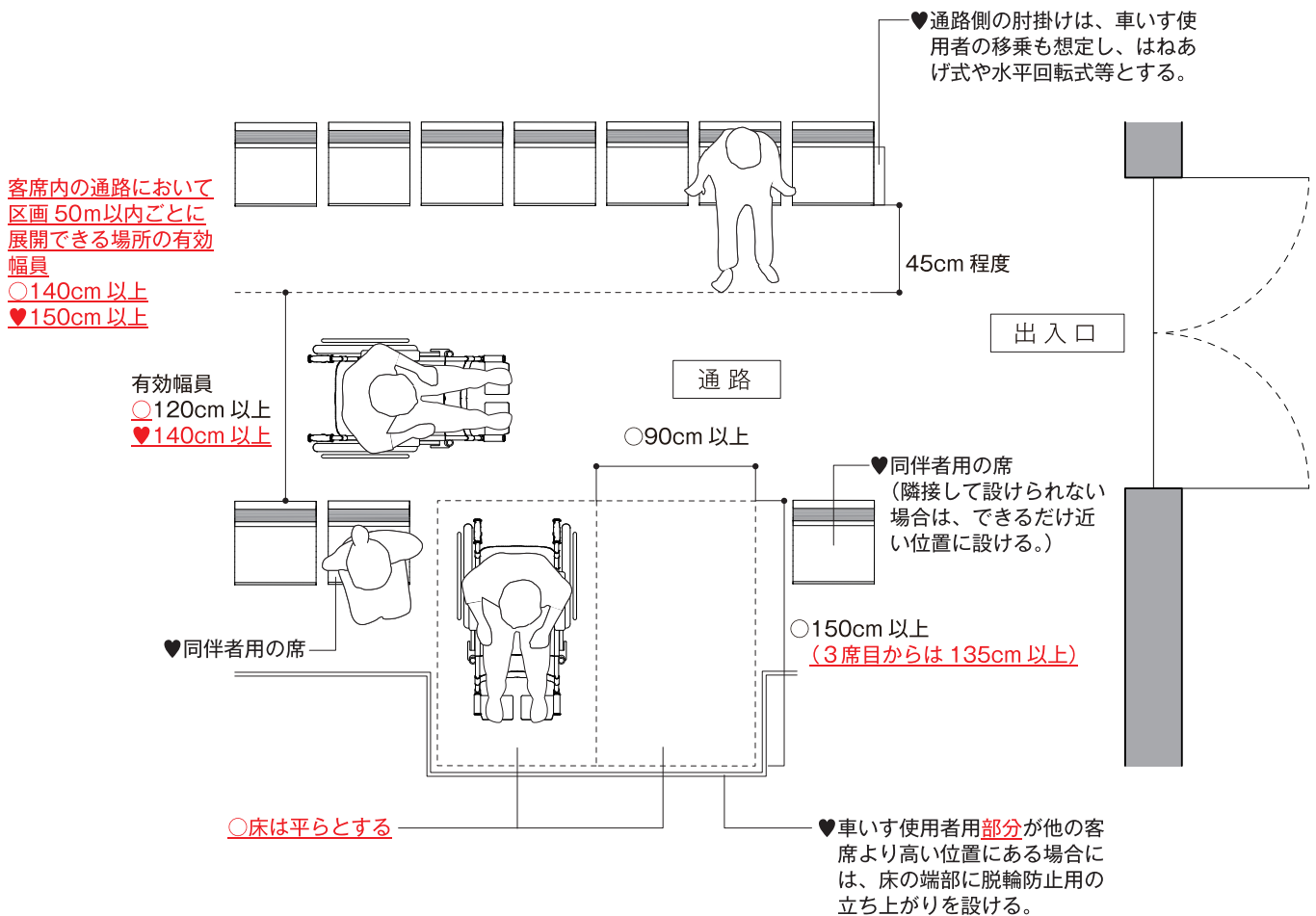
全ての人が使いやすい施設にするために②

隣の人や周りが気になって落ち着いて鑑賞することのできないときに、区画された観覧室があると助かる人もいます。

子育て中の方の声

子どもを連れてきた際に、客席でなかなか泣きやまず困っていたところ、親子観覧室を案内され助かりました。

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例



車いす使用者用部分の位置及び構造

整備基準 12-(2)、(3)

- ・ 車いす使用者用部分は、観覧しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- ♥ 車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者用部分の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥ 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- ♥ 前面の座席・観覧席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）を確保することが望ましい。

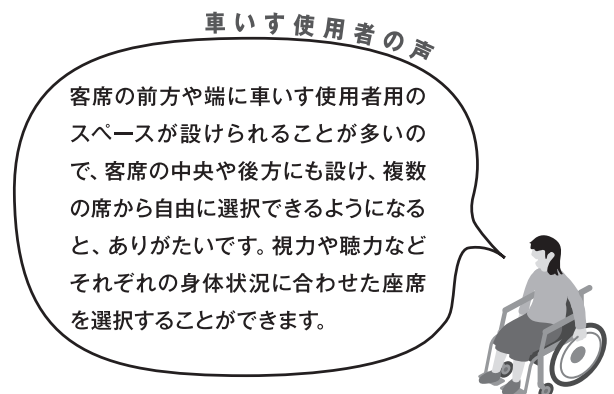
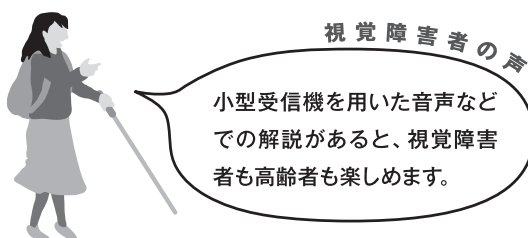
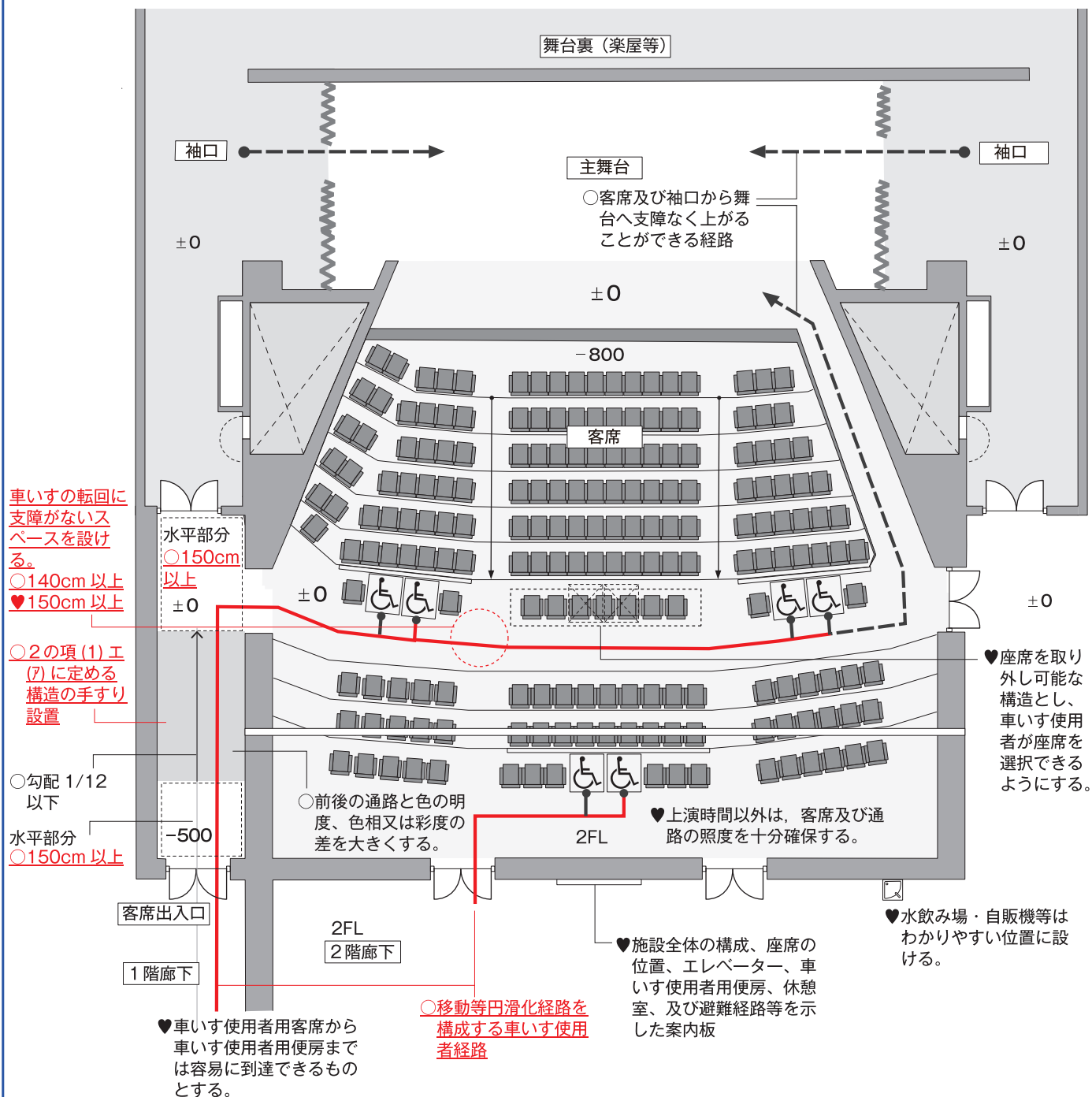


図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例

♥裏入口から楽屋や、楽屋から袖口まで等、バックヤードの経路も、高齢者・障害者等が使いやすい構造とする。

♥ 楽屋付近のバックヤードにも車いす
使用者用のトイレを整備する。



舞台

整備基準 12-(4)

- 客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。
- ♥ 舞台から客席や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

客席の出入口から車いす使用者用部分に至る経路のうち 1 以上は、移動等円滑化経路にする必要があります。

当該車いす使用者用経路には、以下の基準等が適用されます。

有効幅員

整備基準 12-(3)-イ

- ・ 移動等円滑化経路を構成する車いす使用者用経路の有効幅員は、120cm 以上とする。(突出物は有効幅員に含まない)
- ♥ 車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として 140cm 以上あることが望ましい。

車いすの転回に支障がない場所

整備基準 12-(3)-ウ

- ・ 車いすが支障なく 180 度転回するためには、有効幅員 140cm 以上必要となる。
- ♥ 車いすが支障なく 360 度転回するためには、有効幅員 150cm 以上あることが望ましい。

段及び勾配

整備基準 12-(3)-エ

- ・ 車いす使用者用経路には段を設けず、傾斜路は 1/12 以下とする必要がある。

水平部分

整備基準 12-(3)-オ

- ・ 傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも路面 150cm 以上の水平部分を確保する必要がある。

仕上げ

整備基準 12-(3)-ア

- ・ 毛足の長いカーペットは車いすの操作が重くなるため、使用しないこと。
- ・ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないこと。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 12-(3)-ア

- ・ 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を、通路の他の部分と色の明度、色相又は彩度に差がある材料で仕上げる必要がある。

踊場の構造

整備基準 12-(3)-カ

- ・ 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊り場が必要になるため、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設けること。

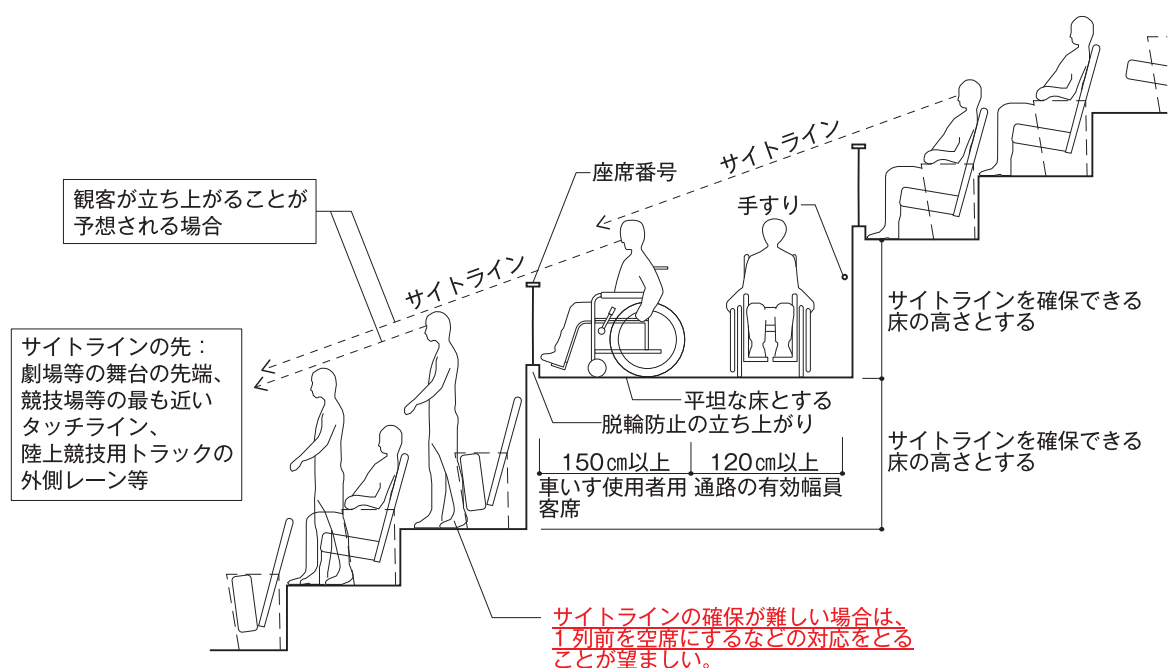
サイトライン（可視線）

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことをいいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が鑑賞や観戦を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見つづらいです。
逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人が立つと見えなくなってしまうことがあります。



身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法により、「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者などは、公共施設や交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設において、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。」とされています。

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)より

盲導犬

目の不自由な人を街なかで、障害物を避けながら安全に誘導するのが仕事です。
体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。



介助犬

からだの不自由な人の手足となって働きます。
ドアを開けたり、電気をつけたり、落としたものを拾ったり、指示されたものを持ってきたり、障害に応じて活躍します。



聴導犬

耳の不自由な人に音を知らせます。お湯の沸く音、ドアのチャイム、電話やFAX、車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。



補助犬同伴の啓発のためのマークがあります。

マークを店舗や施設の入り口に表示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できるとともに、周囲の人たちへの意識啓発にも役立ちます。

公共施設や公共交通機関などの中には、補助犬用のトイレを設置している施設もあり、ハード面からのサポートも進んでいます。



基本的な考え

建物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要です。原則として、日本産業規格Z8210に定められているピクトグラムを使用し、日本産業規格Z8210に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとします。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	3- 4 8-4 9- 16
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	13-1
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	9- 16 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	同左	3- 4 13-1

13 (参考：関連条文) 政令第20条、平成18年省令第113号、規則別表第1の2(12の項)、規則別表第5(13の項)

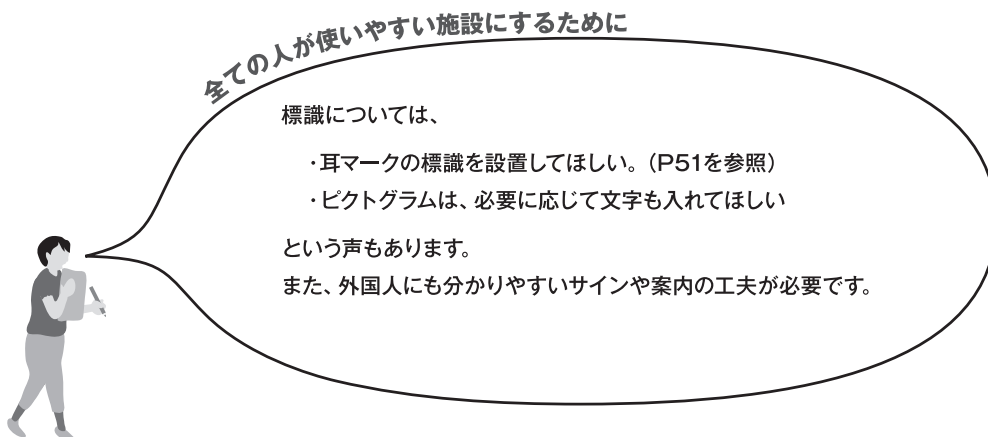


図13-1 標識（ピクトグラム）の例

出典：日本産業規格

1. 日本産業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）



▲…JIS 規格の改正に伴い、
図を変更したもの
△…JIS 規格の改正に伴い、
図を追加したもの
※…この図記号を使用する場合
には、少なくとも授乳及び
おむつ替えができる設備が
備わっているものとする。

国際シンボルマーク について

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のマークとして、国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが利用できる施設として以下の条件を定めています。

- 建築物へのアプローチに支障がないこと
- 円滑に利用できる施設の入口であること
- 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第 11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。高齢者、障害者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



国際シンボルマーク

14 案内設備

基本的な考え

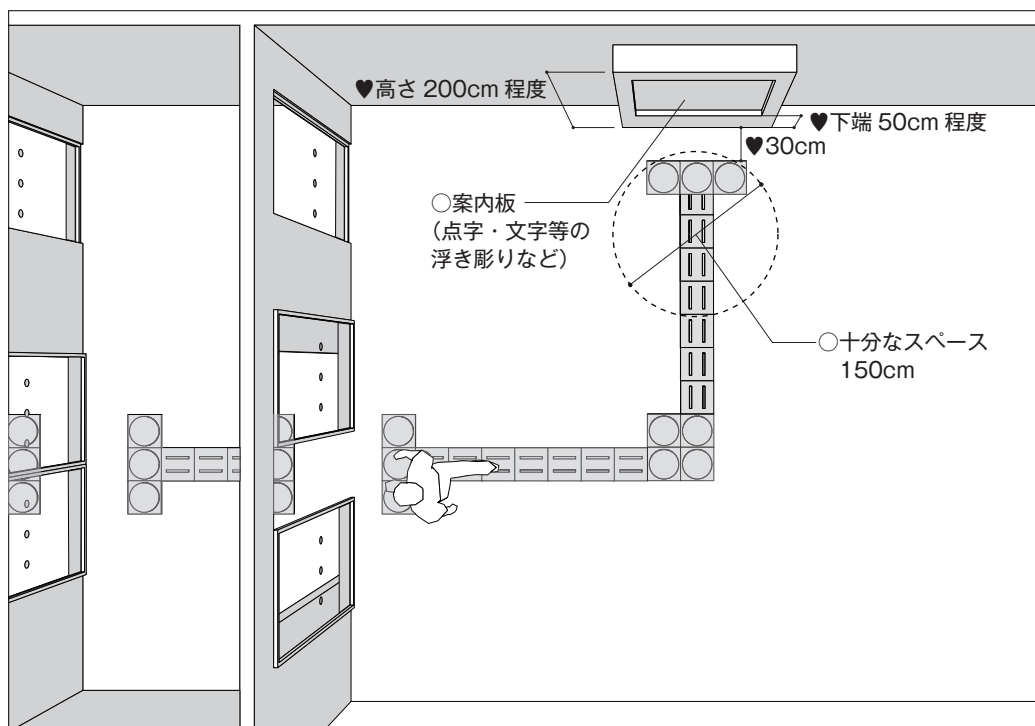
建築物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、当該施設へ確実にたどりつけるように、全ての人に分かりやすい文字・記号などで案内することが重要です。

案内設備の設置については、見やすい高さとするほか、通行の妨げとならないよう配慮する必要があります。また、合わせて照明や採光の計画にも配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-2
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	14-2
ア 点字	同左	
イ 文字等の浮き彫り	同左	
ウ 音による案内	同左	
エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第21条、平成18年告示第1491号、規則別表第5(14の項)

図14-1 案内設備の設置例



案内板の配置

整備基準 14-(1)-イ、ウ、オ

- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(直径150cm以上の円)
- ♥ 通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮し、視覚障害者の通行の支障とならないように設置することが望ましい。
- ♥ 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50～200cm程度の範囲とすることが望ましい。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。

案内板の照明

整備基準 14-(1)-エ

- 照明装置を設ける場合は、夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けること。この際、反射による判読性の低下に注意する。

案内設備

整備基準 14-(1)、(2)、(3)

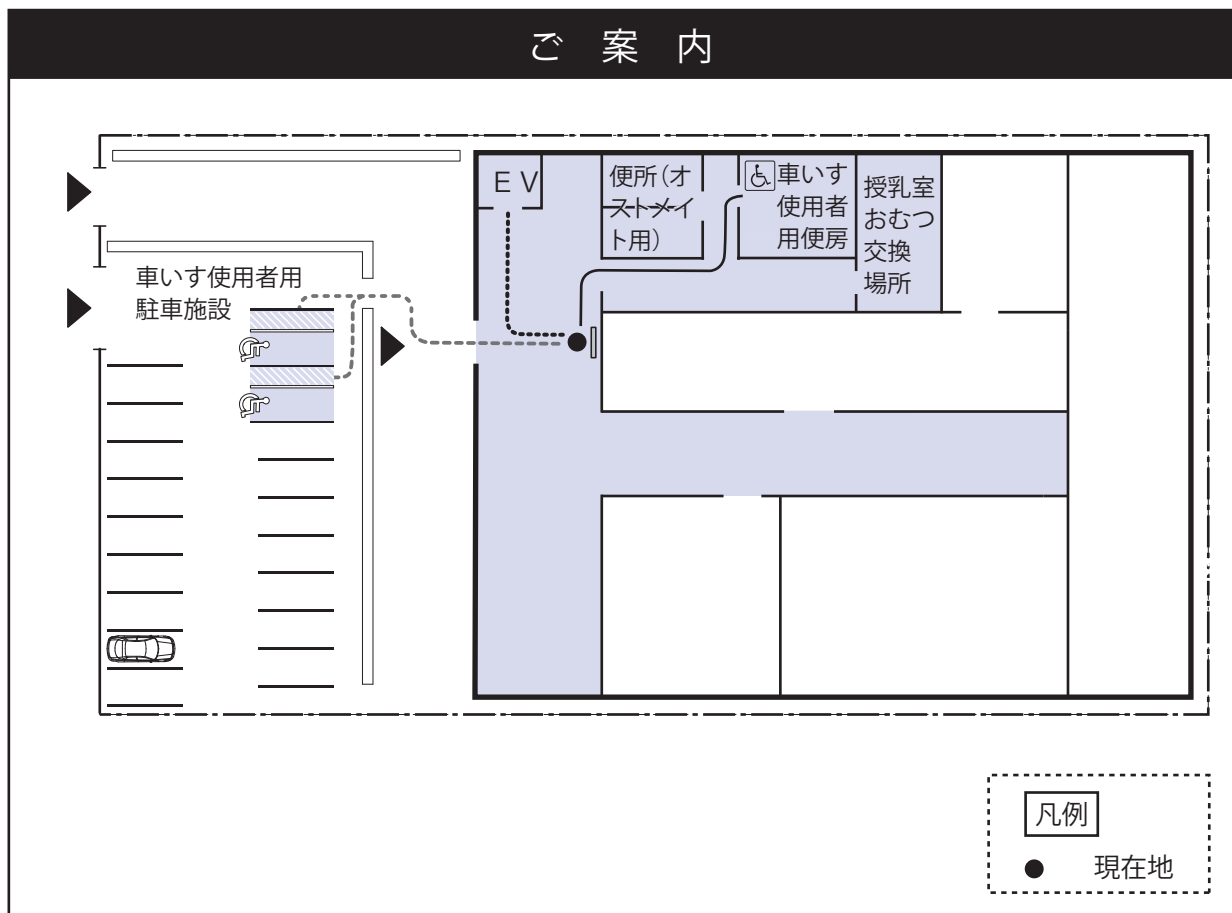
- 移動等円滑化措置のとられたエレベーターや便所、駐車施設の配置の位置を表示した案内板(点字付き等)、インターホンのような音声による誘導案内設備又は案内所(フロント)を設けること。
- インターホン(「ご利用の方はこのボタンを押してください」という旨の文字及び点字表記付き)を設置し、当該施設の人と連絡をとることができる場合は、当該インターホンを案内設備と扱う。
- インターホンの正面に車いす使用者が近づけるようにすること。
- ♥ インターホンを案内設備とする場合、聴覚障害者に配慮し、モニター付きインターホンとすることが望ましい。

車いす使用者の声

案内図には、車いす使用者が利用可能なルート(移動等円滑化経路)が示されていると移動しやすいです。



図14-2 案内板の記載例



※図上の文字には点字を並記し、線は浮き彫りとする。

案内板の表記

整備基準 14-(1)

- 文字の書体は太ゴシック系等、大きくてわかりやすいものとする。
- ♥ 記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にもわかりやすいデザインとすることが望ましい。
- ♥ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。
- ♥ 案内板には、車いす使用者用客席等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備についても、表示を行うことが望ましい。
- 視覚障害者への誘導対応を点字、文字等の浮き彫りで対応する場合、図上の文字には点字を併記し、線は浮き彫りで表現すること。
- ♥ 必要に応じて現在地からエレベーター、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設までの経路を示す線を浮き彫りで記載することが望ましい。

よこはま新港合同庁舎



※本施設では案内設備として、案内板とインターホンを用いています。

15 案内設備までの経路

基本的な考え

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

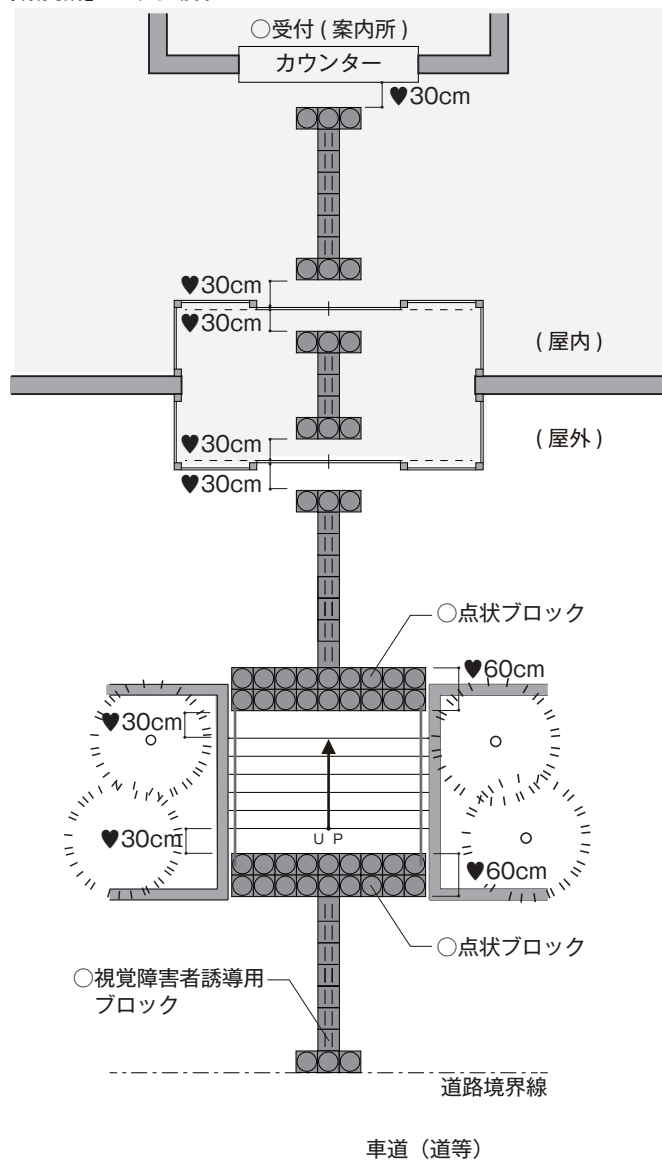
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.134-4)	道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	15-1 15-2 15-3 15-4
(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。	
(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。	

注1：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

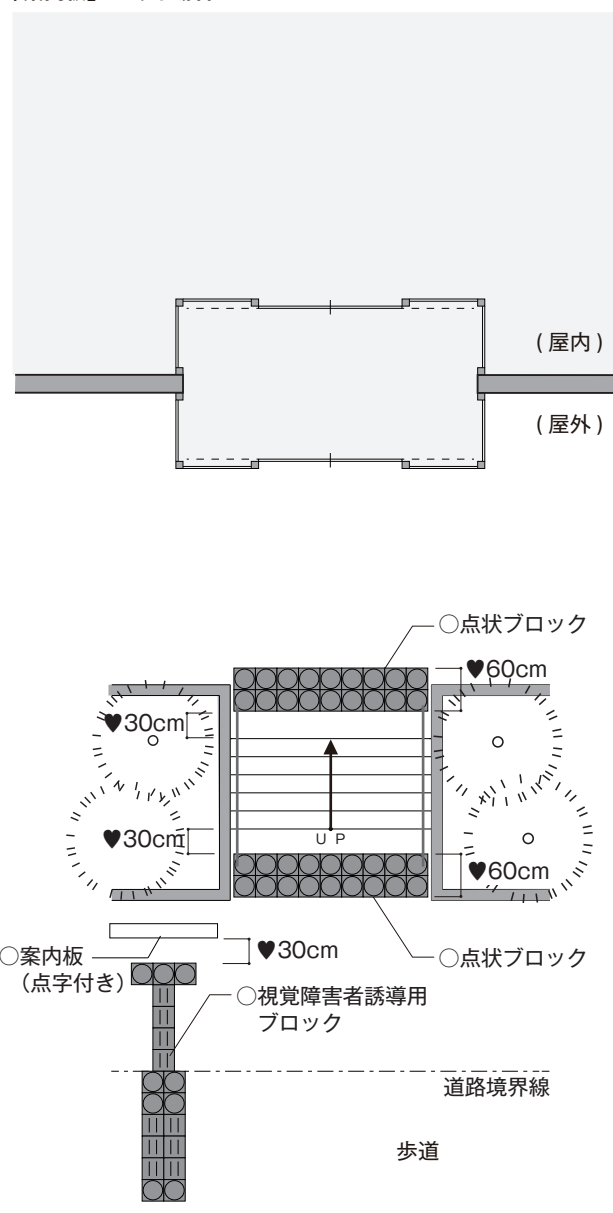
注2：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

図15-1 案内設備までの経路について

「案内所」がある場合



「案内板」がある場合



案内板がある場合

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。
- 案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

案内所がある場合

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

視覚障害者誘導用ブロック

整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

⇒「16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」を参照

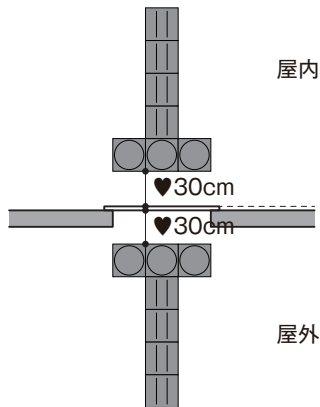
⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
「2 敷地内通路」(1) 参照			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。		2-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		
	(1) 車路に近接する部分		

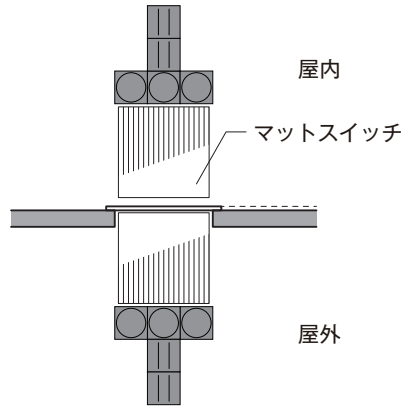
(参考：関連条文) 政令第22条、平成 18 年告示第 1497 号第 4 ・ 第 5、規則別表第 5 (15 の項)

図15-2 案内設備までの経路（出入口）

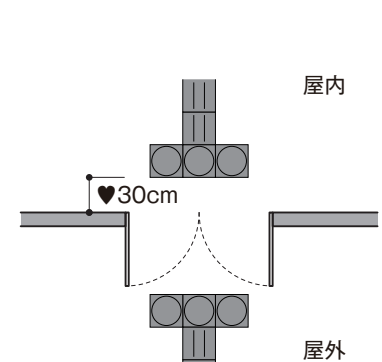
■引き戸まわりの敷設例 1



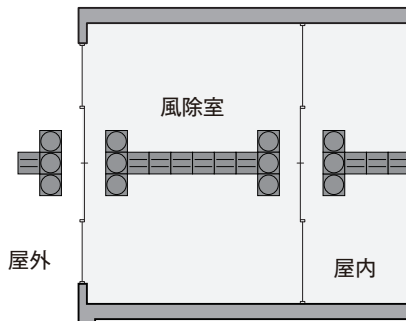
■引き戸まわりの敷設例 2



■開き戸まわりの敷設例



■風除室の敷設



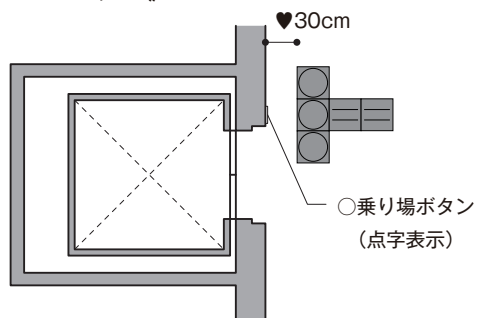
視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

整備基準 15-(1)

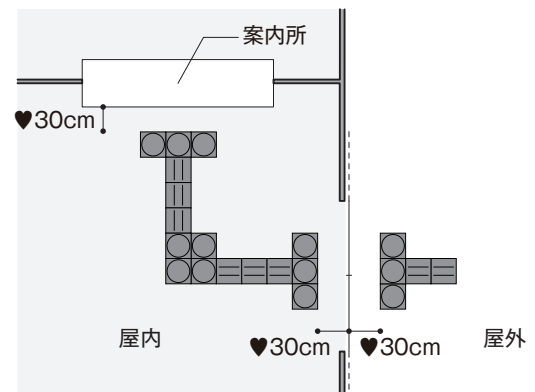
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- 風除室内も視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- ♥ 風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。
- ♥ 段の上端及び下端に近接する部分にあっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（60cm程度）ことが望ましい。
- ♥ 視覚障害者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。
- ♥ 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置することが望ましい。
- ♥ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図15-3 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》



《案内所》



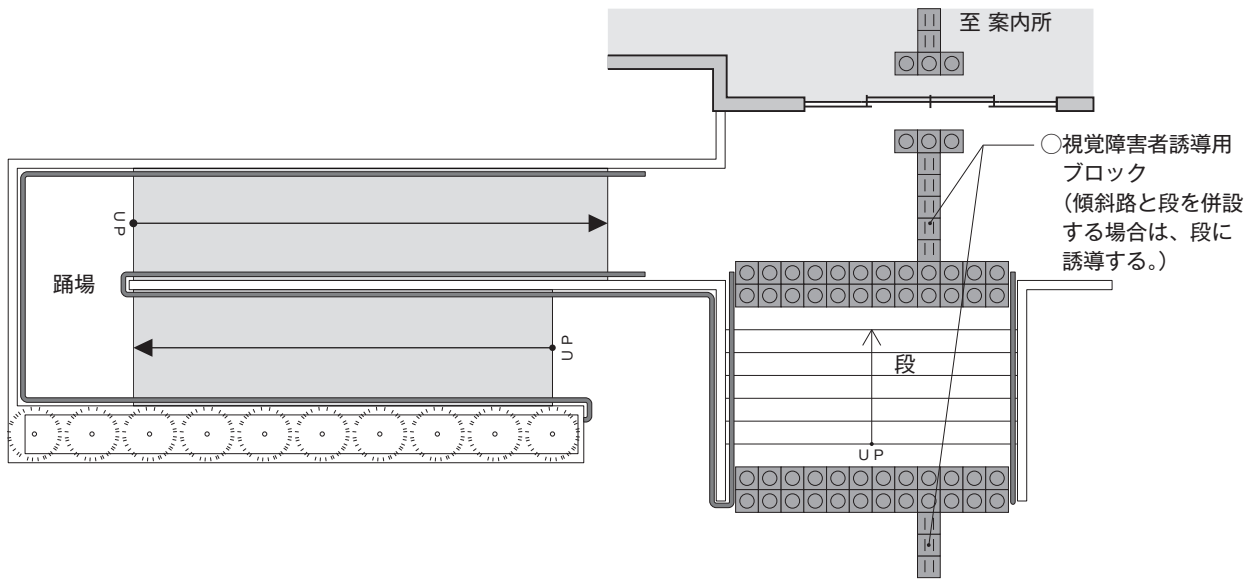
「参照」《対象用途と対象規模 「歩道上」を「道等」と読み替える施設》

別表第5 備考3

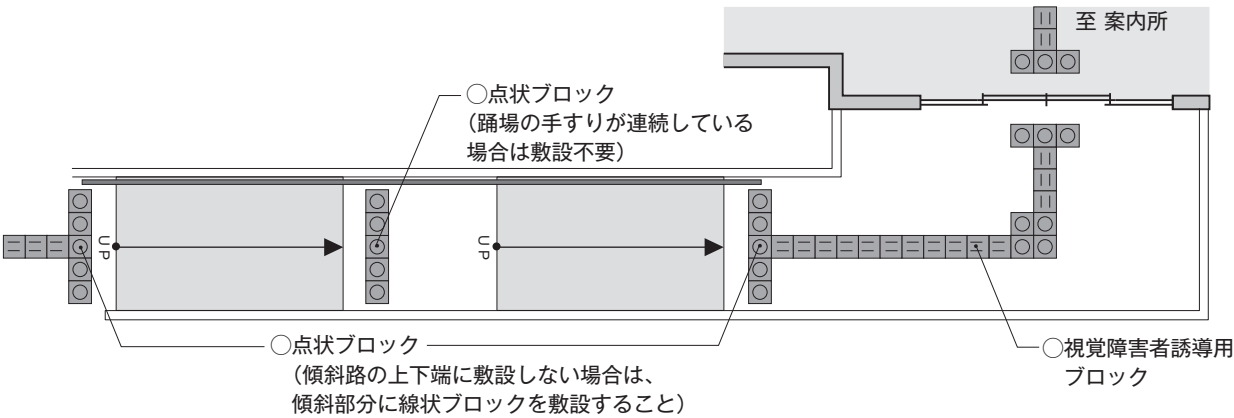
以下に掲げる施設については、15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。

対 象 用 途	対 象 規 模
5.診療所（患者の収容施設があるものに限る。）／6.診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／8.薬局／11.博物館、美術館又は図書館／13.集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（銀行を除く。）／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000㎡未満の 指定施設
16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／20.飲食店／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／23.遊技場／25.公衆浴場／26.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設／27.ホテル又は旅館／29.展示場	全ての指定施設

図 15-4 案内設備までの経路の整備例



15(1) その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の例



わかりやすい 印刷物の作り方

横浜市 HP バリアフリーの取組 より

①文字の大きさ：できるだけ12ポイント以上にしましょう。

- ・文字の大きさは、できるだけ12ポイント以上とすることを心がけましょう。
- ・より読みやすくするには、14ポイント以上が効果的です（A4判の場合）。

②文字の字体：見やすい字体はゴシック体です。

- ・ゴシック体は太さが均一なので読みやすくなります。
- ・ただし、小説や論文などで長い文章が続く場合は、明朝体の方が読みやすくなります。
- ・12ポイント以下の文字を太字にすると、文字がつぶれて読めない場合があります。
- ・影付きや網掛け文字等、多数の字体を使用しすぎると、見つらくなる場合があります。

③文字の字間・行間・余白：適度な空間、空白をとりましょう。

- ・字間を詰めすぎないようにしましょう。また、漢字が多いと字間、行間が狭く見えます。
- ・情報を詰め込みすぎないようにしましょう。いかに情報を整理するかがポイントとなります。

④読みやすい表現方法：文章は正確に、わかりやすく表現しましょう。

- ・「事実」や「伝えたいこと」を明確にしましょう。
- ・ただし、正確にしようとするほど、難しい用語を使ったり文章が長くなるので注意しましょう。
- ・読者の視点に立って表現しましょう。読者が絞られる場合は、読者に合った内容にしましょう。
- ・読みにくい漢字や難しい言葉には、ふりがなや注釈をつけるといった工夫をしましょう。
- ・箇条書きにして、すっきりさせましょう。番号や矢印をつけると読む順番がわかりやすくなります。
- ・強調したい文字には下線を引いたり、太文字にするなど目立つ工夫をしましょう。
- ・表、グラフ、写真などを効果的に使いましょう。その際には、何を表すものかわかるようにしましょう。

⑤色使いの工夫：情報がきちんと伝わる色使いをしましょう。

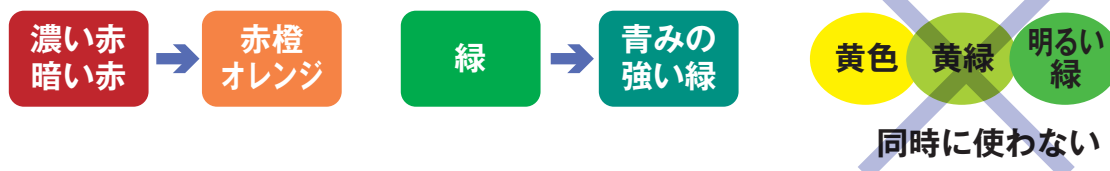
色を上手に使うと、情報をよりわかりやすく伝えることができるなど、様々な効果があります。

<色の効果>

- ・目につきやすく、注意をひきやすくなります。親しみやすい印象になります。
- ・イメージを伝えやすくなります。文字だけでは表現しにくい部分を表現できます。メリハリがつき、重要なところが強調されます。

<色覚バリアフリーな色の選び方>

- ・色弱者など色を識別しにくい人にも間違えにくい色を使いましょう。
- ・赤は濃い赤や暗い赤を使わず、赤橙やオレンジを使いましょう。
- ・緑は赤や茶色と間違えやすいため、青味が強い緑を使いましょう。
- ・明るい緑と黄色が一緒に見えてしまうため、黄色、黄緑、明るい緑はなるべく同時に使わないようにしましょう。
- ・面積が広いほど色の違いが分かりやすくなるので、太い字を使いましょう。



16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

基本的な考え

視覚障害者の安全・安心かつ円滑な利用のために、視覚障害者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要です。

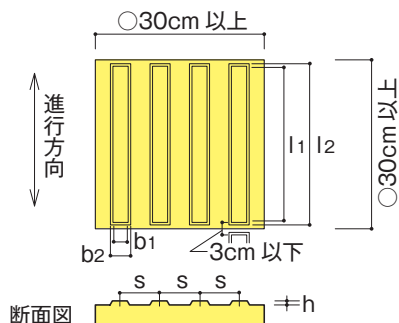
また、注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。		—	
ア	大きさは、縦横30センチメートル以上とすること。	—	16-1
イ	色は、原則として黄色とし、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。	—	16-1
ウ	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	16-1
エ	形状は、次のとおりとすること。	—	
(7)	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	16-1
(1)	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	16-1
(ウ)	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	16-1
(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。		—	16-2
(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。		—	16-3
(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。		—	16-3

（参考：関連条文）規則別表第5（16の項）

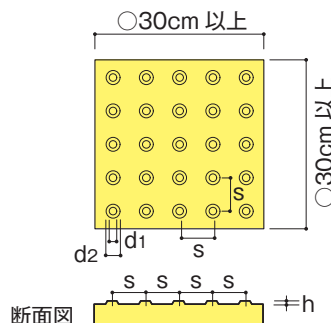
図16-1 線状ブロック等・点状ブロック等の構造

《線状ブロック（誘導用）》



記号	寸法	許容差
b1	1.7cm	+0.15cm
b2	b1+1cm	0
s	7.5cm	
h	0.5cm	+0.1cm
l1	27cm 以上	
l2	l1+1cm	

《点状ブロック（注意喚起用）》



記号	寸法	許容差
d1	1.2cm	
d2	d1+1cm	+0.15cm
s	5.5~6cm	0
h	0.5cm	+0.1cm

線状ブロックとは

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

点状ブロックとは

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

整備基準 16-(1)-イ

- 原則として黄色とすること。
- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

輝度と輝度比について

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

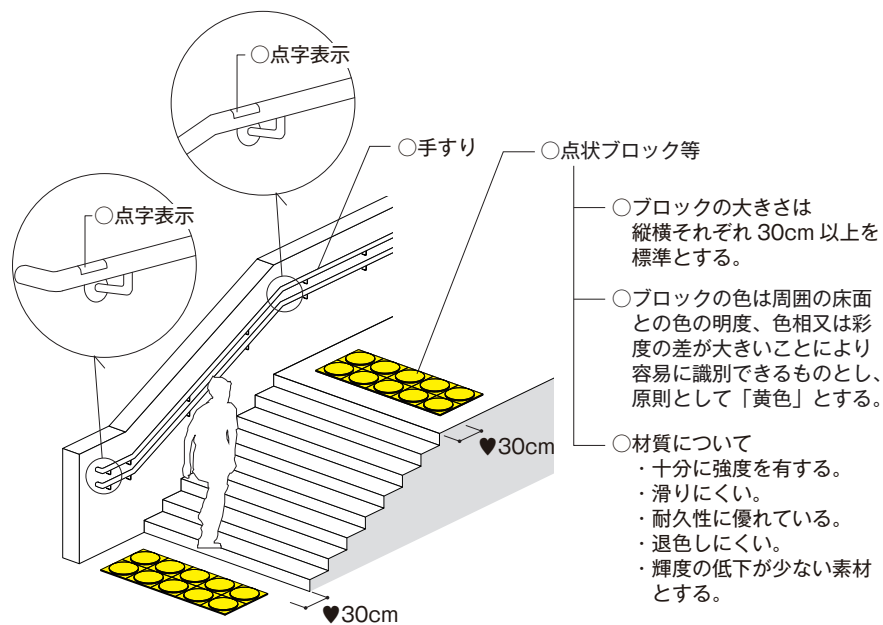
視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) ÷ 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

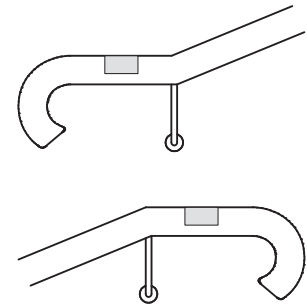
（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

コラム

図16-2 階段まわりの整備例



階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート(上から見た図)

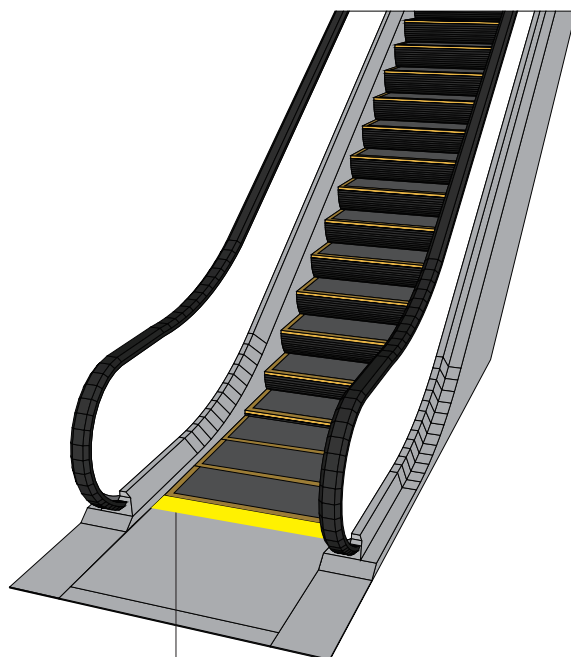


手すりの点字表示

整備基準 16-(2)

- ・視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

図16-3 エスカレーターまわりの整備と音声誘導



エスカレーターのくし板、音声案内

整備基準 16-(3)

- ・弱視者が、くし板とステップ部分を識別しやすい色とすること。
- ♥ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等への注意喚起や、方向を案内するための音声案内を行うことが望ましい。

全ての人が使いやすい施設とするために

エスカレーターを歩いて利用することは危険です。また、左半身が不自由な人など、右側に立たざるを得ない人もいます。エスカレーターを利用する際は、立ち止まって利用して欲しいという声が多くあります。



音声による誘導装置

整備基準 16-(4)

- ・「視覚障害者が利用することが多い施設」とは、視覚障害者用訓練施設、盲学校、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設（市内に1つしかない公共施設）その他これに準ずる総合病院等が該当する。
- ♥ 音による誘導は視覚障害者にとって有効な情報手段である。商業施設等においても音声による誘導装置の設置が望ましい。

- くし板はステップ部と区別しやすい色とする。
- ♥注意を喚起する等のための音声案内を行う。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設事例

横浜市庁舎



案内設備までの経路

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者の誘導を行うために視覚障害者誘導用ブロックを敷設しています。

視覚障害者の声

建物内にも誘導がほしいです。凹凸の少ない誘導用ブロックを使用したり、床面の素材を変化させるだけでも歩行に役立ちます。



拡大写真

その他の経路(任意)

視覚障害者誘導用ブロックは、案内板又は案内設備まで敷設することとしていますが、それ以外の場所において突起1mm程度の誘導用ブロックで案内する例です。

車いす使用者やベビーカーにとって障害が少なく、視覚障害者は白杖を用いて誘導用ブロックをたどることができます。

点字案内・触知図入りの印刷物

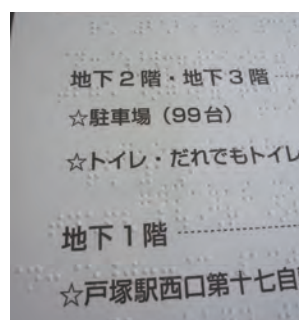
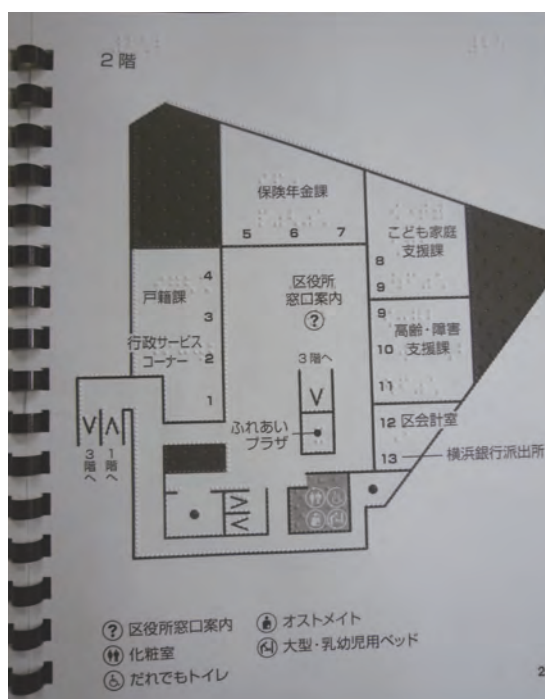
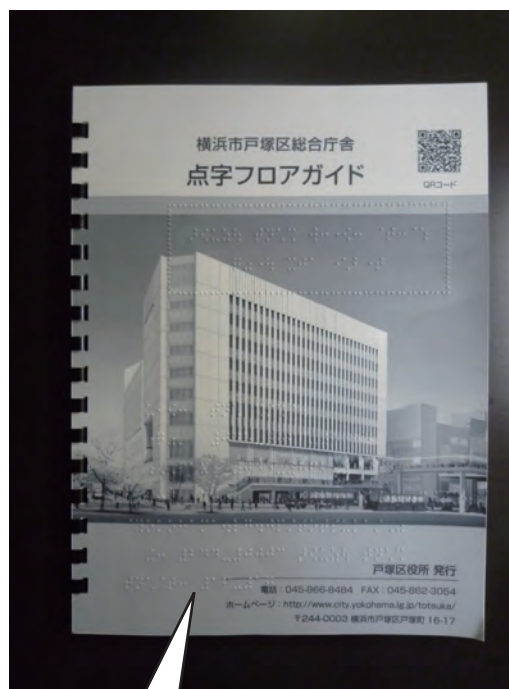
出典：横濱ジェントルタウン倶楽部

施設の概要や、施設の配置については、インターネット（JIS8341 に準拠したアクセシビリティの高い web ページが望ましい）や案内所で情報を得るほか、事前の情報提供手段として下記の様な点字パンフレットや触知図のパンフレットがあると便利です。

東京国際空港（羽田空港）**手**で見るフロアマップ



戸塚区総合庁舎 点字フロアガイド



基本的な考え

聴覚障害者の安全・安心かつ円滑な利用のために、受付窓口等での呼び出しの多い病院・銀行や、特定の施設に会議室を設ける場合等には、画像・光・振動による情報伝達設備が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。	—	17-1
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。	—	17-1
(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。	—	17-2

（参考：関連条文）規則別表第5（17の項）

図17-1 電光掲示板等の整備例

<通常時の表示例>



<緊急時の表示例>



— 病院や銀行等の受付窓口に設けた電光掲示板 —

文字情報表示装置(電光掲示板等)

整備基準 17-(1)

- 文字により、利用者の案内、呼出しのための情報を表示する。
- 文字情報を表示するための設備とは、液晶等の電光表示板等が考えられる。

♥ 緊急時には、画面に緊急情報を表示することが望ましい。

会議でのスクリーン表示(要約筆記等)

整備基準 17-(2)

- 聴覚障害者が複数参加する会議では、パソコンと液晶プロジェクターを使ったパソコン要約筆記等が有効である。

図17-2 集団補聴設備

集団補聴設備(磁気ループ等)

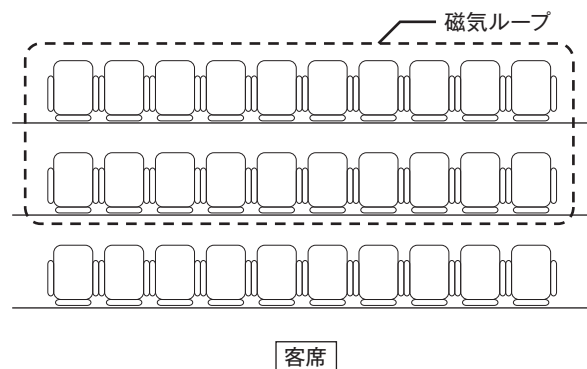
整備基準 17-(3)

- 集団補聴設備には磁気ループ(※)、FM送受信装置、赤外線受信装置等がある。

♥ 音響設備を有する会議室を設ける場合は、集団補聴設備を施した会議室を設けることが望ましい。

※磁気ループとは、床面に敷設した導線(ループ)に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信器(補聴器)をつけた人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置。音声等が増幅されることにより、音源からの距離に関係なく明瞭に聴取することができる。

⇒「12 客席及び舞台」を参照



18 誘導設備等

基本的な考え

高齢者、障害者等が通常時に施設を円滑に利用できるよう整備するだけでなく、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要があります。

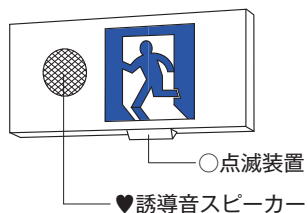
特に、警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。	—	18-1
(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。	—	18-1

（参考：関連条文）規則別表第5（18の項）

図18-1 音響装置による警報設備および点滅型誘導灯

<誘導音付点滅型誘導灯の例>



<既存誘導灯に追加取付した例>



音響装置による警報設備

整備基準 18-(1)

- 自動又は手動により、施設全体に火災を音により知らせる警報設備を設ける。

♥ 館内に一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

点滅型誘導灯

整備基準 18-(2)

- ♥ 点滅型誘導灯には、出入口の位置等を音声により誘導する設備を設けることが望ましい。

図18-2 非常用文字表示装置

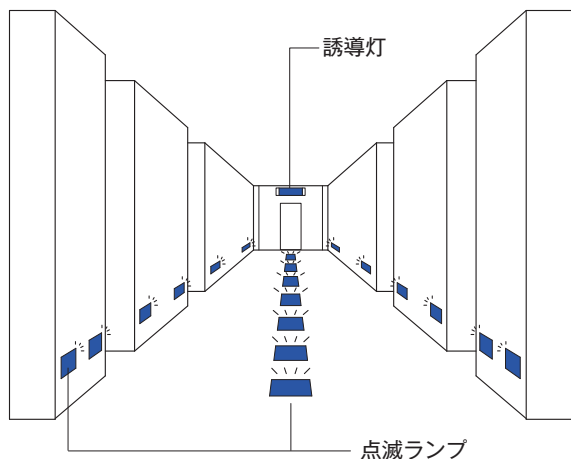
非常時に文字情報により避難誘導する装置

- ♥ 非常時には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる装置（デジタルサイネージ等）を設けることが望ましい。

横浜市庁舎



図18-3 光点滅走行式避難誘導システム



光点滅走行式避難誘導システム

- ♥ 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示す装置を設けることが望ましい。設置にあたっては、消防上の誘導基準との整合性も必要とするため、設置の方法については消防局と協議を行ってください。

災害時への配慮

わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分に考慮し計画に組み込んでおく必要があります。一番の基本は、高齢者、障害者を含む全ての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画となるよう注意しましょう。

情報提供

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかるように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知できないことがあり、音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

また、緊急時にもコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいように高さに配慮します。大きめの文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

（総務省消防庁：2016年9月通知）

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

＜主な内容＞

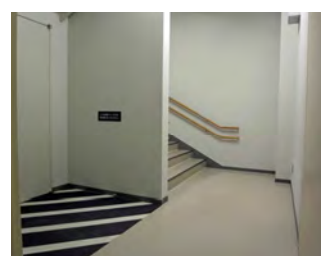
- 大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。
- 天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。
- 光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認しておく必要があります。

また、避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。



一時待避スペースの例

※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」

（総務省消防庁：2018年3月）

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施

19 附帯設備

基本的な考え

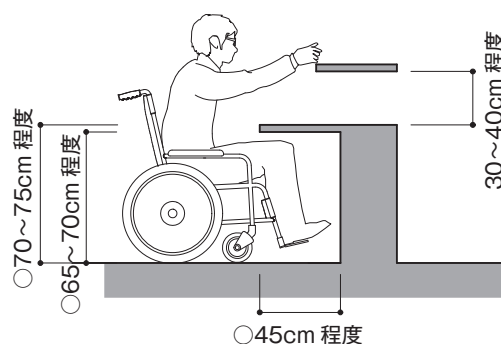
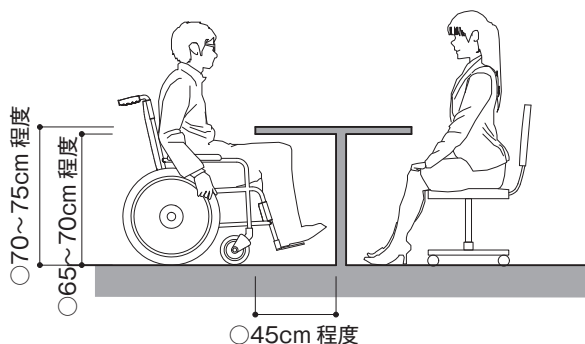
障害者、高齢者等の障害の特性を理解し、附帯設備についても利用しやすい形状、位置等に配慮します。また、通行の支障とならないよう配慮します。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。		—	19-1 19-2 19-3
		—	19-4
		—	
(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。	ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。	—	
	イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。	—	
		—	
(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。		—	19-5 19-6
	ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。	—	
	イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

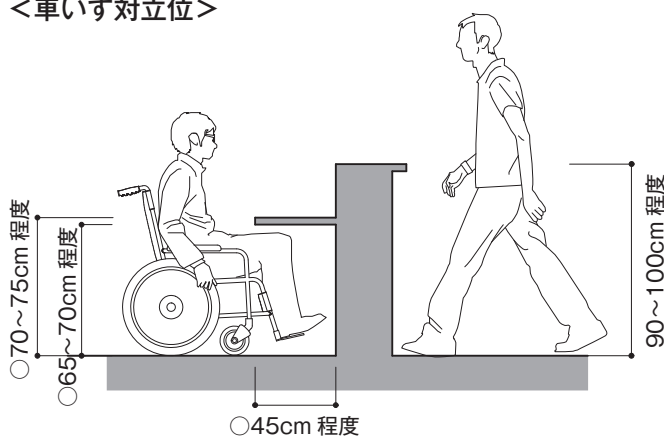
(参考：関連条文) 規則別表第5 (19の項)

図19-1 カウンター及び記載台の基本寸法

<車いす対座位>



<車いす対立位>



カウンター・記載台等

整備基準 19-(1)

- ・ カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端65~70cm程度、上端70~75cm程度、奥行き45cm程度とすること。
- ・ 車いす使用者が接近できる水平部分を確保すること。

図19-2 カウンター及び記載台の整備例

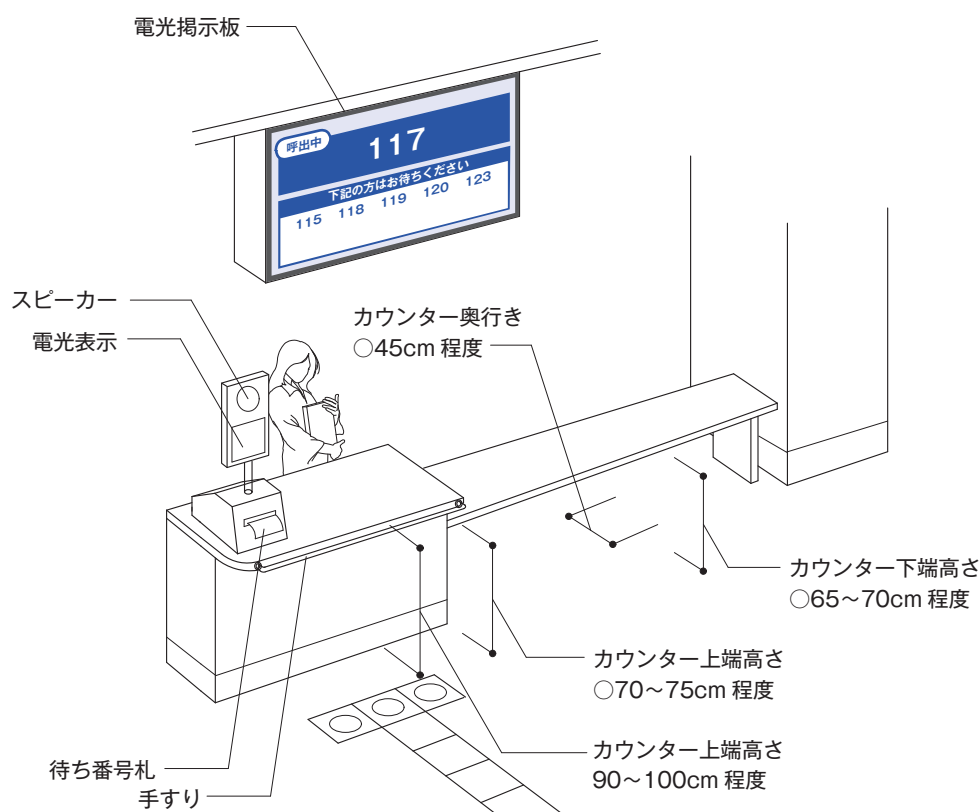
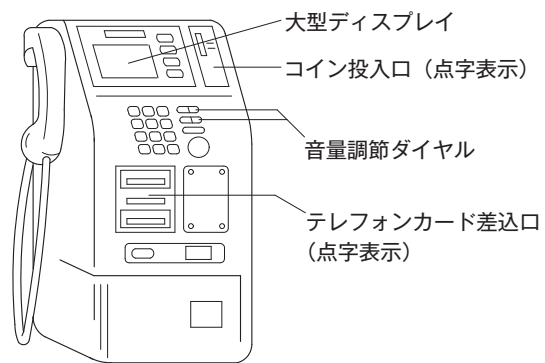
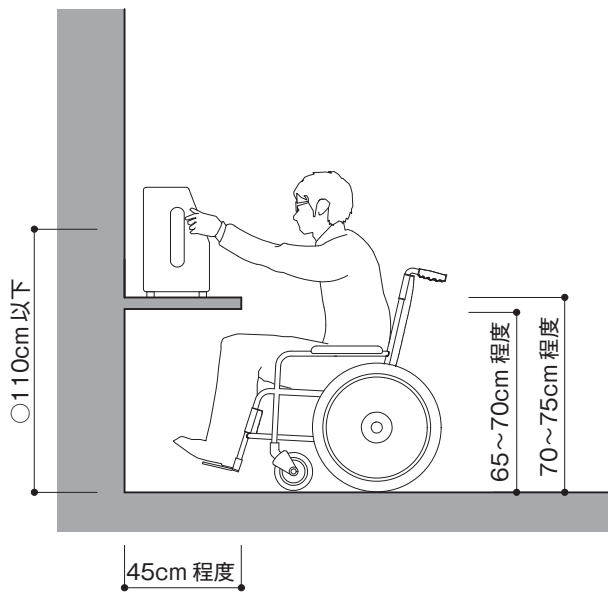


図19-3 公衆電話台の基本寸法と障害者の利用に配慮した公衆電話機の例

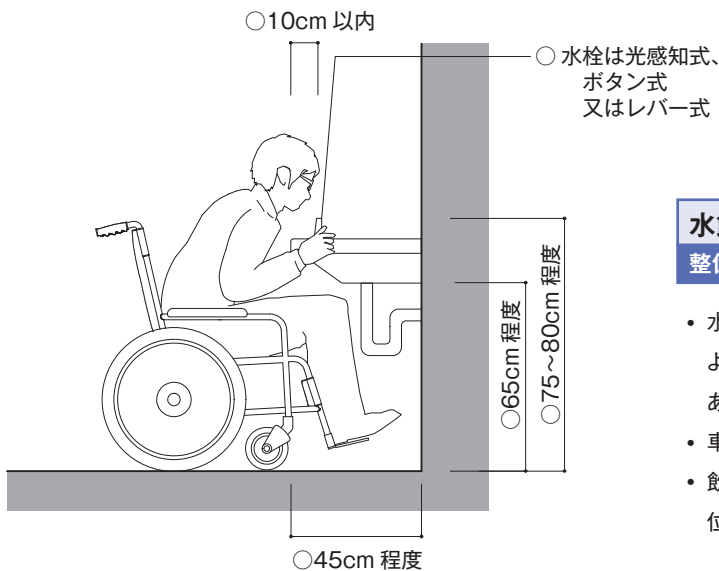


公衆電話

整備基準 19-(1)

- ・ 公衆電話の受話器の高さは110cm以下とする。
- ♥ 障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機であることを見やすい場所に表示することが望ましい。
- ♥ 障害者の利用を配慮した機能をもつ電話機を設置した場合は、見やすい場所にその旨を表示することが望ましい。
- ♥ 電話ボックスの場合には床面の段差をなくし車いす使用者がボックス内に完全に入れるよう、配慮することが望ましい。

図19-4 水飲みの基本寸法

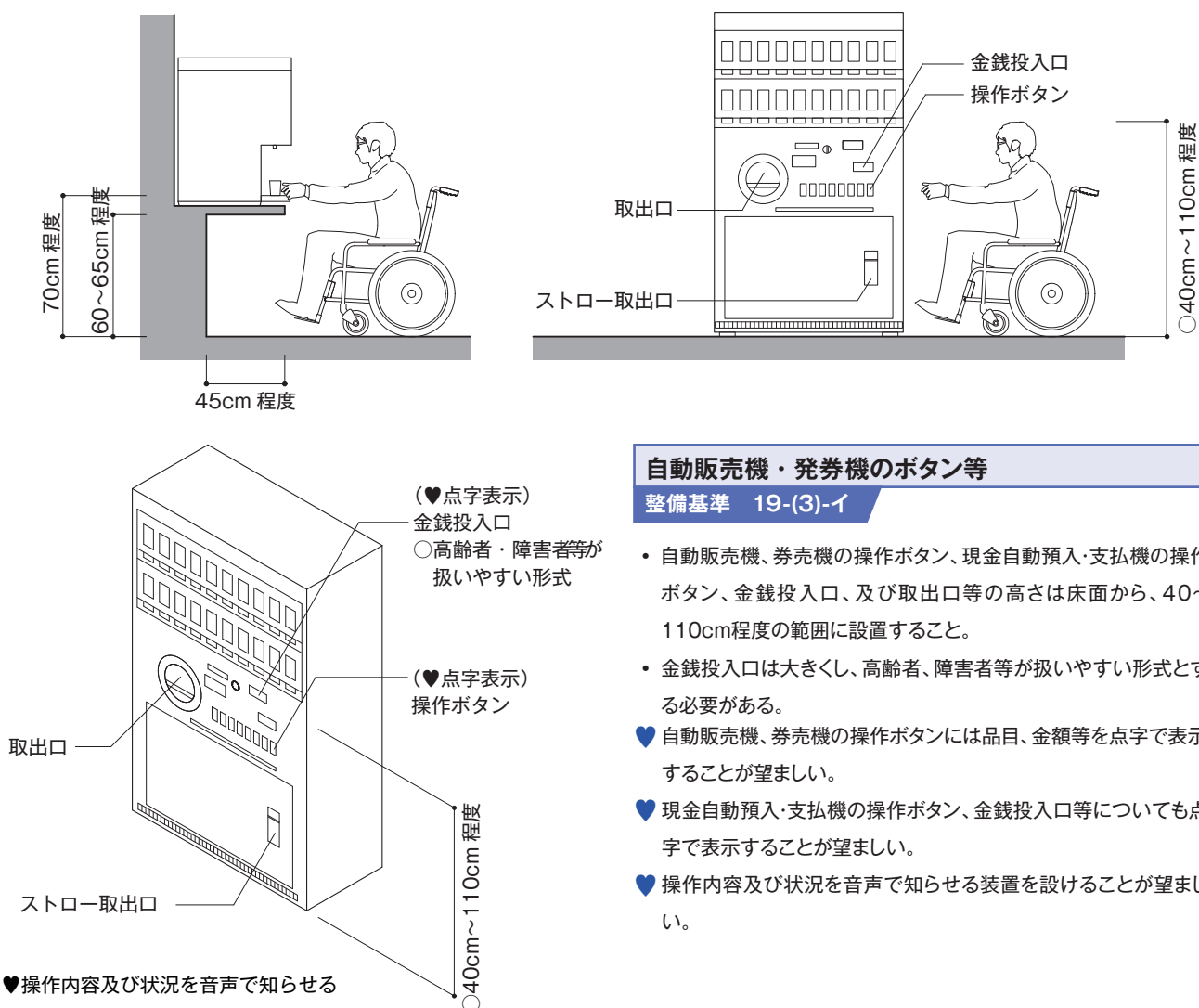


水飲み

整備基準 19-(2)

- ・ 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端60~65cm程度、奥行45cm程度とすることが基本である。
- ・ 車いす使用者が接近できる水平部分を確保する必要がある。
- ・ 飲み口は、高さ75~80cm程度とし、車いす使用者が利用できる位置として、おおむね縁から10cm以内に取り付ける。

図19-5 自動販売機の基本寸法と整備例

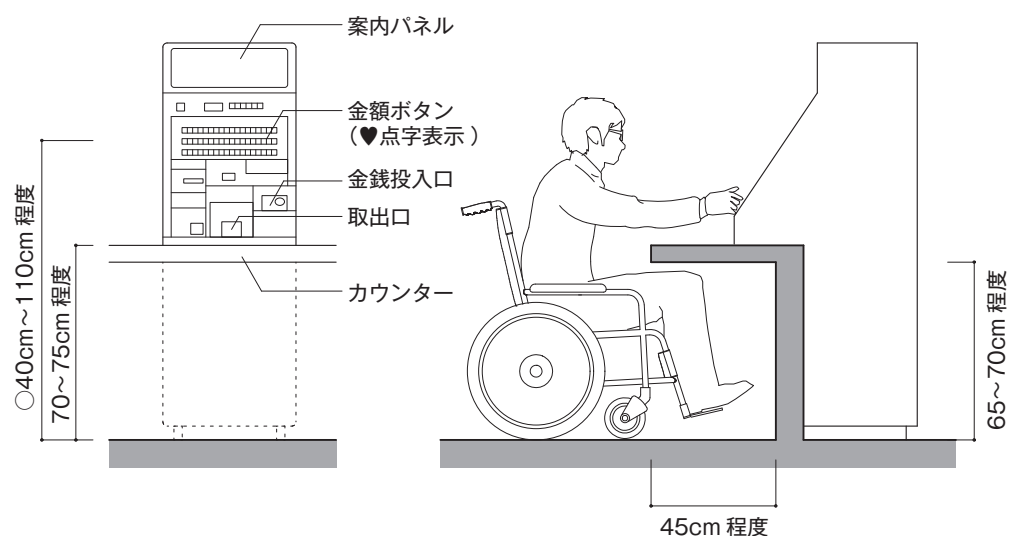


自動販売機・発券機のボタン等

整備基準 19-(3)-イ

- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から、40～110cm程度の範囲に設置すること。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする必要がある。
- ♥自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示することが望ましい。
- ♥現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等についても点字で表示することが望ましい。
- ♥操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。

図19-6 券売機の基本寸法と整備例



車いす使用者の声

券売機で、車いすの足が入らないものがあるので、車いすでも利用できる券売機にしてほしいです。

また、車いすではATMが狭くて入れない場合があるので、車いすで利用できるATMにしてほしいです。



20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備

基本的な考え

子育て世代等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子を便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設けることが必要です。



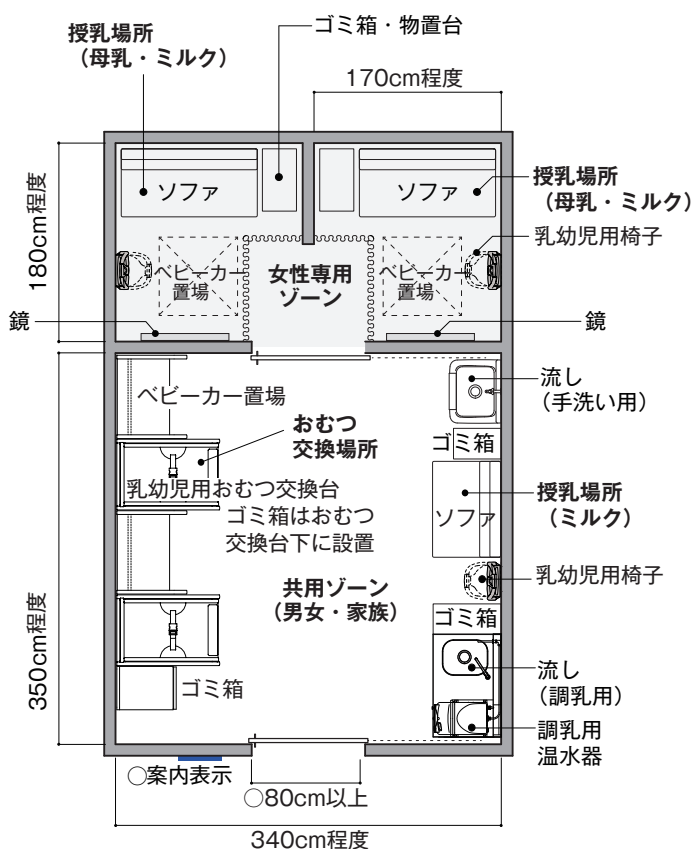
1.授乳室・おむつ交換場所に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)		建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	図
授乳室・おむつ交換場所 「5 廊下等」 (2) 移動等円滑化経路を校正する廊下等 <u>(車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。)</u> は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-3
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-4
「1 移動等円滑化経路」 (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	
オ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	同左	1-1
カ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	同左	1-1

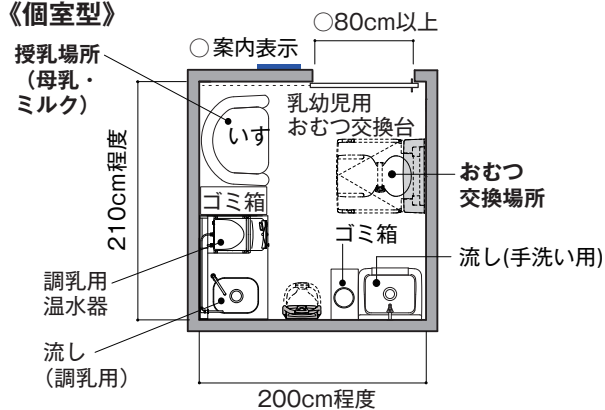
(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (1・5の項)、規則別表第5 (1・5の項)

図20-1 授乳室・おむつ交換場所の整備例

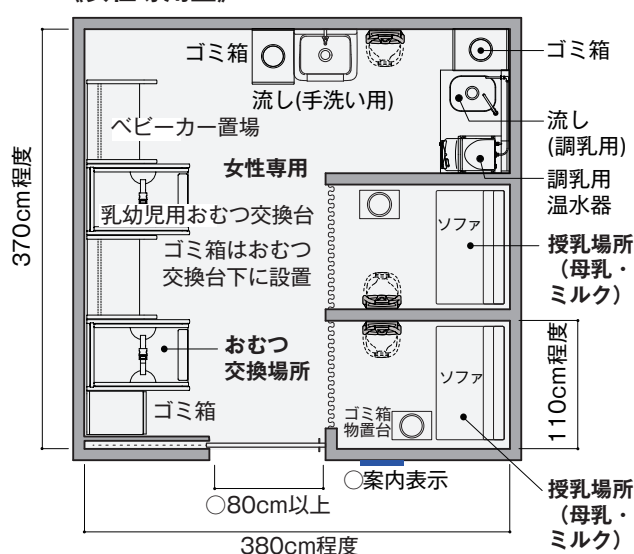
《授乳室・おむつ交換場所一体型》



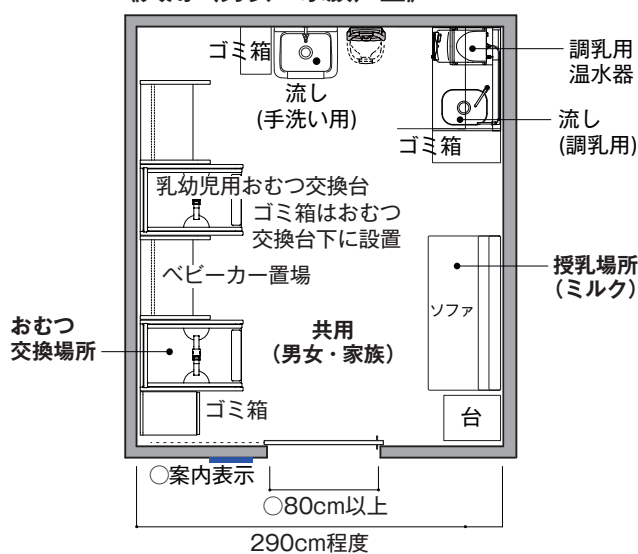
《個室型》



《女性専用型》



《共用（男女・家族）型》



授乳室及びおむつ交換場所

整備基準 5-(2)-カ、キ

- ♥ 乳幼児用おむつ交換台やいすは、ベビーカー等の通行の妨げにならないよう、親子で利用しやすい位置に適切に配置することが望ましい。
- ♥ 授乳場所（母乳）にはカーテンやついたて等を設け、プライバシーを確保することが望ましい。
- ♥ 手洗器、流し台、給湯器を設けることが望ましい。
- ♥ 男女にかかわらず利用できるスペースを設ける（ミルクや離乳食を与えるためのスペース、乳幼児用おむつ交換台等）ことが望ましい。

- ♥ 戸の付近に設備を配置する場合、幼児が手を挟まないように戸袋を設けるなどの工夫をすることが望ましい。
- ♥ 室内で身づくろいができるように、姿見鏡を設けることが望ましい。
- ♥ おむつ交換台から近い位置にごみ箱を配置することが望ましい。

⇒ ベビーカー（P. 54 参照）

「参照」《対象用途と対象規模 「授乳室及びおむつ交換場所」「乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子」》

() 内は、建築物移動等円滑化基準の対象規模

対 象 用 途	対 象 規 模	
	5 廊下等(2)キ、ク ・授乳室 ・おむつ交換場所	9 便所(3) ・乳幼児用椅子 ・乳幼児用おむつ交換台
1.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／4.病院／5.診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
7.助産所	全ての施設 (—)	全ての施設 (—)
13.集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／14.集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
6.診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／8.薬局／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／20.飲食店	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	300㎡以上 (2,000㎡以上)
11.博物館、美術館又は図書館／16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場／23.遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設を除く）／25.公衆浴場／26.体育館・水泳場（一般の用に供されるものに限る。）、ボーリング場／27.ホテル又は旅館／29.展示場	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
3.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000㎡以上 (5,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)
2.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）／9.学校（幼稚園に限る。）／12.博物館類似施設その他これに類する施設類する施設／26.その他の運動施設／28.ホテル又は旅館以外の宿泊施設	1,000㎡以上 (—)	1,000㎡以上 (—)
17.公衆便所	— (—)	全ての施設 (—)
33.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	— (—)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	— (5,000㎡以上)	— (2,000㎡以上)

図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

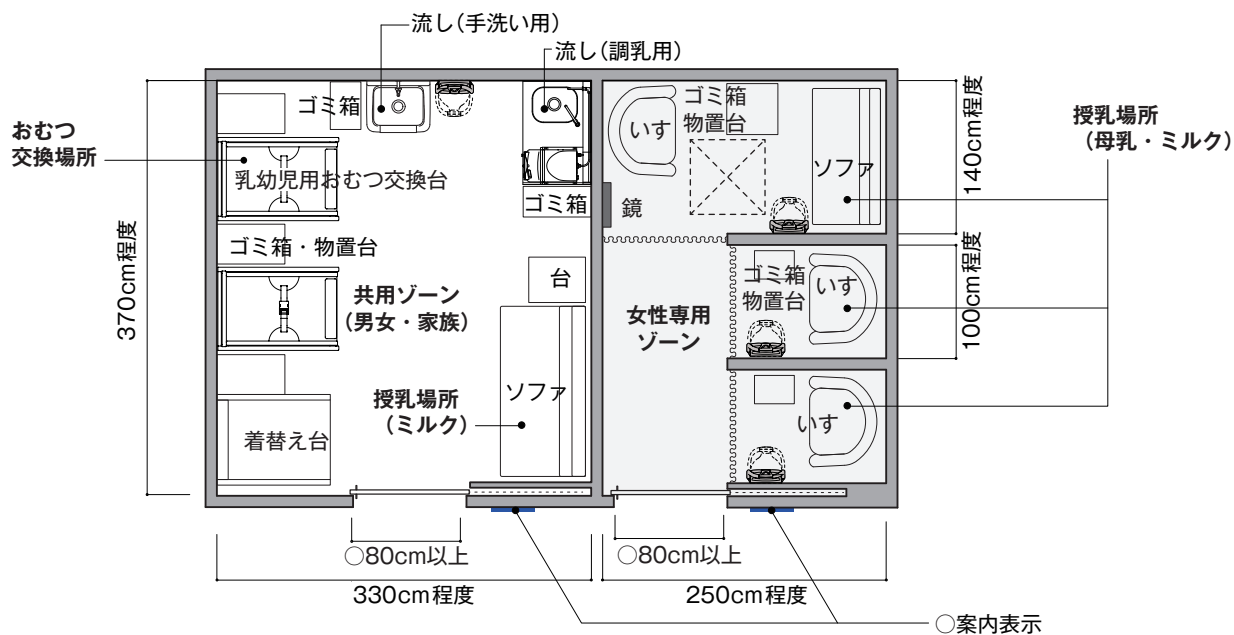
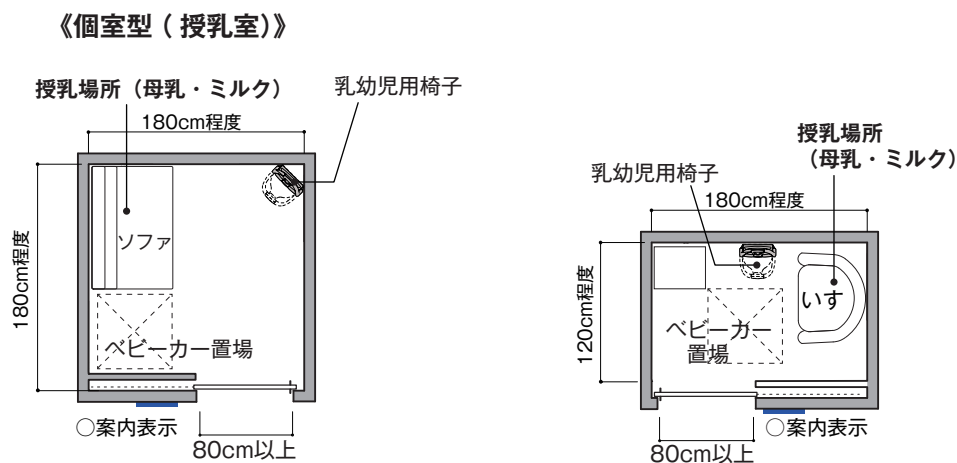


図20-3 授乳室の整備例(個室型)



2.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所（6）」 イ <u>便所内に、</u>次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を<u>行うこと。</u> ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左	20-4 20-5
(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	
(1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	
「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	20-4 20-5
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	20-4 20-5

（参考：関連条文）規則別表第1の2（9・12の項）、規則別表第5（9・13の項）

図20-4 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例

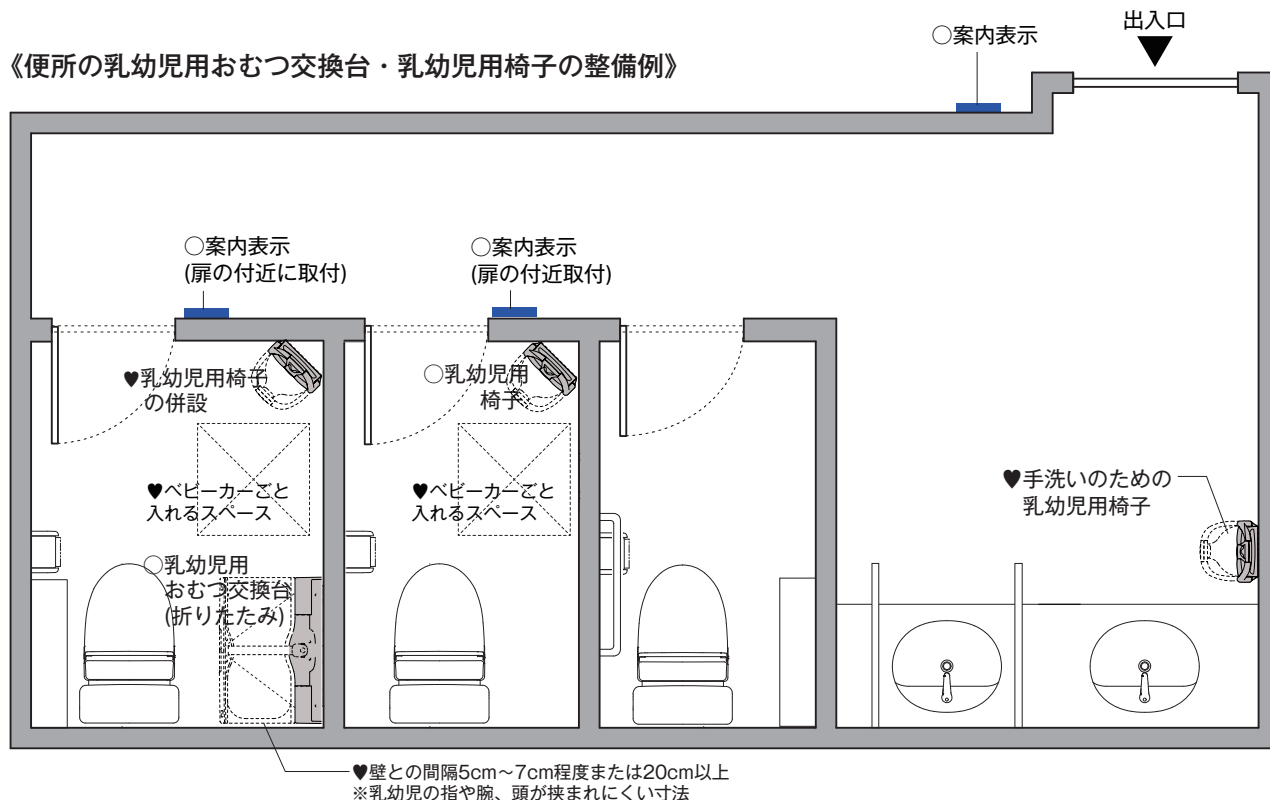
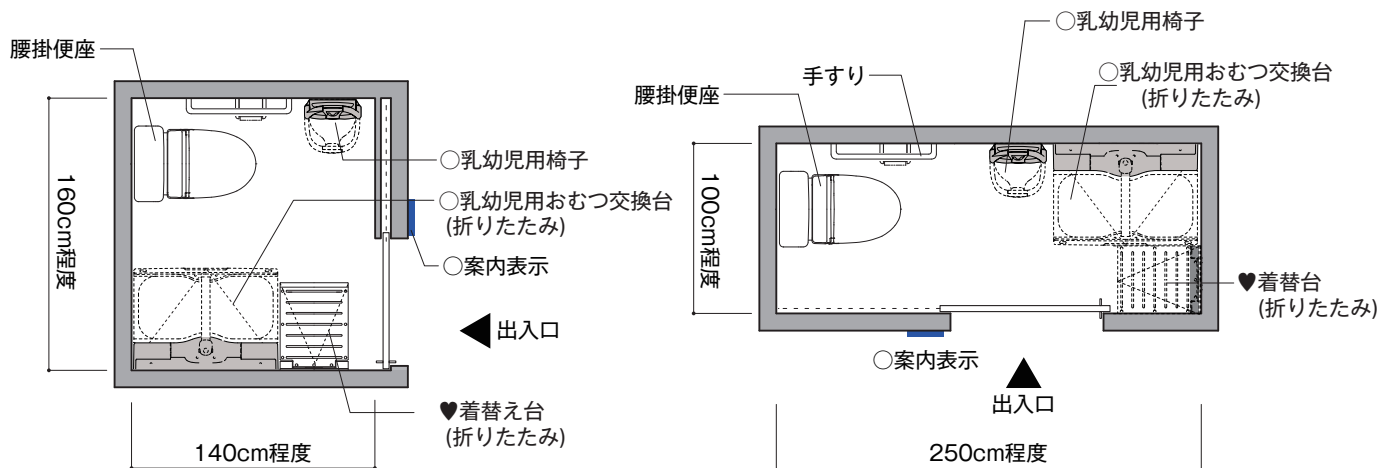


図20-5 乳幼児連れ利用者に配慮した便房の整備例



乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子

整備基準 9-(3)-ア、イ

- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子は、便房内に設け、当該便房の出入口の戸に乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子がある便房であることを表示すること。
- 乳幼児用椅子は、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
- 表示は、戸が開いている状態でも見えるように設置することが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台には、設置位置による手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなどの安全性に配慮し、必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をすることが望ましい。

- 乳幼児用椅子は、戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないように設置位置とすることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台の付近には、荷物置き場や乳幼児用椅子を併設することが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子は車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設けることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けた便房は、ベビーカーごと入れるようにすることが望ましい。

21 視覚障害者誘導用ブロック

基本的な考え

視覚障害者の利用に配慮して、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設する必要があります。視覚障害者誘導用ブロックには、危険等を予告する「点状ブロック」と、移動方向を示す「線状ブロック」があります。

JIS規格（JIS T 9251）による形状とするほか、残存視力のある方にも認知しやすいように、色などにも配慮する必要があります。

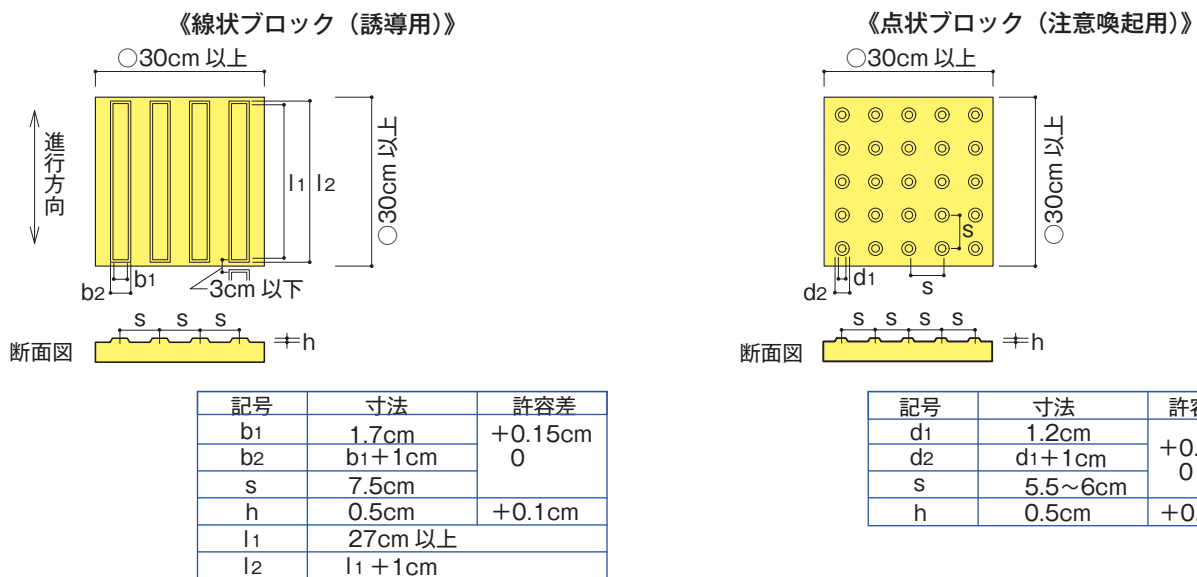
なお、点状ブロックの敷設位置は「2敷地内の通路」「5廊下等」「6階段」「7傾斜路」において、誘導用ブロックの敷設位置は「15案内設備までの経路」において、誘導用ブロックの構造は「16情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」において規定されています。

1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）」			
(1) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。		—	
ア	大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。	—	21-1
イ	周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。	—	21-1
ウ	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	21-1
エ	形状は、次のとおりとすること。	—	
（ア）	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	21-1
（イ）	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	21-1
（ウ）	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	21-1

（参考：関連条文）別表第5（16の項）

図21-1 線状ブロック等・点状ブロック等の構造



線状ブロックとは

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

点状ブロックとは

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

整備基準 16-(1)-イ

- 原則として黄色とすること。
- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

輝度と輝度比について

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) ÷ 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

コラム

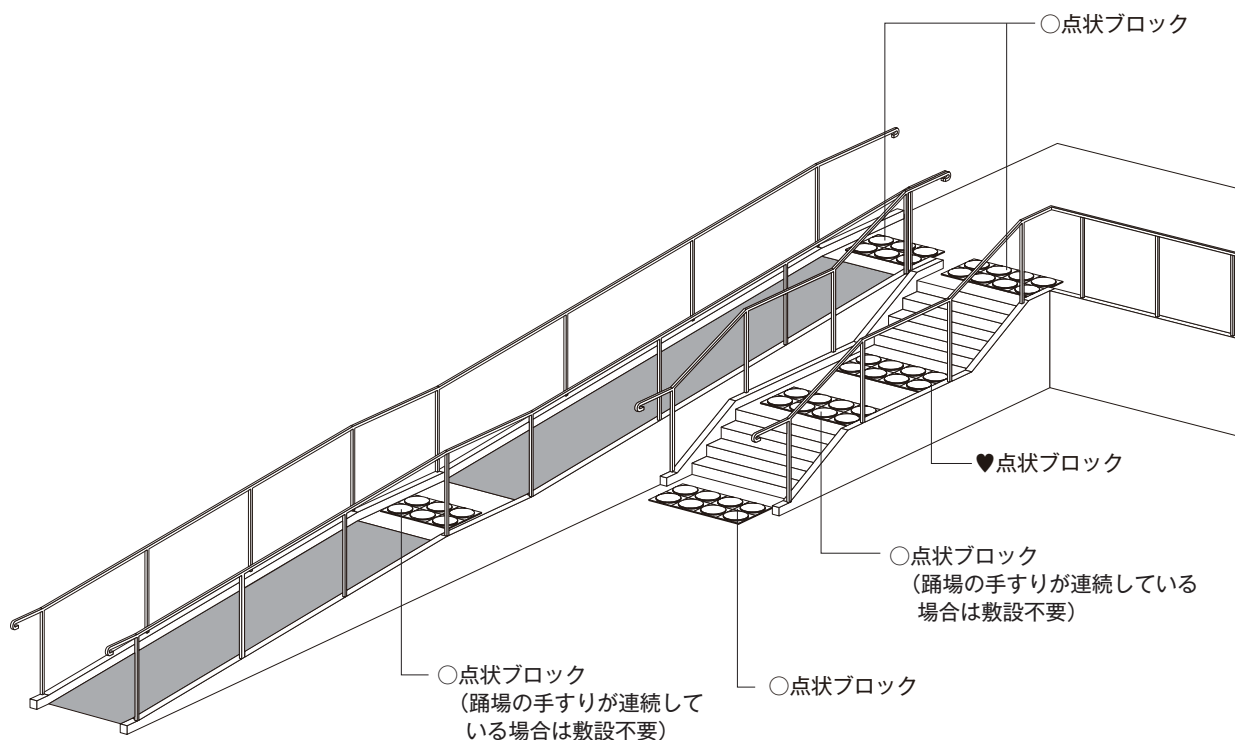
2.点状ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「2 敷地内の通路」			
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照	2-2 21-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2
	(1) 車路に近接する部分		
「5 廊下等」			
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
イ	階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「6 階段」の踊場 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
オ	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 21-2 21-3
「7 傾斜路」の踊場 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3 21-2

（参考：関連条文）政令第11・12・13条、平成18年告示第1497号第1・第2・第3、規則別表第5の2(2・5・6・7の項)

図21-2 手すりがある場合の点状ブロックの敷設位置（屋内の事例）



階段・段に敷設する点状ブロック

上下端 階段：整備基準 5-(1)-イ
段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)

踊場 階段：整備基準 6-(1)-オ
段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)

- 階段・段には、上下端に点状ブロックを敷設する必要がある。
なお、踊場の手すりが連続して設置される場合、原則として点状ブロックの敷設が除外されるが、廊下や敷地内の通路と連続している場合は点状ブロックが必要となるので、注意が必要である。（図21-3参照）

点状ブロックの敷設位置

- ♥ 点状ブロック等は、傾斜の上端から30cm離して設置するのが望ましい。

傾斜路に敷設する点状ブロック

上端 屋内の傾斜路：整備基準 5-(1)-イ
敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)

踊場 屋内の傾斜路：整備基準 7-(1)-エ
敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)

- 屋内の傾斜路には、上端に点状ブロックを敷設する必要がある。
- 敷地内の通路における傾斜路の上端の点状ブロックは、歩道上から案内設備までの経路となる場合、敷設が必要となる。
- 踊場の手すりが連続して設置される場合、点状ブロックの敷設が除外される。
- 以下の場合は、視覚障害者の利用上支障がないため、点状ブロックの敷設が除外される。
 - ①勾配が1/20以下の傾斜の場合
 - ②高さが16cm以下、かつ勾配が1/12以下の傾斜の場合

3. 歩道上から案内設備までの経路に敷設する視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「15 案内設備までの経路」 歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	
(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	21-4 21-5 21-6 21-7
(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設すること。	15-4 21-2

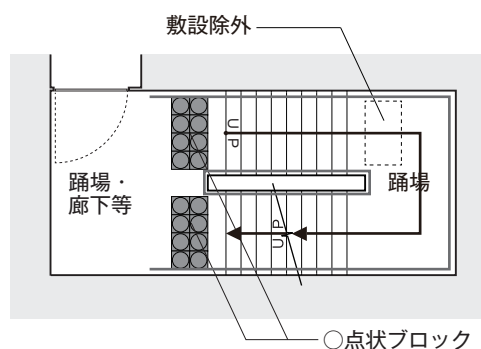
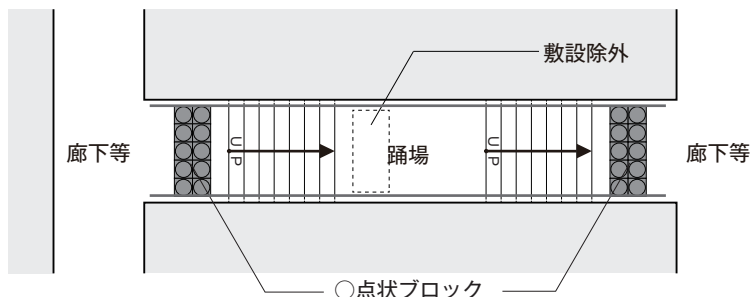
指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「2 敷地内の通路」			
(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路は、次に掲げるものであること。			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路を参照	2-2 21-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2
	(1) 車路に近接する部分		

（参考：関連条文）政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（2・15の項）

図21-3 階段の踊場における点状ブロック等の敷設例

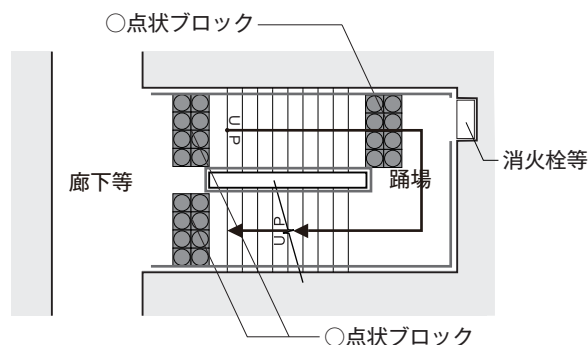
①点状ブロックの敷設が除外される踊場の例

両側に手すりが連続している踊場



②点状ブロックの敷設が除外できない踊場の例

踊場に消火栓等があり、段がある部分と連続して手すりを設けることが困難



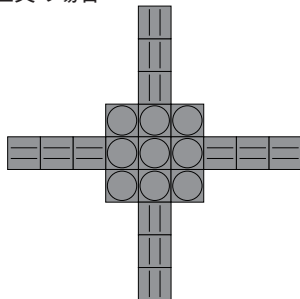
廊下と接続する踊場

整備基準 5-(1)-イ

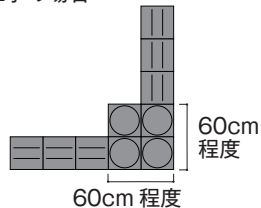
- 廊下と接続する踊場は廊下等にも該当するため、転落・つまずき防止等の観点から点状ブロックの敷設が必要である。

図21-4 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

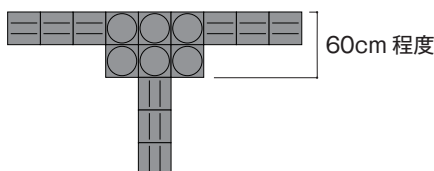
直交の場合



L字の場合



T字の場合



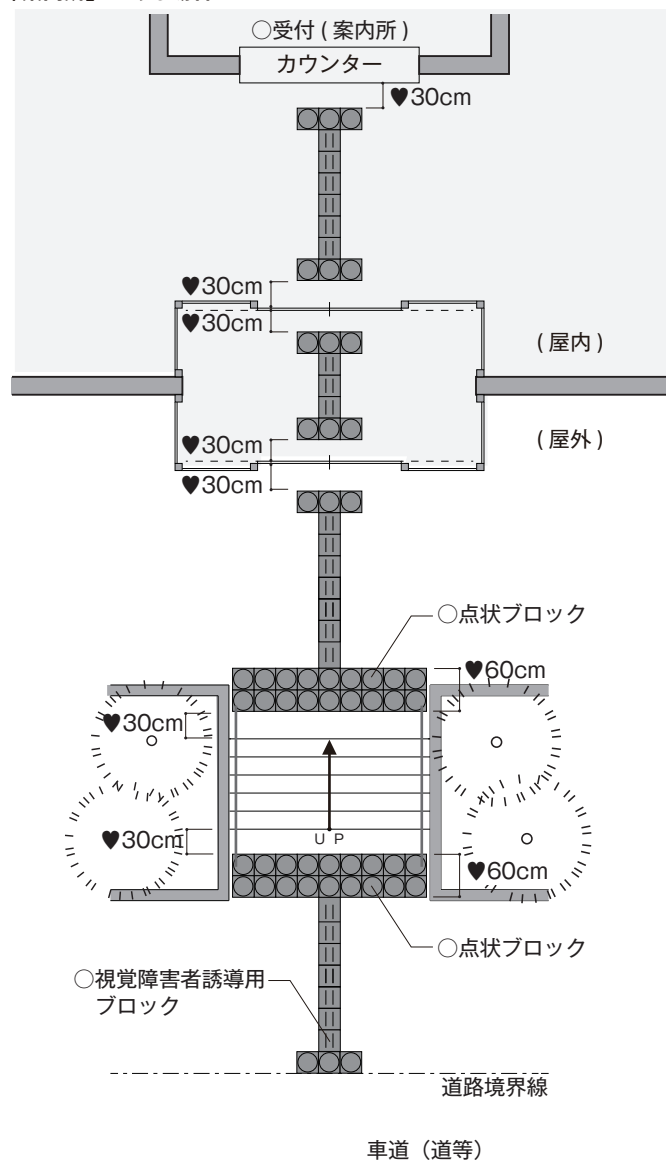
視覚障害者誘導用ブロックの敷設

整備基準 15-(1)

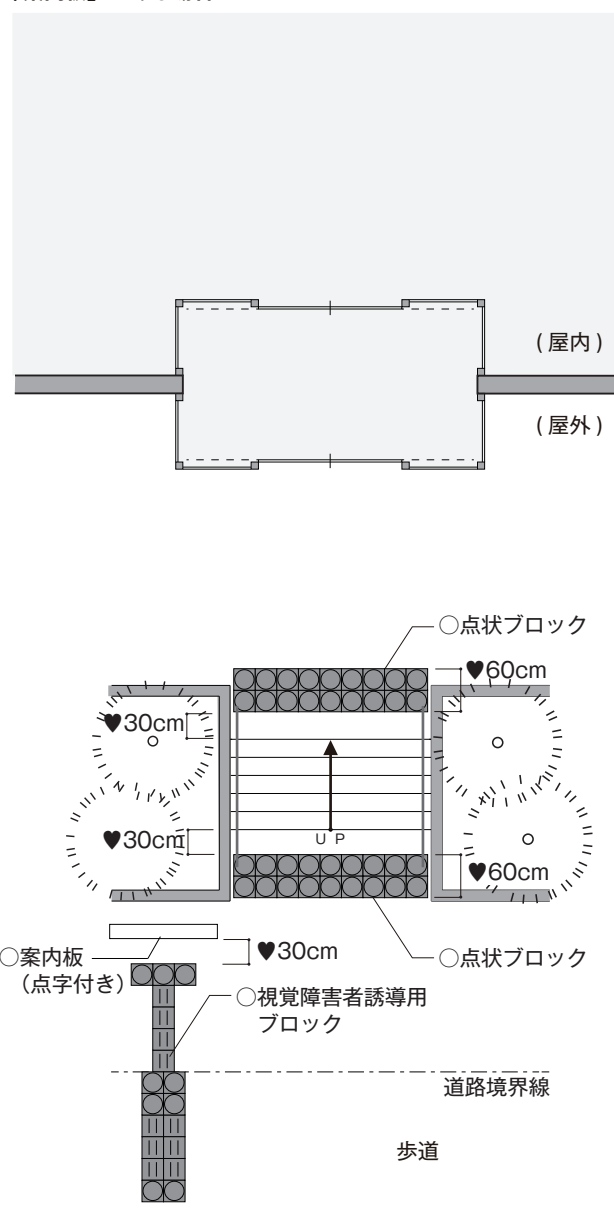
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（60cm程度）。
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- ♥ 必要に応じ、視覚障害者が、便所があることが容易にわかるよう便所の出入口にセンサーによる音声誘導装置を設けることが望ましい。また、出入口が認識できるよう、出入口付近の床材を変えることも有効な手段である。

図21-5 案内設備までの経路について

「案内所」がある場合



「案内板」がある場合



案内板がある場合

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。
- 案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

案内所がある場合

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

視覚障害者誘導用ブロック

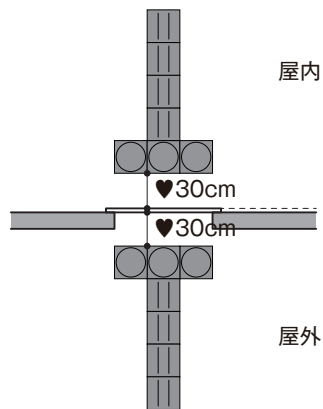
整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

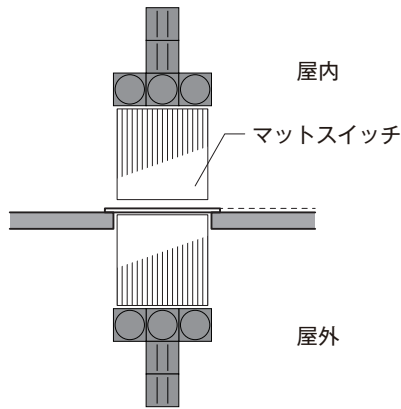
⇒「16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」を参照

図21-6 案内設備までの経路（出入口）

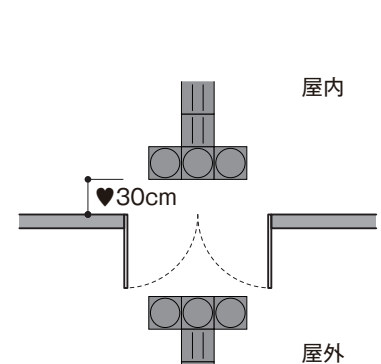
■引き戸まわりの敷設例 1



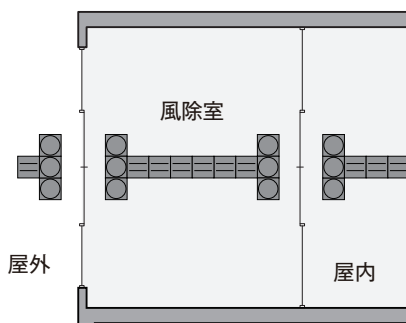
■引き戸まわりの敷設例 2



■開き戸まわりの敷設例



■風除室の敷設



視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

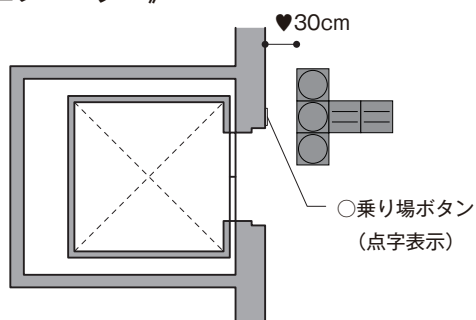
整備基準 15-(1)

- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- 風除室内も視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- ♥ 風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。
- ♥ 段の上端及び下端に近接する部分にあっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（60cm程度）ことが望ましい。

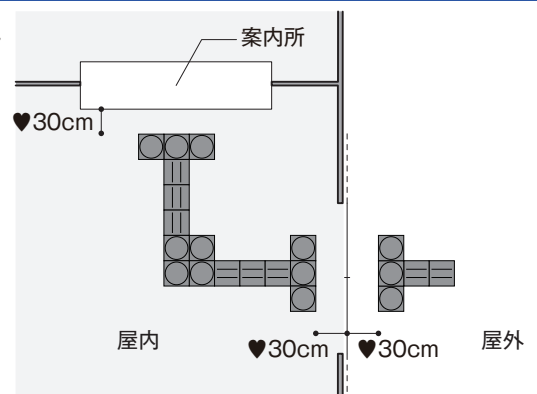
- ♥ 視覚障害者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。
- ♥ 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置することが望ましい。
- ♥ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図21-7 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》



《案内所》



(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

イ 共同住宅

(1) 共同住宅における整備基準の種類と構成について

- ・共同住宅はプライベートな側面を持つ建築物ですが、「住戸の出入口」や「共用スペース」は、個人が改修することが非常に困難なため、将来にわたり住み続けることができるように、また誰もが住みやすい住宅として、共同住宅をバリアフリー化することは大変重要です。
- ・共同住宅は、以前から条例の指定施設として、住戸から道等までの経路等に整備基準を適用していましたが、平成26年1月1日より、2,000㎡以上の共同住宅を特別特定建築物に追加し、新たに共同住宅の建築物移動等円滑化基準を設けるとともに、指定施設整備基準の見直しを行いました。

(2) 共同住宅における整備基準の適用について

ア. 対象規模

- ・1,000㎡以上の共同住宅には、指定施設整備基準が適用され、2,000㎡以上の共同住宅には、建築物移動等円滑化基準が適用されます。

イ. 共同住宅に適用される整備基準の項目

- ・整備基準が設けられている項目は、移動等円滑化経路、敷地内の通路、駐車場（共用）、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所（共用）、浴室等（共用）、標識、案内設備の12項目です。

ウ. 共同住宅に適用される整備基準の適用の範囲

①「多数の者」が利用する用途である共同住宅は、読み替え規定により整備基準が適用されます。

(P.24を参照)

- ・住戸の内部は、多数の者が利用する部分ではないため、整備基準は適用されません。
- ・多数の者が利用する駐車場とは、**来客者の**駐車場のことで、このような駐車場がある場合は、駐車場の整備基準が適用されます。特定の居住者が使用する駐車場については、多数の者が利用する駐車場には該当しません。
- ・多数の者が利用する便所及び浴室とは、居住者が共用で利用するもののことで、**集会室等**の中に便所や浴室がある場合などもこれに該当します。

②共同住宅における「利用居室」とは、居住者が共用する集会室、ゲストルーム等が該当します。

③共同住宅における「移動等円滑化経路」とは、以下の経路が該当します。

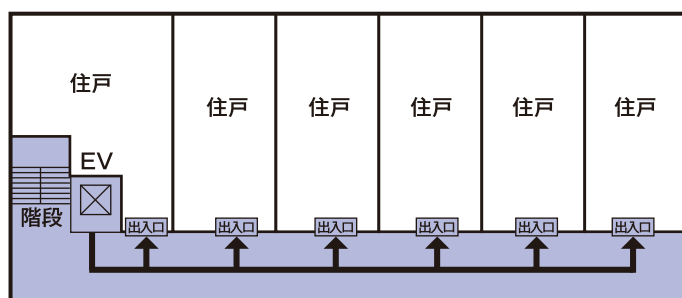
- ・「道等」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用駐車施設」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用便所」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路

④共同住宅における「多数の者が利用する便所」の設置については、次のとおり扱います。

- ・共同住宅の用に供する部分（付属の駐車場を含む）については、全ての階について令和6年告示第1074号第2第2号「管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」に該当するものとして取り扱って差し支えないものとします。ただし、共用部に多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者用便房を設ける必要があります。

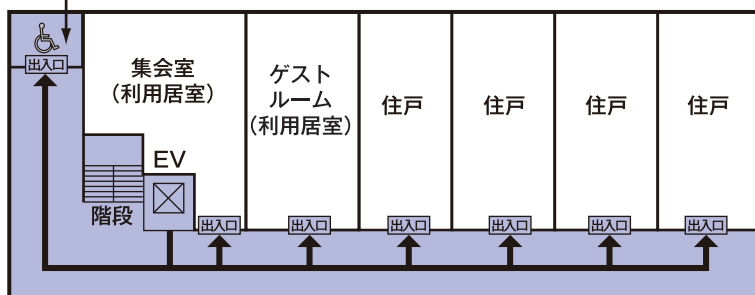
共同住宅における整備基準の適用

共同住宅においては、「住戸」までの経路も整備をする必要があります。

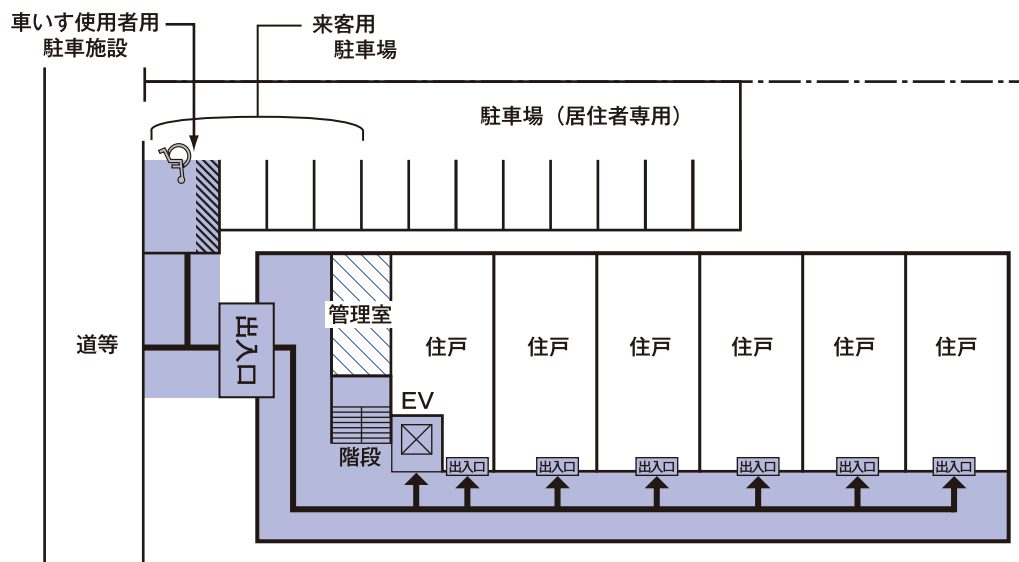


基準階平面図

共用のトイレ
(車いす使用者用便房・オストメイト用便房)



2階平面図



配置図
1階平面図

凡例

- 整備基準の適用範囲
- 利用居室・住戸
- 利用居室以外
- 移動等円滑化経路

※「ア 共同住宅以外」(P.57～162)の参考図番号を示しています。

1. 移動等円滑化経路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	
ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸から当該車いす使用者用便房までの経路	同左	1-1
ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸までの経路	同左	1-1
エ	建築物に、住戸を設ける場合 道等から当該住戸までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
オ	—	—	
カ	—	—	
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		同左	

2. 敷地内の通路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	2-1
イ	—	—	
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	段がある部分は、次に掲げるものであること。	
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	手すりを設けること。	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
Ⅱ	a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—
	b	握りやすい形状とすること。	—
	c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—
	d	段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	—
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—
	f	—	—
	(イ)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左
	(ウ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左
	(I)	回り段でないこと。	—
	(オ)	けこみ板を設けること。	—
	(カ)	段鼻には、滑り止めを設けること。	—
	エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左
	(7)	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。
	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—
	c	握りやすい形状とすること。	—
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—
	(イ)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	2-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。	2-1
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1
エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	2-1
オ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
(7)	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	2-6 2-7
a	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	—	2-7
b	けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	2-7
c	踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	2-7
(イ)	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	2-6 2-7
(ウ)	高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-6 2-7
(I)	(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 (1)エ(7)再掲載	—	
a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	2-6
b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-6
c	握りやすい形状とすること。	—	2-3
d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—	2-6 2-7

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
カ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	2-6
キ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-1 2-8
(3) 道等から利用居室又は住戸までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		同左	

3. 駐車場

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) <u>多数の者が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>		同左	3-1 <u>3-3</u>
ア	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
イ	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>	同左	3-1
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>		同左	
ア	<u>当該増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u>	同左	
(ア)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	
イ	当該駐車場を設けない場合 1	同左	
(3)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	3-1
イ	1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	
ウ	自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと。	—	3-1
(7)	奥行きは、600センチメートル以上とすること。 ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設につ いては、奥行きを500センチメートル以上とす ることができる。	—	3-1
(1)	水平な場所に設けること。	—	
(ウ)	障害者のための国際シンボルマークを車が停車 し、又は駐車している状態で見える位置に塗布す ること。	—	3-1 3-4 13-1
エ	機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと	同左	3-2
(7)	当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者 が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1 以上設けられていること。	同左	
(1)	車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	—	
(4)	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車 いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を 行わなければならない。	同左	3-4 13-1

4. 出入口

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでな ければならない。		同左	
(1)	幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、 (2)に掲げるものを除く。	幅は、80センチメートル以上とす ること。	4-1
(2)	直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル 以上とすること。	—	4-1

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-2 4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

5. 廊下等

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左	5-1
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	
イ —	—	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	5-1
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	同左	
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	7-1
カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-3
キ —	—	
ク —	—	

6. 階段

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5/6-6
2の項(1)ウ(ア)再掲載		
(ア) a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図※
	b	握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
	d	段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	同左	6-6
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
	f	—	—	6-5
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。		同左	6-1 6-4
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		同左	6-1 6-4
オ	—		—	
カ	回り階段でないこと。		同左	6-3
キ	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。		同左	6-1 6-4
ク	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。		同左	6-1/6-4
ケ	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。		同左	6-2
コ	けこみ板を設けること。		同左	6-1/6-4
サ	段鼻には滑り止めを設けること。		—	6-1/6-4
(2) (1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、多数の者が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。			(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	
(3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。			(2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	
(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、適用しない。			(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

7. 傾斜路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	—	2-3
イ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする	同左	7-1
エ	(共同住宅のため基準対象外)		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	7-1 7-3
	(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	7-2
	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	7-2
	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	—	6-5/6-6/7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。		

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図※
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
	c	握りやすい形状とすること。	—	2-3
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。		—	7-1

8. エレベーター等

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。			同左	
ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		かごは、利用居室、住戸、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往來することができる建築物の部分（非常時においてのみ往來することができる建築物の部分を除く）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。		かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。		同左	8-1
エ	乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。		同左	8-1
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。		同左	8-2 8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		同左	8-2 8-3
キ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。		同左	8-4
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。		—	8-1
	(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	—	
	(1)	かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	—	
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。		同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-2

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
コ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-1 8-2 8-3 8-4
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-2 8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	—	8-1 8-2
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	—	8-1/8-2
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

9. 便所

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) <u>用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあつては、多数の者が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、多数の者が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。</u>		同左	
(2) <u>多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあつては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあつては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であつて、当該増築等に係る部分に多数の者が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u>		同左	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—	9-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下に面している場合はこの限りでない。	—	9-1
エ	次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	—	
	(7) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前)に手すりを設けること。	—	9-7
	(1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-7
	(2) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	—	9-7
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-8
	(1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
	(2) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる。	—	9-8
	(3) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(2)の規程は適用しない。	—	
	(7) 手すりを設けること。	—	9-9
	(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	9-9
	(2) 便器は、腰掛便座とすること。	—	9-9
(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階において多数の者が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣		同左	

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
<u>が定める数以上）に、車いす使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	同左	
<u>(4) 多数の者が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の多数の者が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。</u>	同左	
<u>(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</u>	—	
ア 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	—	
イ 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	—	
(7) 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-10 9-12
(1) L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
(2) L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-10
(1) 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-10
(2) L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-10 9-12
ウ 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	—	
(7) 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-10
(1) 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-12
(2) 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-12

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
エ	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-11
オ	次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	—	
(7)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-13
(1)	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-13
(2)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-13
カ	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-6
キ	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-6
ク	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-5
ケ	当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	—	9-5
(6) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	
(7)	当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	—	9-14
(1)	専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-14 9-15

10. 浴室又はシャワー室

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	—	10-1
(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	—	10-1 10-2 10-3
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	—	
イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	—	
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	—	
(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。	—	
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—	
エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

13. 標識

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	3-4 8-4 9-16
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	13-1
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	—	9-10 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	—	3-3 13-1

14. 案内設備

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		同左	14-2
ア	大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ	高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ	高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ	照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ	案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるような十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。		同左	14-2
ア	点字	同左	
イ	文字等の浮き彫り	同左	
ウ	音による案内	同左	
エ	その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。		同左	

共同住宅における整備基準の適用（案内所について）

共同住宅における案内所とは以下のいずれかのものを指します。

- ・各住戸に繋がる押しボタン（数字や文字が浮き彫りや点字により判別できるもの）があり、かつ、周辺に「用事のある部屋番号を押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・管理人室に繋がる呼出ボタンがあり、周辺に「御用のある方はこのボタンを押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・集合玄関（来訪者が鍵や集合玄関機を利用せずに入れる場所）に面した窓があり、管理人が常駐している管理人室

(2)

一般都市施設整備基準

1 基本的な考え

(1) 一般都市施設の整備基準の項目

- 一般都市施設の整備基準は、道等から建築物の外部出入口まで到達して建物内に入れるようにすることが基本的な考え方です。このため、整備基準の項目は、敷地内の通路、出入口の2項目となっています。

(2) 対象となる用途と規模

- 対象となるのは、指定施設を除くすべての施設で、具体的には下記のものです。

区 分		規 模
18	認可外保育施設	300㎡未満
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	
20	飲食店	
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22	劇場、観覧場、映画館または演芸場	
23	遊技場	
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
25	公衆浴場	1000㎡未満
26	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの	
27	ホテル又は旅館	
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	
29	展示場	
30	事務所	
31	工場	
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
34	共同住宅	
35	寄宿舎	
37	複合施設	

（参考：関連条文）規則別表第1

1. 敷地内の通路

一般都市施設整備基準

道等から直接地上へ通ずる主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| (2) | 段を設けないこと。ただし、(3)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 |
| (3) | 傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものであること。 |
| ア | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| イ | 勾配は、12分の1以下とすること。 |

2. 出入口

一般都市施設整備基準

直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| (2) | 戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |
| (3) | 1の項に定める構造の敷地内の通路に接続すること。 |

(3)

表示板交付基準

1 基本的な考え

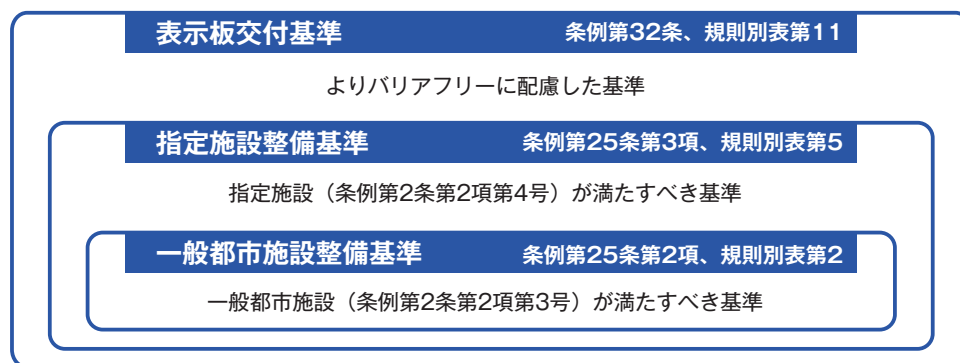
(1) 表示板とは（条例第32条、規則第8条）

表示板交付基準は、「施設に入ることができること」を目的とした一般都市施設整備基準及び「施設の目的＝用途を享受できること」を可能にするための指定施設整備基準に加えて、よりバリアフリーに配慮した基準を掲げることで、さらなるバリアフリー施設を誘導するものとして定められた基準です。

表示板交付基準を満たした施設は、通常よりも広い敷地内の通路や、通常よりも多い数の車いす使用者用便房が整備され、より使いやすい施設となります。

施設の所有者又は管理者は、表示板交付基準を満たすことにより、表示板の交付を請求することができます。交付を受けた表示板は、施設の利用者から見やすい場所に掲示してください。

各基準の関係図



多数の者が利用する施設

多数の者が利用する施設は、読み替え規定により、表示板交付基準の各項目を適用します。

(2) 表示板の交付例

港南公会堂



第8号様式（第8条第2項）



（縦 25 センチメートル、横 20 センチメートル）

1. 移動等円滑化経路

★：指定施設整備基準よりも、高い水準が求められる項目

表示板交付基準

(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
イ	★建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所及び車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウ及びエにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該便所及び便房までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
エ	★建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、10の項に定める構造の浴室 <u>又はシャワー室</u> を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該浴室 <u>又はシャワー室</u> のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）までの経路
オ	建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路
カ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路
キ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所に おむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路

(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2. 敷地内の通路

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分
	(1) 車路に近接する部分
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。
	(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	b 握りやすい形状とすること。
	c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

表示板交付基準

- ウ** (7) **d** 段がある部分の手すりは直線の形状のものとする。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- e** 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- f** 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- (1) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (I) ★段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
- (オ) 回り段でないこと。
- (カ) ★蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
- (キ) ★踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
- (ク) ★幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
- (ケ) 蹴込板を設けること。
- (コ) 段鼻には、滑り止めを設けること。

エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- (7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。
- a** 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- b** 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- c** 握りやすい形状とすること。
- d** 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
- (1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア** ★道等から主要な出入口に至る通路とすること。
- イ** 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- ウ** ★幅は、180センチメートル以上とすること。
- エ** 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- オ** 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- カ** 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- (7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。
- a** 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上
- b** 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下
- c** 踏面の寸法が、26センチメートル以上

表示板交付基準	
カ	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。
	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
	(I) (1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	(1)エ(ア)再掲載
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	c 握りやすい形状とすること。
キ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
ク	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
ク	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。
(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びイ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びイ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	

3. 駐車場

表示板交付基準	
(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	
ア	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
イ	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	
ア	<u>当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u>
(ア)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
(イ)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
イ	<u>当該駐車場を設けない場合 1</u>
(3) <u>車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u>	

表示板交付基準

- ア** 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ** 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- ウ** 自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。
- (ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
- (イ) 水平な場所に設けること。
- (ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
- エ** 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。
- (ア) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (イ) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。
- (4)** 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

4. 出入口

表示板交付基準

移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。
- (2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。
- (5) ★直接地上へ通ずる出入口の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。

5. 廊下等

表示板交付基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- イ** 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。

- (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等 (車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。) は、(1)の規定のほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- イ** 幅は、140センチメートル以上とすること。
- ウ** 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

表示板交付基準

エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近に、その旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

6. 階段

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	2の項(1)ウ(ア)再掲
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
b	握りやすい形状とすること。
c	手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
d	段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
f	手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
オ	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
カ	回り階段でないこと。
キ	蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
ク	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
ケ	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
コ	蹴込板を設けること。
サ	段鼻には、滑り止めを設けること。

表示板交付基準

- (2) (1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。
- (4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。

7. 傾斜路

表示板交付基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 |
| | 2の項(1)エ(7)再掲 |
| (7) | <p>a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>c 握りやすい形状とすること。</p> <p>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> |
| イ | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| ウ | その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 |
| エ | 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 |

- (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路 (車いす使用者用経路を構成する傾斜路を除く。) は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| ア | 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。 |
| (7) | 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下 |
| (イ) | 踏面の寸法が、26センチメートル以上 |
| (ウ) | 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上 |
| イ | 勾配は、12分の1を超えないこと。 |
| ウ | 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 |
| エ | 2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 |

表示板交付基準

2の項(1)エ(7)再掲	
(7)	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。 c 握りやすい形状とすること。 d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

8. エレベーターその他の昇降機

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往來することができる建築物の部分（非常時においてのみ往來することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
エ	乗降口ビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
キ	乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
ク	★次に掲げるものであること。
(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
(イ)	かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
コ	かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
(7)	点字
(イ)	文字等の浮き彫り
(ウ)	音による案内
(I)	その他これらに類するもの
サ	かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2) 移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

9. 便所

表示板交付基準

(1) 用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。

(2) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、当該増築等に係る部分を有する階ごとに1以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、当該便所のうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。

ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (7) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。 (1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。こと。 (ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 (1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。 (ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。 (I) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。 (7) 手すりを設けること。 (1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 (ウ) 便器は、腰掛便座とすること。

(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車いす使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

表示板交付基準

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|----------|---|
| ア | 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |
| イ | 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 (1) L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。 (2) L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。 (3) 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 (4) L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。 |
| ウ | 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 (1) 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。 (2) 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 |
| エ | 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |
| オ | 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 (1) 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。 (2) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。 |
| カ | 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 |
| キ | 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 |
| ク | 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 |
| ケ | 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 |

(6) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|----------|--|
| ア | 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。 (1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。 |
| イ | <u>便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;">⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</div> <ul style="list-style-type: none"> (7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 (1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 |

10. 浴室又はシャワー室

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |
| イ | 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。 |
| ウ | 出入口は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 幅は、80センチメートル以上とすること。 |
| (1) | 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| エ | 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 |
| オ | 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 |

11. ホテル又は旅館の客室

表示板交付基準

(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。

(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 便所は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 9の項(2)ア(1)から(4)までに定める構造の車いす使用者用便所を設けること。 |
| (1) | 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |
| a | 幅は、80センチメートル以上とすること。 |
| b | 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| (ウ) | 水洗器具を備えた便所を設けること。 |
| イ | 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |
| (1) | 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |
| (ウ) | 出入口は、ア(1)に掲げるものであること。 |
| (1) | 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。 |
| (オ) | 水栓は、容易に温度調節のできるものとする。 |
| ウ | 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。 |
| エ | ベッドは、次に掲げるものであること。 |
| (7) | ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。 |
| (1) | ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとする。 |
| オ | 高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。 |
| カ | コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。 |
| キ | スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。 |

12. 客席及び舞台

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席（以下「不特定多数利用客席」という。）を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす 使用者用部分を設けなければならない。

- ア ★当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける座席の数が200以下の場合 2
- イ ★当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 幅は、90センチメートル以上とすること。
- イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については奥行き135センチメートル以上とすることができる。
- ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。
- エ 床は平らとすること。

(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- イ 幅は、120センチメートル以上 とすること。
- ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- エ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。
- オ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。
- カ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
- キ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。
- イ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。
- ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

13. 標識

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。

- ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。
- イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。

表示板交付基準

- (2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。
- (3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

14. 案内設備

表示板交付基準

- (1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。
- イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。
- エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確認すること。
- オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

- (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- ア 点字
- イ 文字等の浮き彫り
- ウ 音による案内
- エ その他これらに類するもの

- (3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。

15. 案内設備までの経路

表示板交付基準

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

16. 視覚情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

表示板交付基準

- (1) 視覚障害者用誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。
- | | |
|-----|--|
| ア | 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。 |
| イ | 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。 |
| ウ | 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、および輝度の低下が少ない素材とすること。 |
| エ | 形状は、次のとおりとすること。 |
| (ア) | 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 |
| (イ) | 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 |
| (ウ) | 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 |
- (2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。
- (3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。
- (4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。
- (3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。

17. 聴覚情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

表示板交付基準

- (1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合には、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。
- (3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。

18. 誘導設備

表示板交付基準

- (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。
- (2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。

19. 附帯設備

表示板交付基準

(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。

(2) 水飲みを設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。

イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。

(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(参考：関連条文) 規則別表第 11

★：指定施設整備基準よりも、高い水準が求められる項目

(備考)

- 別表第 1 1 建築物の部 2 の項(令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。)、9 の項(同条第 1 号に規定するものを除く。)、10 の項、18 の項、26 の項(同条第 11 号に規定するものを除く。)、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- 5 の項(2)キ及びク並びに 9 の項(3)に規定する整備基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業を行う施設には適用しない。
- 8 の項(1)クに掲げる基準は、別表第 1 1 建築物の部 34 の項及び 35 項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものに限って適用する。